

『淇園文訣』——翻刻と注記

篠崎 秀樹

「目次」

前口上	p. 1	翻刻	p. 12
略注	p. 38	文末脚注	p. 56

昨年度の「紀要」に大典顯常（一七一九）『初学文譚』を翻刻したのにつけて、今回は「皆川淇園」（一七三五）の文章論『淇園文訣』を採り上げて活字に起こしてみた。訣は要訣、要点・奥義の意味である。両書とも江戸・明治期には漢文初学者のための「入門」文典の位置付けであつたらしい。著者はほぼ同時期の人であり、片や五山禅林の「碩学」片や市井の「鴻儒」と呼ばれた江戸中期の代表的文人でもある。両書は各々が執筆活動の中期にまとめた小論として共通点を持ち、語りの体裁の他にもいろいろ符節を合わせているのが妙である。分量こそ捨てるには惜しい⁴「雞肋」程度のものだが、漢文の指南書にとどまらず両学究の他著作についての恰好の参照としてそれを専門とする人には恐らく重要な評伝資料かと思われる。原書が稀観本であるので、今回不十分なものながら⁵公開画像データをもとに活字に起こした。原著の分量が倍加した分、注記を原文読解のための必要最小限度に止めた。ただし、一己の考えとして専門家だけが読めるような原漢文の丸投げをしたくないので、誤読を囁かれても読み下しを試みた。ばらルビを導入したのも同様の理由である。今回

の内容をまとめて言えば、本文の内容を書き写し、必要事項を調べただけのレポートに過ぎない。それでも自分の勉強になるので願つてもない好機会なのだが、他の寄稿が無かつたことも知らず、全体の分量制限も確認せずに提出した拙文は貴重な誌面にのさばり、ばつの悪いことこの上ない。そもそも淇園の学問の根幹をなす易学の知識なしに議論もできないはずなのだが、読めば読んだなりに感想もあり、感想を書こうとすればしよせん自分なりの文体でしか書けないわけだし、せつかくの機会だからこれを逃すまいと少し付け加えた。⁶漢文の読解指南として定評のある原著の価値に一切の不手際は免じていただければと願う。

本書は淇園が折々の「庭訓」を長男の⁷允（号灌園、篁齋）に口述筆記させたものである。同時期の『易学階梯』も筆録であり、こちらも序跋等を欠くが、天明（一七八一）から寛政（一八〇一）年間の成立であろうと言われている。すでに『問学举要』『名疇』（天明4（一七八四））等を世に問い、『易原』（寛政5（一七九三））や各種の繹解をまとめたつあつた。あるいは『易学階梯』と『淇園文訣』とは、易学と文章と両面からする淇園の開物理学の入門編であつたか。『文訣』の国文学研究資料館公開本には天明丁未（天明七（一七八七））の刊記があり、これによれば淇園五三歳、灌園二六歳の記述となる。

『文訣』の天王寺屋板本（仙台市立図書館蔵）には灌園の漢文の題言が付属している。これによれば、本書の出版は作文・解書に当たつて父親から受けた訓戒を長年書き溜め文箱に置いてあつたものがある時友人に見せ

たことに始まるとある。「正當無名」のことが上下巻に重複したり、「斜挿の冒」「斜挿の補添」の説明が不足していたり、用語の一貫性に多少のぶれがあつたりと、なるほど編集物らしく見える点があるけれども、文中「家先生」とは淇園を指すので、『文訣』の題名と校閲は淇園自身によるものである。命名のことに触れているので、時期が隔たるものではない。

ちなみに、享和二年（一八〇二）に京都を旅した滝沢馬琴（一七六七—一八四八）はその『羈旅漫録』に「京師の人物」の項目を立て、淇園と上田秋成を「京にて今の人物は皆川文藏と上田餘齋のみ。」と記しているが、この記録によつて『文訣』刊行の頃における折衷学の大家淇園の盛名を知ることができ、淇園より一つ年長の朋友秋成は、学匠文人として読本における馬琴の先達だった。

淇園は生涯に互つて等身量の著述をものしたという。多方面の才能を表す著書目録はいま省略し、ここでは焦点を絞つてまとめる。特に周易の研鑽を軸に古語・文章の精緻周到な解析を得意とした。周易・繫辭伝の「開物成務」に基づいて自らの学問を「開物学」と標榜し、易の方法論を古典の解明に援用し、繹解と称する古典籍の解説書と『実字解』『虚字解』『虚字詳解』『助字詳解』等の文法書・字書を陸續と刊行した。他に、筆写本の形で伝わる個別の論が10相当数あり、最初のまとまつた評伝である西村天囚『学界乃偉人』（明44）に伝える子孫の口碑によれば火災などで佚書になったものも多いという。学問論・文章論の代表には――

『問学挙要』があり、『文訣』題言には両書は表裏をなす著述であるという。原文にも「冒・斜挿・補添」等の用語の説明は同書を参照せよと述べている。

『文訣』には他にも何某書を参照せよというリンクの指示が多い。これは他書にも見られ、今日ちよつとした検索ではその所在も分からないような自作記事・論文への参照を促しており、淇園の著述が一つの体系を絶えず志向していること（併せて膨大な家蔵書を自家創設の学館の基本図書として想定しており、それに対するインデックスの作成を念頭に置いているのではないかということ）を表している。体系自身についても生成発展しており、固定的なものではないといわれる。それから、『易学階梯』や『習文録』などには、初学を意識し、段階的に教授していくという編纂方針を感じる。最晩年に、貴顕の援助を得て、数多い門弟子のために私塾の発展として正親町坊（現中立売通室町西）の自宅西隣に弘道館という長年懸案の^{1）}学舎を設立したが、その下地は著作の中で積み上げられていた。^{2）}学塾は淇園の思考体系の「目筈」のうち、表現の一つに他ならなかったといえる。

淇園は十代に易と出会い、四十年をかけて開物学と名づけた自身の学問体系を形成した。易の闡明自体が聖人の遺した太古の道をその言のまに復原することになり、それが易の学問の目的であると『易学階梯』に説いている。そしてその根拠は易の上繫の「君子居^レ則^チ觀^テ二其ノ象^一、而シテ玩^ビ二其ノ辭^一、動ケバ則^チ觀^テ二其ノ變^一、而シテ玩^ブ二其ノ占^一。」にあ

るといのだが、ここで辞を玩ぶというだけで済むはずのところに象を観るとあるのは、象数を観しながら爻辞を記憶しておけば、あたかも父母の戒めを脇で受けながら修養できることを表しているのだと穿鑿する。

『文訣』を読めば、このような著眼そのものがすでに文章解析の方法と一体になって出て来るものであることに気づくだろう。古文辞学によって切り拓かれた言葉の考古学は名から実物を、古言から古意を復原することを目的とするものであり、あえて自家の理論的主張を打ち出す立場は出て来なかった。太古の道・人間普遍の神理に至る『文法』を精緻に組み上げ、これを体得することをもって能事畢れりとした。『易学階梯』等一連の周易の理論書は、殆んど前人の易説を踏襲していないという。周易の言葉信じ、精密にその文法を解析して解き明かしたという自信に満ちているのだ。淇園自身はこの開物学の樹立を「4」天の寵靈によるものと憚らず揚言しており、西村天囚の淇園評伝でそれを読んだとき、原念斎『先哲叢談』に伝える荻生徂徠の自画自賛と符合しているのに驚いた。膨大な古典の繹解を次々にものしており、それだけの裏付けもあったに違いない。松浦静山『甲子夜話』の著者が伝える床が腐るほどのその勉強ぶりの逸話も、終日書物を手から離さなかった徂徠の像とかぶさってくる。親族に優しく、弟子に懇切に、近隣と和して角を立てなかった生活人の相貌は同じ京儒である伊藤仁斎と類似し、弘道館の学則に表れたような銘柄・秘伝志向は中世的志向とも評されるが、あるいは京都の町衆

氣質の一面であつたか。しかし、復原した古意はどこまで現代語の中にその性命を發揮しえたか。前賢の訓詁注釈の誤りに対しては仮借しなかつたが、折衷学派は古道に関する自家の見識を著述としてまとめることをしなかつたといわれる。加えて、易の繁瑣晦澁、書としての信憑性も、当時から僻説であるとしてこれを斥ける勢いに拍車を掛けた。

ただし、その天稟の論理的思考力、語法・文章解析能力を疑う者はいなかつた。淇園の書の最大特徴はその解析の肌理の細かさである。独自の用語と息の長い古文、『問学举要』などに見えるその漢訳文を見ると、昔の言葉でどこまでよく思辨的な内容を展開できるものだと思わされる。まさしく読む者を圧倒する議論の掘り下げ方の深さと密度が印象に残るのである。評伝『皆川淇園・大田錦城』に引用する『助字詳解』の「弗」否定詞 not に当たる。の説明などは、極端な例だが淇園の懇切詳密な説明ぶりを示すものであろう。（『助字詳解』巻2、原文は漢字カタカナ交じり文、清濁原文のママ。読みは入力者）

此は此方の内に、其が出て来り合すべしとし、承を持つに、向ふにての其が行きざまが、とまるやふす様子を、其内にもつ「」にしてゆく「」になると云ふ意にて、物をは、其がこゝにかゝり来る「」になるべしと思ふに、向ふの内にて止るやふすを、其内にもちてゆきて、此方へかゝり来ぬ「」になりたるにし語るに用ゆ。

次の「不」の項では淇園は従来の辞書が「與」「弗同」とするのは誤りであると説く。『正韻』に「附」花に対する專片と同じとあるのを明証とし、専

は花に密着するがその実抱合しているものではなく、「されば不の字も、右の如き意味を含みて用ゆる字にて、打見ルには其がつきあると思ふ」なれども、其實はそれに付かぬ「を語るに用ゆる字なり。」と説く。弗と不の文字の区別が古書にある以上、限りある資料を駆使してその区別を追究しないではおかない。「弗」の説明は古文の引例の解析に基づくもので、「此方」と「向ふ」との関係において述べる仕方は易の方法論に基づくらしいのだが、独特な行文であることが一見して分かると思う。

『文訣』では開物学の方法論が文章の解析に適用されていく。各種の『釋解』は早くから書かれているので、これらと比較することでさらに見通しがきくようになるかもしれない。上巻は「習文の階梯」としての心得をまとめた概論であり、下巻は豊富な例による証明である。その概論を「心神の妙用」から説き始めるところが既に易学の適用なのだろう。言葉選びの段階から心に浮かぶ心象と文字の契合を指して「文字の鎖の貌付」と呼ぶ。初めは文脈のことかと思つたが、語脈・文脈の生成のそもその始めにおいて精神が文字の「轉ばせ様の條理を、古文の貌付に似たる様に、付け行く」という「機發の拍子」に即応して現れるものなのだ。このような記号とその使用者との関係の議論を見ると、「埋もれた大記号論家」(加地伸行「序」『皆川淇園・大田錦城』)という評言を思い浮かべる。ただし、概念語としての漢字は意味論を離れることがないと言われる通り、この記号論家は「名」文字と「実」対象とを切り離すことをしない。また語

論と文論を区別しない。すべて「精神の機宜」が働いて「語意のはづみ」となり、積み重なつては「文理の格合」をもたらし、文章となつて形を成す。字義と文理を統合するものは心の「條理」であり、それがすでに「文」である。文字(言語)自体は国によつて異なる「名」に過ぎず、人の心が共通して持つ「象」のローカルな「符牒付」、すなわち象が本体で文字は仮象である。事物に直面しているときに、文字は用をなさず、せいぜい指示すれば事足りる。「正當に無名」であり、声音や感官の刺戟を去つた「不正當」の段階で人は物を表象する。仮象を喚び起こすに当たつて表現があり、「名」があり「字」が要請される。

原理論に次いで上巻は文章読解・作文の心得の具体的な伝授に入る。文字は作者の「意象」の「符牒付」であり、その遣り方は同一の文章において全て統一されている。「同字一律」である。時に意味が変わるように見えても、それは焦点の当て方が変わったからである。「たとへば文字の本義は眼鏡の如し。其眼鏡の大小は同じけれども、あてがひ寫す處に随て、其うつす影には、大をも小をもうつし持つなり。」(一二丁裏)また、辞(詞)に表したものは物の「明界」となり、その反対に隠れたものは物の「暗界」となる。文の構成を見るには隠れた「辭の裏」を心に立てて両者の「權衡」を設けて察する習練を積むことが必要だという。今日、漠然と「文脈を読む」と名付けている作業の一つをより具体的に表現している。読解の理論はまた作文の理論でもある。言葉はただ並べるものだという固定観念か

ら初学者はなかなか逃れられないものだ。

文章と云ふ物を、初學の間にては、たゞ文字上の事なりとのみ思ふべしなれども是は、一を知りて、二を知らざる故なり。初學の間にては、文字に熟練せざる故に、文字を付くる所の「艱難」なれども、文章に長じては、何となりとも、文字の廻らぬ「虚」はなきものなり。其より以上は、巧なるものは上手に言取り、拙なるものは、下手に言取るの差のみなり。さて其巧も拙も、心の巧拙にて心刻れば、筆到り心刻らざれば、筆到らず。茲を究竟して見るべし。文章と云ふものは、文字にあらずして、心の物を明かすの條理によるべし。経藝に熟して、物に博達なれば、其文も自然に明暢なり。物に博達ならざれば、心の惑ひ、言辭にうつる故に、辭理も自然に闇澁なり。是故に、周人は胸中に物の條理の立ちたる所を、指し名付けて、文といへり。周易に聖人の文を言ひ、周文王の文を言ひ周語に晋悼公の文を稱し、論語に夫子の文章といへる類見るべし。(十三二)

言葉の対応の数を蓄積し、意味の相関・比重を計る目盛が細くなるほど文章は書き手の心の條理を顕現するだろう。そこから先は「文は人なり」で、文体はそのままその人となりを表す。これなどは意味論を越えて、すでに一箇の哲学であるといつてよい。

訓読漢文特有の返り点を付けた箇所は、「幾段も、入れ子にして見て行く」なり。入子の見て行き様は、下にある程を、段々に虚の又虚と見、上にある程を、段々實象に近しと見る「なり」。(二二丁裏) 大事な指摘と思われるが、「虚」は虚象だろうか、又はこれも「紀実体用道」という六爻の排列・九籌(疇)と関係があるか。易の知識がないと恐らく真意は掴めない。

本文にも「精しき」は、口授にあらざれば諭しがたし。「(二二丁裏) と言ひ、他書にも同じ言葉を繰り返している。助字の重なったところも、「下の助字より皆辭にして讀むべし」。(二二丁表) また文には「斤兩」がある。同数の語を連ねて上下の釣り合いをとる。これは対偶法を含め、下巻に説く文の「二つ折れ」の構成原理によるものをいうか。これら語・句・文のレベルを貫く言葉の照応・配列は、古典漢文の持つ基本的特質を簡潔な言葉で言い表したものだ。上篇の最後は古代からの「文變」、すなはち文体中心の文学史略説になっている。その他、助字の意味のニュアンスに習熟する方策として「射復文」と称する読み下しから原文への「復文を提案しているが、これは学館のテキスト『習文録』として刊本が残っている。

上篇が簡明を宗とした心得書きの体裁をとるのに対し、下巻は例文を豊富に交えて文構成の解説を行っている。劈頭、「古人の語意條理」は「二つ折れ」の形で語句篇章を「貫接」するものであることをいう。

*この「二つ折れ」を語句の組み合わせと受け取つてよいが、多少の疑問がなくもない。『問学挙要』に「層折」というのが「二だんにをれる」と書き入れがあるという。「大凡、句頭を主腦の位と爲す。然も亦須らくその語勢の層折有ると無きとを視るべし。無きが如き者は、即ちその主腦却つて轉移して下に在り。前に『花色』と云ふが如きの類、即ち是なり。蓋し古文は、未だ上下の語勢相接せず、各自その旨を成して、以て言を爲す者有らず。」(『近世後期儒家文集』所収「問学挙要」 p.117)

一字一語についても「映應」がある。章句の前後にも文意を貫いて「あた

り」があるか、見当たらなければ隠れている。「古人の文に、あたりなき文字を用ひたる」^{（一）}、決して無^{（二）}なり。「六丁表」この二つ折れを大小のレベルに応じて組み合わせ、「語意」の尽きるところを「句」とし、一旦読み切つて下に続くところを「読」とする。読む者は、句切れ毎に條理の相互關係を見ていく。二つ折れの「内外のつり合」、前後の「引承」「接應」を見ながら、篇の中の章（大小の「段落」）、章の中の句の排列を読み取る。句法は、叙述を前で括り大旨を提示する「冒」、終わりに説明を加え、駄目を押す「補添」、句中に意味を補充する「斜挿」の三法を見ればよい。ただし、「斜挿の冒」（十九丁裏～二二丁裏）＝理由づけや条件の提示等、「斜挿の補添」（二三丁裏～二七丁表）＝という關係もある。（この辺りの説明は、用例だからから帰納的に理解するのが難しい。）總じて、冒と見るは前おきになる句にて、此句なくとも、前後の文意はつゞきて聞ゆるを其間に、此句をさしこみ、後句に言ふ語の前おきにしたる句をば、斜挿の冒とする「なり」。（二一丁裏）形式と意味の区分が一体化しているため、両者を「兼ね」る場合が出て来る。句を飛び越えて承接する意味の対応關係もあるので、上巻という古人が「文字を取扱ふところの記魄」の首尾「一貫」を全篇中に析出することによつて読み取つていく。今日いう伏線・首尾照応等を含めた文章構成の把握に近い。

例えば、七丁裏、薛存義が永州零陵県に帰還するのを送った柳子厚（柳宗元）の序は、全篇二四〇字の短い序である。冒頭で肉を俎に載せ、酒を

觴に崇て、友人と長江の濱に飲食した思ひ出に触れる。急ぐ友をつかまえて、まあ一杯どうだ、と。ところで君は役人とはどういふものだと思う、と議論を吹き掛ける。民は収入の十分の一を出して吏を雇い、公平を司らしめようとする。しかし、吏は値を受けて仕事をサボる者ばかり。召使いにそんな奴がいたら誰だつて追い出すだろう。民はなぜ吏を罰しないか。勢力が無いからだ。しかし勢力が不均衡でも道理は一つだ。道理を知る吏は畏れずにいられまい。君の謹厚廉直はこの二年の仕事ぶりで明らかだ。君は値を猫糞せず、畏れを知る良吏である。自分は今永州左遷の身、君のような吏職にある者の人事考課をなすべき地位にいない。その代わりに、こうして君にせめて酒と肉とで褒賞をしようと思うのだ、と。これが「送」薛存義「一序」の全文である。首尾の酒と肉は、実直と畏懼の「二つ折れ」を「地」「前づくり」として、これと意味の「あたり」（照応）を成して名実を満たす高次の譬喩となり、文章の解析も同時にそのまま鑑賞となる。

次は助字について。「助語辭」は「語意のはづみ」を表すものだ。「文氣」の「串接」「接應」、強弱・緩急を示すために助語辭を抜き差ししたり、文字を「省減」「増加」したりすることがある。また文中での位置によつても意味の差違が生ずる。「其レ」の置き所一つにしても、淇園の筆は書き手の氣息の動きにまで及び、微に入り細を穿つという形容がふさわしい。

下巻十五丁裏に説くところは面白い。まず命名法がユニークこの上ない。

名付けて「對暗伏虚象法」「每累倍所貼帶の法」(每累倍で一休止する。所は受身の意)。名付けの主意を伝えるためか、説明文がそのまま術語になつてしまつてゐる。主語を再掲する、しないの「起頭法」「藏頭法」(十丁裏く十一丁表)の説明までは自然に理解できたが、この二法は眼光紙背に徹する底の記述である。¹⁹前者は叙述者が叙述の流れを呑み込んで措辞を先行させたものと思われ、後者は指示語「之」に「あたり」が見られない場合に、反復された「之」が前に「貼帶」された文義に対して「累倍」していくという現象を名付けたものか。「每累倍法」には例がもう少し欲しいところだ。「此累倍の法は、甚多きものなり。」とあるのは、簡潔を旨とする漢文では、趣旨を畳み掛けて展開すれば語句の中に意味が層疊していく例はあることだろうから、確かに用例は多いことと思う。例文を何度も見直して、何となく分かるような氣になつたが、まず「虚象」というのは「此方」ではなく「向ふ」の、書き手のそれであろう。わずかな語順のずれから、書き手の想念の動きを捉え、これを文理において証明しようとする。印象批評を極端なまでに嫌い、徹底的に文義生成の理屈を探つていこうとするのだ。一枚の絵馬に執念を傾ける画工を思わせる。西村天囚を再三引用するが、

而して淇園の最も學界に貢獻したる者は、字解の著なり、音記象式の説に至りては、亦瑣碎を免れざるも、其字義を解釋するや親切丁寧なり、淇園の高足にして龜井南冥の友なる小石元俊曰く吾れ平生三異人を見るを得たり、皆川淇園先生の字義文理に於ける、慈雲律師の佛理道德に於ける、永富獨嘯菴先

生の英才傑姿に於ける、天下其の比あること希なりと、「皆川淇園」、「學界乃偉人」P. 315、ルビは引用者)

の評にある通り、淇園の異才を見る一例である。

文脈上類推できるところを省略する。²⁰「略折法」を見抜かねばならない、『文訣』は説く。これと繋がる文法にはまた、語を省略して文を簡勁にし、主張を明らかにする一方、譬喩と相俟つて含意を多くして、重大な案件については直截言及することを避け示唆的に議論する「避法」がある。また主語が交錯する「分属」の法、言葉の飛躍の間に意味の「含蓄」を読ませる法、その他「常事不書」という言語の本質としての「正當無名」の性質が秦漢以前の文にあることを読む者は知らねばならぬ。

文字の果たす役割と意味を文構成の中から特定していくこと、語文の解析を篇章の解析に適用していくこと、省略や婉曲語法を含めて行間を読みながら「語意のはづみ」を読み取っていくこと等々、理路を立て初学者に階梯を設けて説き進める著述の方法から学ぶことは多い。その際、形式と意味とは渾然一体のものであり、名は実の實であるとして両者を切り離すことのない解釈流儀が伝統的なものであることは重ねて注意すべきである。その大きな流れの中で、独自の解析が積み重ねられ、さまざまな文法語彙となつて残されている。淇園の命名法はやや奇矯な感じがするが、実象と虚象の相関と條理の動きを紙背に読み込み、詳悉を極める解析法は甚だ個性的であり、漢文を読む面白さを伝えてくれるものと

いえよう。

今回、「対暗伏虚象法」の実例を自分で拾うことはできなかったが、「避法」や前後の文脈の「引き承け」、語の「嘆應」等について、これがそれだろうかという用例を見つけることができた。「鴻門之会」の一節、樊噲が長広舌を振るう場面がそれだ。剣と盾を持って項羽の陣営、霸王たちの車座になった席に闖入したこの招かれざる客は、「頭髮上指し、目眦盡く裂く」という仁王のような形相で一座を圧伏し、侮蔑的な酒肉の饗応に与かつた後、斗卮酒二献の勢に乗って雄弁を披露する。現代の活劇を見慣れた目には大立ち回りもなく、竜頭蛇尾の感もするが、それは皮相な見方で、虚仮威しと理詰めの弁論との抱き合わせによって沛公の正当性に誘導して「落とし込み」をとった、実に用意周到な説得工作なのだ。その末尾、「勞苦功高」下如きニ此クハ未ダ有「封侯之賞」而モ聴キテ細説ラ「欲ス」誅セント「有功之人」ヲ。此レ亡秦之続キナル耳。窃カニ為「二大王」ノ不「取」也。」（『史記』巻7「項羽本紀」第7）楚王の約に従って先に秦を打ち破つた大義名分を主張してその本旨は「略折」によって暗示する。項羽も承知の函谷関封鎖の事実「如此」で「あたり」を見せながら、その「実」の意味づけを顛倒させ、前後「接応」の妙を見せる。さらに項羽の無道を「虚象」として「暗伏」させ（？）、その功を「引き承け」て「有功の人」沛公と曹無傷の「細説」とを「嘆應」させながら、どちらもあえて「避法」により名を伏せて却って沛公暗殺計画の理不尽さを項羽自身に思わせて印象

づけ、微妙な交渉に臨む。末尾は「亡秦之続耳」と叩き付けた後、「不取」という婉曲な表現に加えて「窃為大王」を「斜挿の冒」として緩急抑揚の効果を挙げつつ議論の押さえとする。こうして僅か手勢百騎ばかりで項羽の四十万の大軍に乗り込んでの「謝罪」を見事「弁妄」に転換し、霸王項羽を沈黙させてそのまま虎口を脱するのである。樊噲は張良と共に咸陽での沛公の略奪行為を諫止した。樊噲の弁舌はこれに続いて命を懸けて殿を務める張良の勇猛智略と「二つ折れ」、一雙をなす。どちらも智謀に長けた軍略家として描かれている。作者司馬遷の「條理」「記魄」は篇章字句に一貫して、要所ごとに「語意のはづみ」を生み出している、というわけだ。以上『文訣』の用語のお濫いを狙って作文してみた。易の手法に従っていないので、畳の上の水練、半ばこじつけに近いけれども、「有功之人」の「避法」であることは間違いない。こういう理解は、授業で説明する際にも（もちろん術語など使わないが）役立った。

『淇園文訣』題言に『問学挙要』を参照すべきことを説いている。特に第五「晰文理」の章が文章解析の要点を述べ、術語も半ば以上が『文訣』と共通する。ただし、本書下巻の解説の方がより細かいようである。「權衡」は『問学挙要』では第六「審思」の部類に入っているが、『文訣』は用例に即して実践的にこれらを組み合わせたものといえよう。曖昧さと思い込みをこの上なく嫌った淇園は、理詰めに篇章字句を解きほぐすための尺度を、その豊富な読書体験の中からいくつも抽出し、これを先秦の古文に

あてがった。今日、その解釈は再検討されているのだろうか。有名な『論語』第二「学而」篇の次の二つの文について、淇園の解釈はこうである。

(1) 学^レ而^レ時^ニ習^フ之^ヲ。不^ニ亦^ニ説^バシカラ^一乎。

朱子(朱熹)は『論語集註』において、「学んで時々これを習えば、学んだことが熟して、うれしくなる。」と勝手に「熟」の字を増して「説」(悦)と牽合させている。こうした牽合附会の説は易の古注にも多い。これは熟を踏まえて略折したものののだろうか。いや、もし熟を説ぶというのなら、熟は主(中心として述べる内容)、説は客であり、次において別にもう一文を起さなければならぬ(別起)。熟が略折ならば、それは原伏(前提。←注20 参照。)でもあるはずだが、学習の結果説ぶことになるのであり、主は客の原伏となることはできない(以上『問学拳要』)。これは学問を厭苦する者のために、孔子がわざわざ説いたものだ。孔門の弟子に課せられた詩書礼楽の学問は実践躬行を旨とする辛いものだが、それなればこそ時としてこれを躬ら履み行うことができたときの喜びは一人深いはずではないかと説かれたのだ(以上『論語集註』)。

(2) 曾子曰ク、吾日三省^{ミル}吾身^ヲ。一(下略)

前賢が古書を解する場合、おおむねただ全体の趣旨を得るだけで済ませ、その文法を検討することはゆるがせにしているものだ。そのために文意を失うことがある。朱子はこの章を「曾子はこの三つのもの(省略部分にある三つの反省)を以て、日々みずからを反省する。」と解している。注記に

従つて考えてみると、三つのものとは「恒在」の物である。これを毎日省察するとなると、毎日三つのものについて反省を始め、反省が終わるということになり、「恒遽の混」をもたらす、文理を成さないことになる。同じく、「三人行へば、必ず有り二我ガ師焉。擇^レ其^ニ善^キ者^ヲ而^レ從^ヒ之^ヲ其^ニ不^レ善^キ者^ハ而^レ改^ム之^ヲ」(第七「述而」篇)についても、「三人の一人は自分だ。残りの二人は一は善、一は悪。そこで善なる者に従つて、その悪なる者を改める。すなわちこの二人ともわが師である。」という。もしこの注の通りなら、本文は「三人行う」でなければならぬ。扱ふのは我だからだ。本文の上に「擇」字があることを見落としている。これは「内外の混」を致したもので、どちらも論理の混雑である。その他、「大小」「遠近」などの区別を見落とした注記など、枚挙に遑がない(以上『問学拳要』)。省すとはまさに行わんとして心の内に「反想検定」することをいう。三省とは「周復」、繰り返すことをいう。晨に一度省してその失がないことを確かめる。そうして昼夕に及びて前の反省にまだ至らない点がなかったかどうか、再三確認する。毎日、朝昼夕およそ三回点検するのである。曾子は周く慎み、努力する人だったのだ(以上『論語集註』)。

後者については、今日ほぼこの通りに読んでいるかと思う。「三人行へば」の引用については、中の一人が善悪不定の常なる人間と押さえれば虚象はすぐに出来上がりそうに思えたが、なるほど文法面からこれを見れば「扱ふ」主語が他になくてはならない。三人の人間を観察すれば、善と未

善と不善の三者に必ず分かれる。その行いを観て、自身に「裨益」を取るためにはいかにすればよいかの方法を孔子は説いているのだ。すなわち善と不善とではもちろん善なる者を取り、善に従うための師とする。そして自分が不善なる者と同じことをしていたのであれば、「顧省」して改め、不善を改めるための師とする。穎敏・熱心にこれを求めれば、人の言動をあらかじめ察することもできよう（以上『論語釋解』）。理解を「体察」と表現した人の解説はなるほど噛み砕いてあり簡明直截である。『問学挙要』にはこの他、篇章にも一貫した文理が必ずあることや音義の問題など巨細に亘つて多くの指摘がある。六経への疑問などは、江戸後期の合理主義精神をよく表している。大率自身の解答は保留し、「引きて発せず」（『桃西河』序）『孟子』尽心章句上篇の引用で、弓に矢を番えたままの体裁ながら、全六章の排列によつて学問の方法論を整序したものである。『淇園文訣』は、『問学挙要』との関係でいえば、最も実践的で初学者にも分かりやすい「晰文理」「審思」の章の補注・好注脚という位置付けの書である、と簞斎の題言と同じことを喋舌つて、淇園による開物学の自注解説に關する二番煎じの解説は終えることにする。

これで止めればよいのだが、論点の取り零しについてのメモ書きを最後に付け加えておきたい。

○一つはもちろん易と開物学の関連である。これは、『近世後期儒家集』の解説で『問学挙要』の詳細な対校・注釈を行った中村幸彦が「その『問学』

の使い方の一注 原理を、彼は若くより、その精魂をそそいだ『易経』の研究においた。天明六年序（寛政五年刊か）の『易原』や写本で残る『易学開物』に論ずる所が詳しいが、それと言語観との関係は、今の筆者には、残念ながら理解できない。當時も「怪物学」と評され、猪飼敬所も『猶疫を病む者の鬼を見るが如き』と評したという。（p・528）と述べるように、困難を極める課題である。「疫」は「易」の洒落だろうか。

○『皆川淇園・大田錦城』が「折衷学派の思想史上の位置づけ」を議論の焦点の一つとしているが、「日本の思想家」の評伝として当然の論点である。「その学が瑣碎に局して大見識がない」と當時から評価された儒家たちの時代認識は問題とされるが、同時に江戸後期は「文人たちの時代」であり、その文化史的な位置づけに興味を覚える。『淇園文集』に序を寄せた赤松滄州と淇園、柴野栗山は天明四年（一七八四）に三白社という詩社を一時結んだ。「錢穆父が蘇東坡を招いて、飯一盃、蘿蔔一樽（一碟）小皿一枚、の誤り―注、湯一盞を出した故事により、集会は俚を尚んで詩三昧を主とするための命名であるという。」（『近世後期儒家集』p・530）蘿蔔とは大根のことである。「俚を尚ぶ」は、澁江抽斎の周茂叔連が「廉（蓮）を愛する」と似ている。この三人のうち、赤松滄州は柴野栗山が異学の禁を唱えた時、これに猛反発したことが『先哲叢談』に載っていたかと思う。これも、その現象だけを捉えるのではなく、このような詩社の繋がりを間に挟んで、複眼で眺めないと恐らく真相は分からないのではないか。文学史

などの整理では爛熟頹廢の語で片付けられがちだが、教養豊かな人々の詩酒徵逐の世界をもう少し間近に眺めてみたい好奇心も些かある。秋成が淇園を罵倒し去ったかのように読める『膽大小心録』の記述(注13を参照)についても、そういう角度から眺め直すことができないか。

私が淇園の弘道館はこの人の「作品」だったのではないかと云ったのは実証的根拠があるわけではない。しかし、享和三年(一八〇三)秋冬、幕府に「學文所」設立趣意書を提出したというその社会的活動を見逃すことはできない。崎門学の菅野兼山が官許を得て江戸深川に設立した会輔堂、三宅石庵・中井整庵が大坂尼崎に設立した懷徳堂(後に官許学問所となる。)の例に倣い、京に学問所の認可を得ようとしたようである。結果的には幕府の認可は下りず、京都の学問所は文化三年(一八〇六)以降、平戸・宮津・膳所三藩の資金援助により辛うじて発足した。淇園による東山の新書画会は寛政四年(一七九二)に始まるとされるが、それよりもずっと早く天明年間以前において、諸方から人が蟬集する京都に学塾のないことを憂え、「義塾」の建設を同志に訴えている資料もあるようだ。文化の府として京を江戸に比肩させたいという意思を読むこともできよう。そして京に住む大坂の人秋成が淇園の意向を蚤くから汲んでいたことも十分考えられるのだ。その試みが秋成の目からは「あほう」の仕業であつたにちがいないとして、では秋成は何を以て自身の知的営為の意味づけを行っていたか。他の同時代人とどのような世界観を共有していたか。

そうした文化圏の位相を俯瞰するには、切り口が幾つ也需要である。淇園自身は『文訣』において「文人」たんとすることを強く拒否している。しかし、儒学・国学はもとより琴棋書画から篆刻に及ぶその広い交遊の跡をたどること、折衷学派・考証学派その他、その交遊圏の中で三都の文学・思想・藝術に携わった人々の動向を探ることなど、「漢文体の世界」の持つ意味を今日との対比において少しでも描出するためのヒントを、漢文法の知識の他にもらったような気がしている。

「叡智の杜 WEB」(仙台市立図書館)公開本(京都書林 京極通五條上ル町 天
王寺屋市郎兵衛 刊年記載ナシ)
に付された「題言」は、GoogleBooks公開本(皇都書林 京御幸町御池下ル町、
菱屋孫兵衛板 刊年記載ナシ)、
国文学研究資料館公開本(天明丁未(天明七年一七八七)季秋 皇都書林 西堀川
林宗兵衛 佛光寺下ル町 浅井庄右衛門、二条麴屋町東江入ル町
衛發兌)に見えない。板本は共通のものか。国会図書館館内公開本も
GoogleBooks 同様菱屋孫兵衛版で、題言は無い。

*題言原文は白文であり、訓点は入力者が施した。誤りも多くあることと思う。
*以下、原文は漢字カタカナ交り文、全て読点だが、可読性を向上させるため、
今回は漢字ひらがな交り文に改めた。「」は入力者による付記である。
*仮名遣い：清濁は原文に従ったが、「こ」は「こ」字を、「ね」は「子」字を使った。
*本文で参照を指示している淇園自身の諸論はゴシック体で示した。

*題簽「淇園文訣 共二 上」(菱屋孫兵衛板)

淇園文訣題言

允^あ自^{より}二弱冠^{じやくくわん}一 來^{きた}趨庭^{きうてい}ノ之間^の毎^{つね}二聞^き下^{した}有^あ二益^{えき}ナル於^お作文^{ぶん}解^{かい}書^しニ之^の訓^{しん}上^{うへ}、
即^{すなは}チ退^{しりぞ}キテ而^{しか}手^て録^{ろく}之^の積^つ歳^{さい}幾^{いく}ト至^{いた}ル盈^みツルニ^に篋^{けふし}笥^しニ。因^よリテ輯^{あつ}メテ作^なシニ
一卷^{いっけん}ト、置^おクニ之^のヲ坐^ざ右^うニ。頃^{この}口^{くち}有^あレ客^{かく}、來^{きた}リテ允^あノ室^{しつ}ニ論^{ろん}ス文^{ぶん}ヲ。次^{つぎ}デ允^あ
取^とリテ前^{ぜん}ナル卷^{くわん}ヲ示^しス之^のヲ。客^{かく}讀^{よみ}ミ之^のヲ大^{おほ}ニ悦^{よろこ}ビテ曰^{いは}ク、吾^{われ}常^{つね}ニ自^{みづか}ラ苦^{くる}シム味^{あじ}フニ
於^お古文^{こぶん}ノ脉^{みやく}理^りヲ。今^{いま}觀^みレバ此^{この}卷^{くわん}ヲ、例^{れい}大^{たい}ニ備^ひハリテ而^{しか}其^{その}録^{ろく}ハルコト甚^つ詳^{じやう}ナル下^{した}、
燎^{れう}乎^こトシテ若^{ごと}シ三^{さん}閨^{かん}室^{しつ}ニ獲^とタルガニ一^{いっ}炬^{きよ}ヲ一^{いっ}也^{なり}。此^{この}レ實^{じつ}ニ習^{しふ}文^{ぶん}ノ之^の楷^{かい}梯^{てい}、晰^{せき}章^{しやう}ノ之^の
舟^{しう}筏^{はつ}ナリ也^{なり}。學者^{がくしや}由^{より}レ此^{この}ニ溫^ぬ習^{しふ}セバ得^うルコト^に鴻^{こう}益^{えき}ニ^も也^{なり}必^{ひつ}セリ矣^{なり}。(題言表)有^あラバ
如^{ごと}キコト^に令^しムルガ^レ為^たニ蠹^と魚^{ぎよ}之^の食^し、甚^た可^べシ惜^{おし}レ君^{きみ}豈^あ無^なカラヤ意^い乎^{なり}。允^あ思^しフニ

其^{その}ノ言^ごヲ、亦^{また}似^にタリ有^あルニ理^り也^{なり}。因^よリテ更^{さら}ニ繕^{せん}ヒ書^しク、命^{めい}シ工^{こう}人^{にん}ニ、乃^{すなは}チ乞^こヘバ
命^{めい}於^お家^か先生^{しやうしん}ニ、曰^{いは}ク淇^き園^{えん}文^{ぶん}訣^{けつ}ト。若^もシ夫^そレ家^か先生^{しやうしん}ノ晰^{あきら}ルニ文^{ぶん}理^りヲ一^{いっ}之^の著^{しやく}ニ本^{ほん}ト
有^あリテ問^{もん}學^{がく}學^{がく}要^{よう}ノ一^{いっ}書^{しよ}、久^くシク已^{すで}ニ行^{おこな}ハルニ乎^{なり}世^{せい}ニ一^{いっ}矣^{なり}。讀者^{しやくしや}以^もテ彼^かヲ參^{さん}ゼバ
此^{この}ニ、則^{すなは}チ必^{かなら}ズ互^{たがひ}ニ有^あランニ相^{あひ}發^{はつ}スルモ一^{いっ}焉^{なり}。允^あ手^てニ録^{ろく}シ此^{この}ノ冊^{さく}ヲ一^{いっ}、且^{かつ}ツ以^もテ命^{めい}ズルニ
削^{きけつ}剗^{かつ}ニ一^{いっ}者^{しや}ハ、其^{その}ノ志^し抑^{おさ}モ亦^{また}以^もテテナリ有^あル在^あルコトニ乎^{なり}是^{こゝ}ニ一^{いっ}焉^{なり}。

男^お允^あ謹^{きん}ミテ題^{だい}ス。「皆^{みな}川^{せん}允^あ印^{いん}」(「題言裏」
陰刻落款)

淇園文訣卷之上

平安皆川愿口授

男^お筆^{ひつ}録^{ろく}

文章^{ぶんしやう}を書^かき習^しはんとするに、肝^{かん}要^{よう}とすべきことを、宋^{そう}の歐陽^{おうやう}脩^{しゆ}が言^いへるに、
三^{さん}多^たと云^いフあり。看^{かん}多^た做^{しやう}多^た商^{しやう}量^{りやう}多^たの三^{さん}つなり。看^{かん}多^たは、古^こ今^{こん}の文^{ぶん}を看^{かん}
フ多^たきを云^いふ、做^{しやう}多^たは、自^{みづか}身に文^{ぶん}を書^かクフ多^たきを云^いふ、商^{しやう}量^{りやう}多^たは、其^{その}書^かきたる
文^{ぶん}の字^じ句^く篇^{ぺん}章^{しやう}の間^{かん}に付^つきて、ひたと吟^{ぎん}味^みをして、工^{こう}夫^ふを付^つくるフの多^たき
を云^いふ。此^{この}三^{さん}多^たの功^{こう}を積^つまざれば、文^{ぶん}章^{しやう}に名^なあるフには、ならぬと云^いへり。
尤^{なほ}もさあるべきフなり。初^{はつ}學^{がく}の人^{ひと}には、此^{この}外^{がわい}に肝^{かん}要^{よう}とすべき務^むあり。三^{さん}
多^たにしていへば、讀^{よみ}多^た鮮^{せん}多^た做^{しやう}多^たなり。其^{その}故^{ゆゑ}は、文^{ぶん}章^{しやう}を書^かき「一^{いっ}才^{さい}」習^しはん
するに、先^{まづ}つ文^{ぶん}章^{しやう}には、文^{ぶん}字^じの鎖^{くさり}の貌^{かほ}付^{つき}と云^いふものあるフなり。此^{この}貌^{かほ}付^{つき}と云^い
ふものは、我^{われ}文^{ぶん}章^{しやう}を書^かき出^です時に、我^{われ}神^{しん}氣^きが、我^{われ}心^{しん}の辞^じ作^{さく}りをする時の
思^し案^{あん}を付^つくる際^{さい}にあたりにて、何^{なん}となく、其^{その}辞^じ作^{さく}りの物^{もの}好^{すき}の條^{じよう}理^りをば、様^{よう}
々^々に出^いし、心^{しん}にあてがひて、工^{こう}夫^ふを付^つさせ、筆^{ひつ}を動^{うご}かさする便^{べん}となるものな
り。是^{こゝ}心^{しん}神^{しん}の妙^{めう}用^{よう}なり。多^たく古^こ書^{しよ}を讀^{よみ}みて、様^{よう}々^々の文^{ぶん}字^じの鎖^{くさり}を、心^{しん}目^めに熟^{じよく}

記して居れば、文を書く時の、其機發にあたりて、其覺へこみたる古文の文字鎖の貌付が、其時の相應に、心に浮み出来りて、筆尖を導くなり。此心神の妙用に、彼文字の貌付を、多く持たせ置にあらざれば、如何なる才ありても、文を書く「二ウ」はならぬものなり。故に多く讀まずばあるべからず。然れども、右の心神の妙用の導く所は、拍子の如くなる物にて、唯此を以て、其轉ばせ様の條理を、古文の貌付きに似たる様に、付け行くまでなる故に、其熟記したる文字の義理を、預じめ、とくと解して覺へ居らざれば、其神氣の導く時にあたりて、出来る所の辞の、鎖り様の雛形が、機發の拍子は、合たる様なれども、文中の神理に中らぬ拍子のみ多く出来るものにて、其のみに便りて書き出す時は、貌付は相應なる様なれども、神理に中らぬ故に、刷違ひ「マ」、後出「はけちがひ」に乗る「多し。刷違とは、或は辞の掛様迂遠に廻りて、意理を闇滞せしむるか、又は言足らずして、道理「二オ」つまらず、聞へぬ「を」書き連子で、人には通ぜぬ文字となる「多し。多く解して、熟記して居れば、其浮ひ出る貌付が、自然と、其書出さんとする所の、機宜にも、條理にも、程よく中る様に行くものなり。故に多く解せずはあるべからず。然れども、讀と、解するとは、畢竟心に入るのわざにて、文章を書くは、心より出すの所作なる故に、出入の相違あり。故に、別に心より條理を付け、辞を作り出す「を」を為習ざれば、筆の舒る「は」出来ぬものなり。筆の舒る「出来子ば、多讀多解の功を積といへとも、譬は、足癢たる者の杖を蓄へたるが如くにて、文章を書く為の役には、立たぬものなり。故に、多く做さずばあるへから「二ウ」ず。此初學の人の為には、肝要の三多なり。

初學の文章を書き習ふには、右の文字の貌付を覺ゆる為なれば、兎角古

書古人の文を搜索して、其書んとする「に」、似よりたる文面あらば、それを抄録をし、書あつめ、見合はせ切續綴りて、吾文章に為立る「を」、為習ふべし。尺牘は尺牘、記事は記事、序は序、論は論、各古人の體に倣て、これを為すべし。此の如くする「一、一年ばかりの間には、自然に、文字の貌付を、多く覺ゆるものなり。

切續綴る文章にも、幾端も、ある「を」書んとすべからず。唯一道の事情を、始終其意持の一貫する様にして、書習べし。幾端「三オ」もある「を」、最初に書んとすれば、初學の人は、文字を取扱ふところの記魄「マ」が、いまだ強厚ならざる故に、條理まぎれて、文章にならぬものなり。文章軌範に、放膽文を先にし、細心文を後にせるも、初學にては、入くみたる「は」、書くべからざる「を」を示せるなり。尤なる「なり。されども、一道の事を、始終一貫する様に、書んとする「は」、細心文にいたりても、やはり同じ心持なる事にて、畢竟は枝葉の入くみ多きまでの相違なり。故に、一貫する様にして書んとする「は」、いづれにも、餘程心苦しく、大義「マ」なるものなり。然れども、右の通りを心掛て、ひたと、それを為れば、我書たる文章の、始末の文字鎖を、一字も遺さず「三ウ」二三日は宙に記臆「マ」する様になるものなり。度毎に此記臆を為慣れば、我記魄いつとなく強厚になりて、文段「マ」の長き「を」をも、餘計に心に持たる「に」なるものなり。さて、其に慣て久しくしては、其餘計なる文段中の曲折を、前後に運移して、工合を合はする働が、自然に生ずるものなり。さて此働を助くるものは、已前に言たる文の神理なり。此神理は、解書の力の多少強弱によりて、中不中ありと知るべし。

さて此文の神理と云ものは、原来字義の積みて、文理を成したるものにて、

其文理の中に、其語意のはづみを寓す。此はづみは、即ち精神活用の機宜にて、機宜とは、其上下先後及び明「四才」晦等が、自然と、天地上下四時晝夜の道に叶ひ、天下の民の性情に合へるものを云ふなり。故に精神の機宜の、然あるべき所に據りて、名付け稱すれば、神理なり。即ちやはり文理の「」なり。故に古書を解するにも、字義より積みて、其を以て探らざれば、古文の文理は得られぬものなり。文理を得ざれば其意味も、とくとは聞へぬものなり。是故に字義に多く熟し、文理に精しからざれば、古書を解するにも、只上つらをはしりて古人の真義を取りはづす「」のみ多し。上つらをはしるとは、文十字の中にて、四五字の識りたるあれば、其を以て、其餘の五六字は、無理に誣付け、押廻して見取る「」にして行く「」四「」なり。是をば、文義の大略を解すと謂ふべし。文理に通じて解するに非ず。文理に通じて解せざれば、たとへば、有と云「」も、不無と云「」も、一つにし、無と云「」も、不有と云「」も、一つにして見る「」になる「」なり。是の如くに粗畧なれば、古人の語氣の、あたり／＼に響合ありて、活用したる處を見る「」ならず。其を積みては、毫厘の差と思へども、末にいたりては、千里の謬を生ずる「」にて、古人の書きたる本意とは、けしからざる相違になる「」なり。此處の「」は、漢人も心付き少き故に、古代歴々の名賢大儒も、往々文義のみを以て、古書を解して、文理をあまり、古人の真意を失へる「」多し。されども、漢人は、原来其國「五才」の人にて其國の言語文字を取扱ふ「」なれば、古言には、闇けれども、自分に書き出す、文段の工夫の働きの、自然に、自力か持ち合ひて、字義の後世にては段々淺くなりたるなりにて、其を使ひまはして、當時相應に聞こゆる文理は、成し行かる「」と見ゆ。其も助字には、使ひ方に間違ふ「」ありと見へて、柳子

厚が杜温夫に與ふる書に、杜が文中、也矣焉の使ひ方、古義に合はざる「」を言たる「」見へたり。又禪真後史と云ふ俗語の書中に、一書生玉蟬の事を書きたる文末に、助字を重子書き、人の笑ひたる「」を載せたる等を以て考ふれば、漢人も、心を用ひて學はざれば文理を成す「」は、難事なりと見ゆ。ま「五ウ」して本邦の人は、猶更此あやまり多かりやすければ「マ」、文の神理を得て、彼文段の工夫の働を助けんと思ふものは、多く字義を知らずあるべからず。余初學の為に、助語には、左傳史記詩經の助字法、虚字には、虚字解を著はせり。此等に據りて、古書の使ひたる例を引合せ、吟味をせば、字義の大畧は、得らるべし。さて又文理と云ものも、畢竟は、字義と同じ素性なるものなれども、此も吟味して、古文の文理の格合を合點し、案内を識りて居らざれば、古書を解するにも、處々にて疑惑を生じて、通曉なり難く、文章を書くにも、其文理を行る「」、定法をはづれ、或は不足、或は迂廻の辞理を付け、拙なき「」になる「」六才多し。故に下條に文理の「」を詳に著はせり。此文理の「」、余が問學擧要中にも、大畧を論し置きたり。併せて熟味し、其例を覺へ、古書の他文中にても、此文理のそれ／＼を、自由に見付らる、様にならん「」を心がくべし。文理・字義を積みて、我文章を為立んとするには、殊の外心苦しきものなり。最初には、いか様な氣力ある人にて、一二三四五字の間より外へは、文理のつゞきは、見へぬものにて、それより外は、真闇なるものなり。其を、ひたと、心を付けて、吾書んと思ふ「」を、是非とも、其文理に合ふ様にして、書きならへば、久しくして、彼真闇なる處に、おぼろに取つくべき道路「六ウ」を生ず。此時の境界、たとへば、漆室中に一線の明光を生ずるが如し。此明光の如くなるもの、甚微細にて取つき難きを、さま／＼に

艱苦をして、取り付けく字義と文理とに合ふ様に、強勉して書きおへせくして行けば、久しくして、彼一線の明光の如きもの、段くふとくなる様に覺ゆ。此時一篇の文字を書くに、一日に書き終らば、其絲口を失はんことを懼れ、一日に為立つれば、殊の外に神氣さへて、夜に至りても、其思たる癖心にのこりて、寐られぬものもあるものなり。余が経歴したる境界、此の如くにて、其頃にては、文章を書くことは、何様にも身の為には毒なることなりと思し多かり。それをこらへて幾「七才」度もなし行けば、彼明光次第「マ」くふとくなりて、彼最初の真闇なる處は、全く無くなりて、いか程なる長き文段を案するにも其心持平常にかはらず出来るものなり。されば腹氣たしかならざれば、最初の稽古の時に、血氣上逆して心に結ぶを、腹力がほゞき得ずして滯らは、病を生ずること多かるべし。用心をして、かゝるべきことなり。

古の名賢鴻儒も、文理を誤りたりと云ふは、遽に「衍マ」聞く人は、不審あるべきことなり。故に今更にこれを論ず。文理と云ものは、至極大切なものなるを、世人は多く、文義も文理も同じの様に心得ることなり。其故は、今日用の言語にては、人の百千「七ウ」言を言ふことをも、聞者の意に、其言語の微細なる處に涉らず、大畧の旨を、それにて聴取りて、合點をして、其事を濟ませ行くことなり。文と云も、やはり言語の通りを書きたるものなれば、同様に心得たるも、さあるべきに似たることなり。されども、文章にして見る時は、言語を聞とは、又格別の心得あるべきことなり。其故は、直に其人の言語を聞には、其語氣の大小語勢の緩急の、引はなしにて、其意味を助けて聞こへさする故に、大畧を聞取りて、合點をするにも、大方刷違はなきものなり。文字にては、右の助けなし。助けと云は、字義と文

理のみなり。此字義と文理を、粗畧にしては、何を以て、其作者の意に通す「八才」き。先儒の注釋、往々に古義を失ひたることは、多くは此心得なかりしにや。當時の人の言語を聞く如くに心得て、古文を取扱ひたる故に、文の真義を失ひたること多しと見ゆ。其甚しきに至りては、仁義は人の道なるに、それさへ前儒の説は、古義の全きを得ずして説きたれば、人の心得相違あるべしと思ふことなれり。此類の義余著わせる名嚆に悉くしたれば、贅せず。いづれにも文理の詮義「マ」の粗畧にて、誤りを傳へたることは、字義文理に心を盡さん人は、久しくして、自から知らるることなり。先儒の此詮義なかりしことは、誠に口惜く歎息すべきことなり。「ハウ」

文章を初學に書習ふには、只一道の事を、始終して書べしと、言ふこと付きて、嘗て思ひ合せたることあり。余が識れる所に一人の圍碁の名手あり。此名手の家へ、余が朋友數く圍碁に往きたりしが、其後此人碁を打やめたりしに、名手余に語りて、彼人の碁は、上手になるべきよき筋の碁立なり。打やめたるは、惜むべきことなりといひたり。余因て、上手になるべきよき筋の碁立とは、如何なる所を以ていへるにやと、問たれば、彼名手答て、其人の碁立は、最初の一石を打はじめたるより、終りまで、唯一筋の思ひよりを立て、打給ひて、中頃より物好のかはることなし。是上手になるべき、よき筋の碁なりと云た「九才」りき。文章の稽古も、たゞ一道のことは、以て筋を立て、行くことを心掛けて習はざれば、上進しがたきこと、碁と同じことなり。しかるに、初學文を書くには、兎角文字を餘計に取出して、書ならざることを、好めるもの多し。此は書ならざると云ものにて筋を立てるとは、相反することなり。書ならべんと思へば、旁通多可にて擇なし。擇なければ、筋は立ぬものなり。心得て慎しむべきことなり。此は文章のみにあ

らず、詩作の稽古も同じなり。

世諺に、好こそ物の上手なれといへるなり。尤なるなり。好けば、自から、心長く骨を折りて、其藝の上がる様に心掛る。心掛「九ウ」くれば、人の古より善とする所を捜し覓めて、次第に其を識るに至る。是を以て、其藝はあがるものなり。下手は藝のいまだ成就せざるに、世に誇らんと思ふ心を先に立て、學ぶ故に、常に人の己を譽んを好み、心短かく、骨を折らず、人の古より善とする所を識らず、何事も、己が身と心を以て矩に立て、後には卑近なる旁門に入り學ぶなりて、速に成らんをのみ求む。利根なる様なれども、其も其なりに、一生やめざるなれば、上手になりたる人に較べ視れば、後にいたりては、廻に劣り。あさましき猿智恵と云ものなるべし。余少年の時節を學びたりし比、一老伶官ありて、余をは衆伶官の會「十才」集して合奏を習ふ中へ伴往て、其指授する所を、共に聽かせ教へたるが、或日、其老伶が旁より拍子を撃ち居れる、節奏のぐあひを、余心に會得し悟りたる様に覺へて還りたり。其次日、往きて聽くに、老伶の拍子悪き様に聞ゆ。是はあるまじきなりと思ひ、心を靜めて聽けば、やはり余が拍子のあしきなり。人の善の得がたきなり、何事にも斯類の「多かるべし。少年の人は猶更心得あるべきなり。或人の詩を余に見せ正を請たるに、其詩に片舟と云ふ文字あり。これは無きなり。扁舟か、片帆の誤りなるべしとて、舟を帆と改めやりたれば、其人感謝して後、無き文字の、片舟も、面白き處ある様なり「十ウ」と言て歸り去りぬ。人の善に服するなり、難きなりと其時始めて思ひ知れり。されども、斯人の如きは甚しと云べし。

何事にも、骨を折らぬは下工なるへし。源應舉は、當今の畫の名手なり。

余嘗て往きて語りたる時、其家に鳩を畜置きて其を觀て、畫扁の鳩を畫き居て語れるに、我程に心を盡して描象「マ」んには、たとひ畫を、學び「マ」ざる人も、描き得らるべしと思ふなりといへり。余心に、彼畫は、唯是の如きを以ての故に、日に進みて名手となりしなりと知れり。文章に骨を折るべきなりもやはり同じ心得なるべし。

源應舉或寺壁に古人の龍を畫きたるを評せしに、其雲烟の「十二才」態、壁上にのみ限り止まりて、滿堂の意なきを以て憾とせしなり。余聞て、尤なるなりと思へり。書も、思の筆先に在りて、布畫の位置、拘疊局促ならざるなりを貴へるなり、二王などの筆跡を見ても知るべし。碁も、布置の疏遠「マ」なるを善として、本邦の名人道作は、碁盤四局を併合して、其に滿つべき思なりと言傳へたり。詩も、盛唐の諸人の詩は、其思皆曠遠にて、辭皆優柔不迫なり。されば、文章も、其思を用ひ、象を立つる所の、規模の弘大ならず、辭旨の含蓄少なく、卑淺なるは、皆旁門の小家數なりと知るべし。

何事も目算と云ふ大事のなり。人の一生の事業も、勿論少「十二ウ」年よりの目算に因るなり。諸事諸藝も同じなり。學文も、最初に、かゝる時より、始終をつもりて、此は先、此は後と云所をつもりてかゝらざれば、跡もどりなる「多くして、其間に、年老精衰へて、成就せぬ」になるべきなり。文章の稽古も、其為かたの目算あしければ、眞の文章にはなり難かるべし。文章一篇を書くとするにも、其言かたの先後のつもり、全篇の結構の目算なければ、書きても條理を得ずして、文章にならぬものなり。文章には象を立つると云ふを知るべし。易繫辭傳に、聖人立象以盡意といへり。八卦の象の「なれども、畫にあらはせば、八「十二才」卦の四象、心

に持てば、意象にて、同じ「」なり。いづれにも、象を立つると云「」なければ、文意は盡し難きものなり。象とは山といへば、其を聞く者、心の想に、山の象を立て、聴き、又讀む書の中にて、山と云ふ字を望みては、山の象を立て、後に其文意をば、其立てたる山の象に引合せて、合點すべし。川といへは、心想に、川の象を立つべし。百物百事、並に皆同じ「」なり。さて右の通りに象を立つれば、明界暗界と云もの立つなり。明界とは、衆目の矚する「」を得べき所の場處にて、凡そ物の形體より外は、皆明界なり。暗界とは、其物の體裏又は中心等なり。此を分くるには、九籌の紀實體用道と云ふ「」あり。此は「十二ウ」余が著せる、易原及び名疇、詩經助字法などに詳にせり。文理をば此九籌の明暗界に、はめて見れば、甚明白にわかるゝものなり。されども、文字を象に立つる「」を、為しつけたる人に非ざれば、此九籌をば用ゆる「」は出来ぬ「」なり。

文章と云ふ物を、初學の間にては、たゞ文字上の事なりとのみ思ふ「」なれども是は、一を知りて、二を知らざる故なり。初學の間にては、文字に熟鍊せざる故に、文字を付くる所の「」艱難なれども、文章に長じては、何となりとも、文字の廻らぬ「」はなきものなり。其より以上は、巧なるものは上手に言取り、拙なるものは、下手に言取るの差のみなり。さて其巧も拙も、心の「十三オ」巧拙にて心到れば、筆到り心到らざれば、筆到らず。茲を究竟して見るべし。文章と云ものは、文字にあらざして、心の物を明かすの條理による「」なり。經藝(マ)に熟して、物に博達なれば、其文も自然に明暢なり。物に博達ならざれば、心の惑ひ、言辞にうつる故に、辞理も自然に闇澁なり。是故に、周人は胸中に物の條理の立ちたる所を、指し名付けて、文といへり。周易に聖人の文を言ひ、周文王の文を言ひ周語に

晋悼公の文を稱し、論語に夫子の文章といへる類見るべし。

心の文の起りは、象なり。象なるが故に、文は言語をよせ合せて、其物象の條理を明かしたるものなり。よせ合さるゝ言語「十三ウ」は皆名なり。名とは乃ち象の符牒付なり。符牒付なる故に、國々にて、言語と名とは不同なり。符牒付とは、本邦にては、そらと云、漢人は、天と云ふの類なり。象の符牒付とは、言語の上にては、正當にては、名は入らざるものにて、名の入用は、不正當の處の「」なり。不正當なるを、呼出すが名の用なり。故に、名は人心に覺へて居れる象をば、呼出して想わする為の符牒付なり。言語文字の用は、究竟是の如きに過ぎるものなる故に、言語のつゞきたる所は、畢竟象をはよせ合せたるものなり。象をばよせ合せたるものとは、たとへば松の木に菊の如き形の白き花咲たりと言んに、聞人心に松の木の象を設け、そ「十四オ」れに、白菊の花を、よせ合せて想ふ「」なり。たとへば又其僧還俗したりと言はんに、聞人、心に其僧の面貌形容の象を生じ、それに、外の俗體有髪の様子を取り合せて想ふ「」なり。是の如く、よせ合せて出来たる言語をば、文字にうつせるものなるが故に、文章の起りは、象なりと言ふなり。右の如く象なる故に、其象の立ちかた明かならざれば、文章の條理闇澁になるなり。さて其闇澁を致すの本は、彼よせ合せを取り出す元象が、符牒付にしかと乗て無き故なり。元象のしかとの「」は、字義に精しからざれば、出来ぬ「」なり。尤も助字に精しからざれば、たとへば、宮室を組立つるに、材木の製造の柄鑿牝「十四ウ」牡正しからず、釘、かすがひの柔軟にして堅からざるが如し。正當に無名と云ふ「」文章を作すものゝ工夫すべき第一の要義なり。詳なる「」は後に出世り。文章の物事を形容するに、とかく其類々を一つに打よせて書き取るべし。

たとへば、人より書を我に贈りたるに、我其時にかく思ひ、其後又書を贈りたるに、我其時にかく思ひたりと云「」を書んとせば、其人より書を兩度贈りたるに、我最初の時はかく思ひ、次の時には、かく思へりと、書を贈りたる「」は、贈りたる類、思は思の類によせて書くべし。萬端の書かた、並に皆此心得を專とすべし。文に章段と云「」あるは、此通り「十五才」の心持にて、一事づゝの書き切「」が、章段になる「」なり。さて章段と章段との文意のつゞけ様は、其末を承け「」すべからず、兎角其頭「」へ見合せて書くべし。たとへば、幾端もある「」にても、其頭「」の處を以て、並べて貫く心持なり。末を承け「」て、長たらしく續合す心持に作るべからず。綱目を以ていへば、綱と綱とにてつなぐべし。目に綱を承けて書くべからず。さて初學の人は、此章段の全旨見取りて此は是事を言たる「」なりと見すゆる「」が、危ぶみありて出来ぬものなり。此く「」を見すゆる「」が出来れば、綱に綱を承けて書く「」も出来ぬものなり。此を見すゆる法は、其辭の裏を心に立て、權「十五才」衡を設けて察するにあり。裏とは、たとへば天とあれば地、東とあれば西、行とあれば住の類なり。權衡の「」は問學學要に詳にせり。精しき「」は口授にあらざれば盡しがたし。

初學の文、兎角繁になるものなり。漢人も是弊ある「」と見ゆ。宋の陳後山、己が作りたる文を携へて、曾南豐に謁して見せたりしに、南豐其文を見たるによりて、己が人より頼まれたる文を、事多きによりて、後山をたのみて書せたり。後山其文を數百言に書きて南豐に見せたりしに、南豐これを見て、大畧はよけれども、冗字多しと言けり。後山乃改竄を請たれば、南豐筆を把て、數處を抹せしに、抹處ごとに、一兩行を連子、凡一「十六才」二百字を削去けり。後山それを讀に其文意尤も全くなりたりけ

り。後山これに因て欽服して、つひに其を以て、後日文を書の法とせりと云「」あり。初學文を書もの、此心得ありて冗字なき様に心がくべし。

初學に紀事の文を書がよきや、議論の文を書がよきやと云「」人の多く尋ぬる「」なり。此は紀事を書ならふを、先とすべし。されどもそれも難くば、先つ尺牘を書習ふべし。紀事の文も、初にはよくは出来ぬものにて、議論の文をも書き得らる「」筆にならざれば、自由になる「」は無ものなり。倭歌を讀みならふに、四季雜歌はよみやすく、戀の歌はよみがたし。戀の歌「十六才」を讀かなふる「」出来ぬ人は、四季雜歌もいまだ自由になるべからずと云「」を、亡弟成章余に語りしに、紀事の文は四季雜歌の類にて、戀の歌は議論文の類なるべしと、思ひし「」ありき。

紀事の文を書くにも、本邦の人の紀事の心得、漢人とは相違なる「」多し。漢人の正文は、事實の大段の處を傳ふる「」を專要とす。唯面白く書んとのみ心掛たるものは、俗文なり。本邦の紀事の、源平盛衰記太平記等の書かたは、右に言たる俗文の體にて、俗語水滸傳などの趣なり。無用なる甲冑の毛色などを書たるは、事實の大段にかゝらぬ瑣末の「」なり。されば「十七才」此類の書中の紀事を、譯せんと思はゞ、無用なる處は、情をつくして刪り去りて、其餘の大段の處を書くべし。

漢人紀事の文に、史漢の類の正文の外に、傳奇の文あり。唐人の小説、虬髯客傳、龍女傳、霍小玉傳、並に唐の時の名人の作にて、五朝小説中に見へたり。此類の傳奇の文は、別に一種の風味あり。總別人事の細なる奇なる所の情態を、雅文を以て、巧に書き取らんと、心掛けて書たるものにて、此も人の賞玩とする「」なり。近時世に梓行せる、明の瞿宗吉が剪燈新話餘話又は近日舶來の聊齋志異等の文は、並に皆唐人小説の文に倣ひて

書きたるものなり。正文の體には非ざれども文の自由を「十七ウ」得んと思はゞ、此傳奇の文體にも、筆の働く「に非れば、正文にても、手のきかぬ」あるべし。

文章を書ならはんとする者は、古書を廣く讀べし。古書の讀べきは

詩 書 易 春秋 論語 左傳 公羊傳 穀梁傳 儀禮 禮記
周禮 國語 戰國策 史記 漢書 孟子 荀子 韓詩外傳 老子
莊子 列子 韓非子 呂覽 淮南子 晏子 賈誼新書 說苑 新
序 楊子法言 文選

此外史子集雜は心まかせに讀べし。史類は資治通鑑を本た「十八オ」てにして讀べし。

文章を書に考となるべき書には

記の集めたるは 名山勝槩記 遊名山記
墓銘の例を見るには 金石三例
論文を集めたるは 古論大觀
戰鬪の「」の集めたるは 武備志戰略考
賦を集めたるは 賦彙 賦珍
書畫の序跋には 書畫譜
文體を知るには 文體明辨

此外尚多けれども大畧を記せり。「十八ウ」

初學の人の宗とすべき文體は、史記に過たるものなし。古の事を書にも、今の事を書にも、通じて書るゝ文體なり。左國はよけれども、其文體を以て、今の事を書んとせば、少し不自由にてまはり難かるべし。漢書は、體裁は嚴整なれども、史記ほどに活動の處少し。されども、全體の處、諸家

の體に、自由に通じて、皆吾筆尖に出る様に心掛されは、いづれにも、集大成の事には到りがたし。

議論の文には後世にては、及弟の文の書かたに、其段の取り様の大法ありて、名目を設く。論冒論腹など云「あり。論學臧耳」と云書に、此を細かに著わしあり。されども格別の用にも立「十九オ」ゝぬ「なり。

文章を書ならはんとする者は、古書を廣く讀むべき「勿論の」なり。俗語小説の書をも、兼て讀むべし。其故は、文章を書くは文字を、吾心神の思ひ持つ所の象に合せて、用ゆる「」をするわざなり。然るに、古書ばかりを讀ては、古書の文多くは簡なるものにて、しかも其道理打あがりて、通しがたき「多く、繁なるものも、古の文理辭氣は、今我俗の辭つきとは、事格別にかはりてある故に、吾精神の今日の活用にする處の義と、其文字とは、始終一重の膜皮を隔たる様にて、其文字の義、終に吾心神の用に入り難し。俗語小説は辭氣は異なれども、全「十九ウ」全「衍マ」體に事を瑣細に述たるものにて、鄙情に近き「多き故に、其中の文字を玩べは、自然に、文字をば心にてこなして使ふ氣分生ず。此氣分文字の用に旺すれば、其はたらき、いつの間にか、自由になるものなり。されども俗語小説の言へる所は、鄙猥の「のみ多き故に、心得なくして玩へば、心術を害する「多し。文字の益と、心術の損とは、一得一失の中にも、失の方に損多し。されば深く用心をしてこれを讀むべし。

文章の稽古の為に、俗語小説をも、助けにすると云「、知らざる人は可笑思ふべきか。されども漢人のなせる所のものを、今我邦の人にて、これを學成んとするには、何事にても、此心得「二十オ」あるべき「に思はるゝ「あり。たとへば書を學にも、古法帖を多く學ても、其人の學得たり

と思ひて、書たる跡を観るに、形勢は似たれども、骨力精神がとかく似ず。且つ字畫の様子外がわを筆はしりて落つかず。漢人の書は、今長崎へ來る賈人といへども、其書跡を観るに筆畫の精神落つきて、遒勁なるもの多し。此遒勁なるを得て後に、古法帖を學はざれば形勢は似たりとも、古人に及ぶべからず。されば文章の語氣を、先つ俗語に得て、後に正文にうつすべきも、同じ心持なるべし。俗語に得て後に、正文にうつすとは、俗語を正文に出すべしと云にはあらず。全體俗語にて、漢人の語氣を呑こみ、心「二十ウ」得て、それをば、影の拍子に持ちて、さて漢人の古文を視れば、文理の諸法、自から掩へなく顯はれ見ゆるを、其を法に取て正文を書つを云ふなり。

唐音を學へば、文章を作るためになると云ふ、近來より人の多く言ふなり。唐音にて素讀する「」が為になると云ふならば、四書六經等の文字直讀にて、記憶しやすき故に云ふか。さらば、やはり吾以前にいへる、貌付きの思出しやすきに付けて云ならんか。それも素讀したるまでにて、其直讀の内に義理が聞へ子ば、貌付の出るにも、格別の益は見へぬ「」にて、倭讀も同じ「」なるべし。俗語が役に立つといはゞ、吾いへる「廿一オ」小説の助と同じ説なるべし。いづれともに、本邦の人にては、無用なる骨折なるべし。吾に一法あり。本邦の字音を、四聲に呼び分て、直讀にし、直讀已に熟して、其熟したる文字中の助字虚字を、讀下しに聞ゆる様に、義を取り付け為習ふ「」なり。助字虚字を、讀下しに聞ゆる様に、義を取る「」は、やはり助字法、虚字解の義を、今少し細密にして心得れば、右の用に立つ「」なり。さて其肝要の處は、本邦の讀のかへり點のある處、一二三四、上中下、甲乙丙丁、などある處を、幾段も、入れ子にして見て行く「」なり。入子の

見て行き様は、下にある程を、段々に虚の又虚と見、上にある程を、段々實象に近しと見る「」なり。精「廿一ウ」しき「」は、口授にあらざれば噓しがたし。

助字の重なりたる處、たとへば、無不、莫不、何不、無乃の類何にても、下の助字より皆辭にして讀むべし。其法如左。

無不然 然らずと云辭の付く「」なし。

莫不然 然らずと云辭の付く「」は出てこぬ。

何不然 何とて然らずと云辭の付く「」になるや。

無乃然 乃ち然りと云辭の付く「」になる「」無らんや。

如此に讀みて、其意を得べし。直讀にて文義を解する法も、此を以て求めば、思半に過くべし。

右の如く言へば、最上にある助字は、辭と見るべからずと云「廿一オ」に似たれども左にはあらず、やはり辭なり。されども此には、と云辭の付くと云讀を付るに及ばずして、自然にかの實象に近き辭となる「」聞ゆべき故に、それに及ばぬなり。總じて文字皆實を形容するしかたを、言語にてなしたるものなりと云「」を、かりにも忘るべからず。此を忘るれば、書を讀む意、いつの間にか、其文字の虚象中に、其實象の理を求め探るべき「」を忘れ、文字を打越して、其實象へかゝるものなり。打越す「」は無理なる故に却て實象も識れぬ「」になりて、其文字の様子も聞へぬ「」になり行く「」多し。此はたとへば、漢人の語意を聽んとするには譯人の語によりて審聽すべきを、譯人を「廿二ウ」打越して、直に漢人にかゝり、譯人の語をも聞はずに同じ。吾は此を、實もたれの病と名付く。從來の學者、文字をば虚辭の形容なりと云「」を心に忘れ古文の解し様手重くなり、實にもたれて、

解を失へるゝ多し。實にもたれては、原来の文理に離るゝ故に、文を書にも、筆固滞して舒^{のび}がたしと知べし。

文に斤兩と云ふあり。上に四字なれば、下に四字、上に五字なれば、下に五字、上に十字なれば、下に十字と相承けて書きて、語意のつり合を合はすゝなり。つり合よければ、自然と語勢とゝのひ、意味収りて聞ゆ。此は詩律の對語を得て、自然と上下の旨の圓成するが如し。されども、これも、上古より周漢の比「廿三才」までは、言數長短參差として、合されども、それにて一語を圓成したるもの多し。此は其文字の義、當時の人心にしかとあたりて、前後の響合を、それにてよく持たる所ある故なり。後世に降りては、日用の言語と、文字と二途になりて、古き文字の、當時の言語には通用せぬを、文章に臨みては、其を取出して使ふ故に、古時にて活用したる真義は、いつしか取失ひ、只其上面ばかりの義を以て通用する故に、文字の義皆危^{あやう}くなりて、一字の響合にて、語氣の収りを持たすゝ、思もよらず。因て字數の都合のみにて、語氣の収りを取るゝになれり。此抑々後世四六文の起たると、同一機のゝなり。されば字數を合せ、「廿三才」斤兩を論ずるゝは、古文にも有たるゝなれども、先は東漢より以後の文體の、專要とする所なりと知べし。

助字虚字の義は、甚肝要なるものなりと云ふゝに付きて、余が往事の物語あり。余は少年の時より、文人と云になるゝを好まず。父より命ぜられたる事もありて、經義の古より闇くなりてあるをば、闡明にせんゝを心がけたるが、所詮文章にて吾意を通ずるゝがなら子^こば、其闡明したる所の義を人に傳ふるゝ出來難かるべしと思ひたるより、文章を書ゝをも心がけたり。されども文人にならんと思ふ心に非ざれば、文をば、我意の通

りを述^{のべ}て、人にも聞へ易き様に書たく思へり。十「廿四才」七八歳の頃、ある時、文一篇を書いて、一朋友に示したりしに、其人我文を閲^みて、此處はかく改たし、此處はかく竄すべしといへり。余因て其由を詰^{なぐさ}たりしに、只何となく、此方がよき様なりと答へたり。其時我心に、好惡のわけ立^たはずは、彼が文も我文の如きに、改むべきはづはなきゝなるべしと思へり。其よりして、文章の斯く書子^こば叶はぬと云所を、見識^しる為かたを思惟するに、文意の大段は、何事にも、助字の引まはしに由^よゝなれば、助字明かならば右のわけも知らるべしと心付て、助字の吟味に打かゝりたり。吟味の為かたは、我日用の言語に、助字の打合て、入用になる處を、見付^{みづ}くるゝを專要として、其「廿四才」用ひところを究めたりしが、一年餘にして業略成りぬ。さて世にある我邦人の文と云ものを、其眼にて視るに彼朋友の文のみならず、今の世に名ある文人の文にも、其瑕疵あるは、皆吾目に付きて、しかも其瑕疵たるのわけ、明白に言わるゝゝになり、我文にも、吾意のたけをば、略自由に書るゝ様になりたり。其より又虚字の用例をあつめ、吟味をして、其字義を開きしにも、數十年の後には、別に開物の法と云ものを得て開きて、數千字を積たれば、文理のゝに於ては、以前より更に又明白にて、惑はざる様に思ひたりしが、今より顧^{かへ}みて、其頃書たる文を視れば、それさへもやはり瑕疵多し。かくあれば「廿五才」後より今を視るにも、又しかあるべし。されども助字虚字を知らざる已前とは、何事も格別の相違は覺へたるゝなり。初學の人の心得にもなるべく、兼て余が志のありし所をも、告知らせたとと思ふ故に、往事をば、斯く語るゝなり。

助字虚字の義をば、初學の人は其わけを知らずして、余が斯く言ふところをば、疑はしく思へる人もあるべし。其には射復文をせば、自から知

るゝになるべし。射復文とは、漢人の文を人に讀ませて、其讀の通を片假名にうつし、さて本文の字數を幾十言と云ふを知り置き、其字數に合する様にして、彼片假名をは、文字に直して見るゝなり。虚字助字の力多き「廿五ウ」人は其失少く、力少き人は失多かるべし。此文字の讀ばかりにては、其字義を得べからざる證據なり。されども讀かた惡くては、此射復文も出來がたきものなり。余此射復文に、習文録と云書をこしらへ置たり。彼によりて射復をして見るべし。其わけ、自から知るゝになるべし。

四六の文と云ものは、漢の時にはなかりしものにて、六朝の比より起りたり。四字六字と書く句多き故に、四六文と名付け云ふゝなり。北周の庾信より別に巧を出して四六の文體一變せりと覺ゆ。唐人の四六は、多く庾が體にならへり。

有韻の文は、賦頌箴銘贊にて、多くは皆前序を散文にて作る「廿六オ」ゝなり。賦は本は、商賈往來など云ふ如くなるものを本とす。其を段々に文飾して、司馬相如などが賦體となれるものなり。唐に至りては別に律賦と云體出て、平仄對語の吟味、一段むつかしく成たり。頌の韻は、終篇同韻なるもあり、四句づゝにて韻を換るゝもあり、別に又離騷の辭に倣ふものあり。此も有韻の文なり。いづれにも、詩經の用韻の法とは、事かはれり。此は問學舉要中に詳にせる故に、贅せず。

序は宴序四六の文にて書くゝあり。王勃が滕王閣序の如きこれなり。宴序・送序共に散文にて書くゝ、韓柳より盛になりたり。詔にも四六あり散文あり。「廿六ウ」

文の工拙と云は、戰國秦漢の比より、文に貴へる旨あり。辭簡にしては、

能く奥深なる處を言取り、繁なれば能く物の微細なる情狀を盡すを工とす。此に反するを拙とす。されば戰國の際には、屈原宋玉莊周の類、並に皆妙に辭を置きて、物情を形容せるを以て稱せられたり。此流風漢に至りて、司馬相如が賦の物情を曲盡し、淮南子の辭の富贍なるを、武帝の感賞して、能文とせるを思ひ、司馬遷が史記に李斯鄒陽が書等を載せたるを以て、當時の文に崇尚せし旨の在る所を、推し知べし。司馬遷が文の撲實にして、善く事情を連子、活動したる所を寫したるを、能文と稱したるも、楊雄が諸文の辭采華贍「廿七オ」なるを貴も、並に同じ心持なり。

古今の文變を論せば、上古は文字もなく、唯言語にて、其情をは通ぜしゝなり。其後文字興りても、易に作二書契一、代フ二結繩一といへるを見れば、亦唯此を用ひて物を記して、遺忘に備るの用にせしのみと見ゆ。聖賢出て、善政美言の傳ふべきありてより、其嘉績法語を記して、簡策に遺すゝになりたり。三代の聖賢それを道とし學ひて、政を為し、太平の化を致せしより智達之士は又其道を論じ、言を立ゝ、後に遺すゝ出來りたり。されば、周末の文は、孔夫子及び其門弟子の言を記せし、論語を始め、其流より出たる國語左傳禮記の類、其文の主意、並に世「廿七ウ」の法となるべきゝを録したるものなり。戰國の諸子にいたりては、其道も、其説も、様々同じからざれども、要するに、古聖人の道を、古道のまゝにては、當世に通じ難しと見て、己が意を以て見取りて、切要に説つめ、又は鄙近なるゝにたとへを取り、説碎きて人に、早くそれを聞かせんとしたる意持になりたるゝは、いづれも一轍に出たるが如し。故に戰國の文は言辭繁にして、辨を好み、道理を縦横に肆説せるの文多し。諸子先王の道を右の如く分裂

して、言辨繁多になり、むつかしくなりたるより、秦の詩書を焚の禍おこれり。西漢の人は其政治には自家の法制を用ゆれども、稍く儒術に嚮べき風ありて、「廿八才」陸賈賈誼が文、漢初に出づ。武帝より、文飾するに儒術を以てして、聖道の隱湮せしを、尋求て興さんとせしより、其時世の文、自意を立て、其徴證に飾り引くに、経藝の文を以てせるもの多し。是に於て、辭の文飾の瞻麗なると、物の事情には、心を用ひて深く搜りて、能言盡すを以て、巧とせる風になりたる故に、司馬相如枚乗が詞賦おこり、董仲舒司馬遷劉向等が著作出たり。後漢にいたりては、政治は、自家の政治に行へども、聖人の道義の名を用ひて、外面を裁制し、飾らざるを得ざる勢になりたるが、此風儀、文字にうつりて、體製も嚴整になり、辭様も駢儷を尚ふことになるは、自然の勢なるべし。されども「廿八才」其風教、周の世の如くに、人心より被化せざる故に、人の材質を拘縛する如くになれり。魏人よりは、此嚴整なるは、元來矯偽のわざなる故に、其をば厭へる心より、流れ迸脱して放達の風となり、竹林の稽「マ」阮が属出で、道も玄虚を尚ふになり、言辭も簡佚なるを喜び、晋人の清談これに由て出で、其清談の趣が、又駢儷の文に合し、高華洒落なるを主とする風になりぬ。其より宋齊梁陳隋には、老釋の道益盛になり、人心儒老釋の三家あるに疑惑し、中に主なく、外には高華なるを尚ふの跡を追たる故に、遂に文章も文字の膚立せるのみにて、浮靡に流れ、後には愈々輕薄になりて、淫情に安んじ、陳言「廿九才」のみを排列せり。唐の太宗天下を一統し、稗政を改め給ひしによりて、文章稍く雅正になりたり。されども六朝の餘氣は、未其中世までも去らざりしが、韓退之柳宗元出るに逮びて、遂に唱へて、古文を復し、陳言を去つて駢儷の習を除けり。韓

柳より後は、文體の古雅正大なるを貴ふは世に定まりて復移り易らぬ一になりたれども、其なりを以て、時に隨て又變化す。宋の歐陽脩韓柳を繼て、復古を唱へて、三蘇王安石曾南豐出づ。此韓柳と併せて八大家なり。されども韓柳は、古文を辭と氣とに求めて書ける故に、其文自から、氣格高く、其步驟古人に逮べる處多し。歐陽よりしては、辭趣に泥みて、稍古氣に乏「廿九才」しく、且其流の文辭の弊が、後には全篇の結構さし定まりたる熟套を以て作る一になり、且つ八家の文、古文に略折等の法ある一を知らざる故に、其文竟に古と同じからず。明人これを變ぜんとして、夢陽景明よりこれを前に企て、攀龍世貞これを後に繼けるが、これも文理を講ずる一を知らずして、唯其讀がたきを、古文と思ひて、古文の佶屈贅牙なる語を綴續して、古文辭と名付けたるは、甚しき粗淺の見なるべし。其より後、八家の文を言ふもの、唐荊川歸有光輩あれども、振ひがたく、後に又王穉登徐文長等が文出て、其風益偏にして、靡弱極りぬ。以上古今文變の大略なり。韓柳より文體を正しくせ「三十才」しは、誠に偉功なり。されども、古三代立言の旨を宗とせずして辭華に流れ、且つ古文の文理を講ずる一を知らざりしは、返々も惜むべき一なり。

明の王穉登が文は、故事づくめにて、辭をつくりて書けり。古には一向なき體なるものなり。是は文を書く次手に、己が博識を、きかし知らしめんとてかゝる辭體をば創めけるにや。されども其何事を云ふにも、故事によせて言たる故に、自然に實意薄く、輕薄子弟の口合とやらんを聞く如くにて、厭ふべきものなり。

尺牘の體、明末の人王穉登が文に倣ひたるもの多し。是は四「三十才」六の書啓の體の一變して出來たるものと覺ゆ。されども是は尺牘の體を失

ひたる「」なり。尺牘と云は、たゞ書と云にてもなく、ざつと書たるが尺牘なり。然れば歐蘇などの書ける所、却て其體を得たりと覺ゆ。されども、かやうの「」は、時代にしたがひて、兎角古めかしき「」は廢りて、新様々にかはり行くものなり。新様に従ふ物ずきありて、文の全體に心なき人は、いづれにも、小文の「」なれば、心任せに書もよからんか。

唐の韓退之が友の、樊宗师が文は、奇僻なるものなり。韓が樊の墓誌中に言へるに據れば、平生の著作夥しき「」なり。今は皆亡びて、元の陶宗儀が輟耕録の中に、其絳守園記の一篇を「三十一才」載せたるが遺りたるまでなり。其文の體、尚書を學びて、兎角簡なる様に、奇なる様にと書たるものなり。此は復古の物ずきの過ぎたるなるべし。文も其物によりては、書誥の體に倣ひ法りて書くべき「」あり。韓退之が平淮西碑の如きは、書誥の體に書ける「」、至極尤なる「」なり。其故は、近き喩を取りて言へは、俗諺に人形も衣裳と言ふ「」あり。飾るに書誥の辭體を以てすれば、其義の正大なる「」が、自から古三代の風に彷彿たる「」に聞こへて、民心の敬服する「」になるべし。さなければ、義の正大なる「」も、平常の事に混じて、重きを取る「」無き故なり。かやうなる文の外をも、尚書の體に倣はんとせし「三十一才」は、如何なる故ぞや。古文の貴ふべきは其法言を傳ふる故なりと云ふ「」を樊も心付きなかりしにや。韓柳が古文を復せんとて、漢人の文を宗とせるも、其書たる所の、事も言をも、古漢人の事言の如くに、覲聽せしめ、粗畧に思はしめじとて、其文體に倣し「」は古立言の意よりは稍卑き見解にて、畢竟辭華のみに流れたる「」なれども、文體の今古を見料りて、中を取りたる「」は、誠に易べからざる論なるべきを、其をも考へずして、唯古き程をよしと思ひたりしは、恠しむべき「」なり。明の李

攀龍が古文の奇僻なる處を剪り合せて、讀がたきを賞玩として書たるも、畢竟は、やはり樊宗师が流亞なるもの「三十二才」なり。王世貞も初は同心なりけるが、晩年には悔たる「」明人の書中に見へたり。王氏すら悔たる文の體をは、後世に尚倣はんとするは、可咲「」なり。近世の李王に倣たりと云文は、李王が物すきに慚^{かなひ}たる様にもなき者多し。多くは、人の集中より竊み出して、切り合せたる語を以て篇を成す「」なり。是は又李王が古文辭といへる名さへ、辱しむべしと、思はる「」なり。

淇園文訣卷上^終「三十二才」

*題簽「淇園文訣 共二 下」(菱屋孫兵衛板)

淇園文訣卷之下

平安皆川愿口授

男允筆録

總じて古文の法一章にても、一篇にても、何程の長篇にても、必ず二つ折れになるものにて、其二つ折れが打合て、一章一篇になりたるものと心得べし。是弟「マ、」一の心得なり。是を心得ざれば、文を書きても條理を成す「」を得がたく、古書をさばくにも、古人の語意條理に、會通する「」なるまじきなり。篇は猶章の如く、章は猶句の如し。長短の相違までなり。されば一句一語といへども、亦皆句と讀と、二つ折れが打合ひて、一句一語となりたるものなり。或これを問て云ふ、句讀の「」は、如何「二才」様なるものぞ。答て云、論語學而時習之は、讀なり。不亦説乎にて句なり。此章の下の語、並に此句讀を以て準じ知るべし。總して、讀と云は語意未た

斷ぜずし「マ」讀切らるゝ處が、皆讀なり。語意全盡るが皆句なり。又問ふ、然らば、讀多く句少きものもあるか。論語夫子の語、出則事公卿、入則事父兄、喪事不敢不勉、不為酒困、於我何有、と云へるが如きは、語意最後にいたりて、始て全く盡るによりて、四讀一句とすべきものか。答て云否なり。子が云ところは、一章の語意全盡をいへり。それも語意の全盡なれども、それは語意の重き處の盡きたるなり。句の語意の全盡といふは、今少し輕き處を以ていふなり。出則事公「二ウ」卿は讀なり。入則事父兄は、句なり。喪事は、讀なり。不敢不勉は、句なり。不為酒困は、讀なり。於我何有は、句にて、此句にて一章とする「一」なり。問て云ふ、喪事の句の、句讀はきこえたり。事父兄にては、何を以て語意全盡として句とするや。答て云、此は出の事につり合せて、入の事を挙げ給へる故に、先づ内外のつり合が都合せり。されば、是を語意の全盡として、句とするなり。問て云、不為酒困は、一句にて讀にてはなき様なり。何故に下の於我何有と合て、句讀とするや。答て云、下の於我何有の語意、上の四語を承けくる「マ」ものにて、不為酒困の一語を承けず。不為酒困は、別に一事にて、一本立ちなる故に、此疑ある「二オ」尤なり。此は上の出入の事、及び喪事の勉を、酒の為に困みて行ひ得ざるの「一」なくば、我に於て何か有らんと云ふことになる故に、此一語は、上の三句を暗に引承け持て居りて云たる「一」なりて、自然に下の於我何有の句と、つり合ふ「一」になる故に、讀とする「一」なり。弟子入則孝の章の、行有餘力の語の、上の數句を、此行の字にて、明に引承け持て言たるか讀になると同じ意味にて、明暗の相違あるのみなりと、心得べし。さて此類の引承のある處なれば此語より以上が、冒になるか、此語が補添になるかの二つありと思ふべし。冒補添の「一」は、下條に

詳にす。句讀の「一」は、大抵上の問答を味ひて、他を「二ウ」は準知すべし。又所によりては、二讀一句と見るべき「一」あり。此をば予名を設けて、三段法と云ふ。此にも、坐三段行三段と云別あり。物を明かすは、靜なる故に坐と云ひ、其物のなり行き又はこし方を明かすは、動ける「マ」故に行と云ふ。或は分頭分股と名付るも同じ類にて、少し意味の相違あり。

行三段法

異ナル哉。其ノ所ハ二憑依スル一乃其所二自為セル一也。韓退之 雜說

といへるが、行三段の法なり。異哉が讀なり。依字、句なり。然れども此句又下の乃其の句とつり合ふ故に、語勢自然に奪はれて讀となりて、二讀一句となる。此はこし方を明かせる故に、「三オ」行と云ふ。さて此異哉の二字は、冒なり。

坐三段法

麟之所二以為ル一麟者、以テシテ德ヲ不レ以テ形ヲ。韓退之 獲麟解

此坐三段の法なり。者字にて一讀なり。德字にて一讀なり。形字にて句なり。さて此は、あり物を明せる故に、坐といふ。句の讀となる「一」前に同じ。然れども、全體は、以德の二字にて、上語のわけは説完して、下の不以形は、後より旁道へ行かぬ様に、今一押へを入れたる語なる故に、是は下の三字、補添なり。補添の「一」も、下に詳にす。

百骸九竅六藏賅テ而存セリ焉。吾誰ト與シテ為ニ親ト汝皆説ハシ之ヲ乎。其レ有ルカ 私スル一焉。三ウ如レ是皆有レ為ル一臣妾ト一乎。其臣妾不レ

足ラニ以相治一乎。其レ遞ニ相ニ為ス君臣ヲ一乎。其レ有テニ真君一存スルカ焉。莊子吾以下の十四字斜挿なり。總じて、坐の三段は、後の二段をば皆上を釋する語にして、上にこめてしまふ氣味に行くものを云ふ故に後の二段、斜

挿に非ざれば、補添となるなり。行の三段も、畢竟冒斜挿補添の三法に帰すれども、句讀の處より言ひ名付くる故に、坐三段行三段と云名を立たる「なり。又四段法あり。

故雖^レ有^リ三名馬^一、祇辱^{セラレ}於^ニ奴隸人之手^一、駢^三死^ニ於^ニ槽檻之間^一、
不^下以^二千里^一稱^セ也。韓退之 雜說「四才」

此は祇辱駢死の二句を、中間に挿みたるものなり。これもやはり斜挿なり。斜挿なる「」を知るは、此二句を假に取のけても、全意首尾にて通する處に、下句の為に、此二句を冒に置いて挿みたるものなり。此斜挿の「」も、下に詳なり。さて此四段に坐行を別くれば、ありものを明したる意なる故に、坐の四段なり。分を以て言へば、分股なり。

章と云は句を積て章を成すをいへり。篇中の一きれの「」なり。たとへば、詩経周南關雎は、一篇中に三きれに成てあり。是三章なり。然れども、章の「」詩などにては、見易けれども、散文の中には、見わけにくきものなり。其故は、章の内に又小章など「四ウ」ある處いくつもありて紛らはしきものなり。故に後世はこれを改め名付て、段落といふ。其章内の小章を、小段落と云ひ大章を、大段落と名づけり。

漢人後世の古文を評したる書に字法句法章法など云「見ゆ。此は其處の字の使ひ方奇特なるを學ひ法とすべしと云こゝろにて、讀者に氣を付させんとて書けるものなり。句法章法も同じ心持なる「」なり。されども此類には、心得ありて見るべき「」なり。古人は其文段の前後の引はりによりて、此文字に非ざれば、其意味を貫接し難しとせる故に、此字を用ひたり。句も同じ意持なり。奇特なる句に作り、奇特なる字を用「五才」ひんとて作り置たるに非ざる「」なり。それをも辨へず、前後の意味語勢をも

考へずして此字此句のみを法とせんとせば、文を書くに文理の不順不通を成すべし。明の李攀龍輩の古文と云もの多くは其考なくして不順不通をのみなしたるものなり。されば、評文の書中の字法句法と云ものは、心得ありて見るべき「」なり。

用字の法をば知らずばあるべからず。一字一語にても、必ず映應あるものと心得べし。たとへば、晝といへば、必ず夜字ありて應じ、己といへば、必ず後に人の字ありて應ず。夜人の應なければ、晝字己字は、晝^かず、晝^かれぬと知るべし。「五ウ」

向使^レ傭^ニ一夫^一於^ニ家^一、受^ニ若^ノ直^一、怠^ニ若^ノ事^一、又盜^ニ若^ノ貨器^一、
則以^レ甚怒而黜^ニ罰^一之^一矣。柳子厚送薛存義序

と書ける如き、此黜字は、怠の字にあたりて、怠るものは、黜くるを云ひ罰字は盜字にあたりて、盜めるものは、罰するをいへり。黜の一字、又は罰の一字を欠きては、語意の接應不足する「」なり。又文字を用ゆるには、前後にあたりなき文字を用ゆへからず。古人の文に、あたりなき文字を用ひたる「」決して無「」なり。あたりありとは、たとへば、

好^レ奇偉倜儻之畫策^一、而不^レ肯^ニ仕官任^一職好^レ持^ニ高節^一。史記魯仲連傳

とあるは、後に新垣衍が驚き入る程の存外の策を出して、平「六才」原君が魯連を封せんとせしを、辭して受けず、千金を以て壽を為しをも、即取る「」あらば、商賈の「」なりとて、受ざりし類に、一々あたりて書たるものなり。

博聞強志、明^{カニ}於^ニ治亂^一、嫺^ニ於^ニ辭令^一。史記屈原傳

とあれば直に接して、入^テ則^チ與^レ王議^シ三國事^一以^レ出^ス號令^一とあり。此は明於治亂の應なり。出^テ則^チ接^ニ遇者賓客^一、應^ニ對^ニ諸侯^一とあり。此は嫺於辭令の應なり。史記の文法、大抵いづれも此の如し。

僞傑廉悍、議論証^一據^二今古^三、出^二入^一經史百子^一、踔厲風發。韓退之
柳子

厚墓
誌銘

とあり。僞傑は、子厚が材器をいへり。廉悍は、子厚が氣節をい「六ウ」へり。議論より百子まで其僞傑を見せたるなり。踔厲風發は、廉悍を見せたるものなり。

與^レ之語^二道理^一、辨^{スル}古今事^一當否^一、論^{スル}人^一高下事^一後當^キ成敗^一、若^二河決流而東^一注^一。若^下駟馬駕^二輕車^一、就^二熟路^一、而王良^一造父為^二之^一先後^上也。若^二燭照^一數計^{ヘテ}而龜卜^{スル}也。

韓退之送
溫處士序

此若河流と、若駟馬とは、語道理にあたり、燭照は、辨古今にあたり、數計は、論人にあたり、龜卜は、事後の句にあたりて、書けり。此類にて、文字の使ひ方にあたりある「」を知るべきなり。又前に用たる文字を、後の造語にて、其色を生じ、其義を成就させて見する「」あり。「七オ」

法授^レ聖^二。柳子厚真
子碑陰銘

此法の字義を後に周人得^下以序^二彝倫^一而立^{ツル}「」中大典^上と云ふ語を造りて、其色を生し其義を成就させて、見せたり。又後に用んとする文字の為に、先づ其地を前に作すものあり。

其為^二虚取^一直也^{ナリ}矣。其知^ル恐而畏^ル也^一審^{ナリ}矣。柳子厚送
薛存義序

此二句は後の故賞以酒肉の賞のむきとしたる「」にてなく、しかとあたりのある「」なるを、見せんとて、此は作りたるものなり。

助語辭のぬきさしは、尤も工夫あるべき「」なり。

是馬雖^一有^二千里之能^一、食不^レ飽力不^レ足、才美不^二外^一見^レ。韓退之
雜說且欲^下與^二常馬^一「七ウ」等^上、不可得^レ安^ツ求^{メシ}其能千里^{ナル}也。韓退之
雜說

と云が如き、食不飽則力不足、力不足則才美不外見、とあるべき所なれども、此の如く層折すれば、文氣こゝにて滞りて、其勢下なる安求の句に及び難き故に、則の字をばのこらずはづし、駢列にして、これを書き、因て其文氣をば、直に下まで串接する様にしたるものなり。

天下ノ游士離^レ其親戚^一、弃^二墳墓^一、去^二故舊^一、從^二陛下^一游^一者徒^二欲^一セルナリ。史記留侯世家三日夜望^{セント}二咫尺之地^一。

此游士は浪人かせぎをする士と云「」なり。舊と從との間に、而の字あるべき處なり。省きたるは、此も、こゝにて滞らさず「八オ」して、下の者徒の間の接應を、つよく聞せん為に、抜きたるものなり。此處をつよく聞かす時は、離下十字斜挿の、補添となるなり。總じて、助字を置けば、其所に其字だけの意味を持ち重くなりて、其處の語勢滯る。滯れば急なる勢を、下に持たしがたし。故に下につよくあたりて、落こみを取らんとするには、とかく省きて書ざるを善とす。又助字をさしこむべき處あり。

南宮縚之妻之姑之喪^二夫子誨^一之^二髻^一。禮記
檀弓

とあり。これは、南宮縚が妻は、孔夫子の姪女なり。其つり合をきかせんとて、其家を指し、一族の女の内にて、別くる心にて「八ウ」縚之妻と云へり。妻のためには、姑なるものゝ喪なるを見せんとて、妻之姑と云へり。さて其時にあたりての「」を見せんとて、姑之喪と云へるなり。これは、皆あたりを見せたるなり。

為^ル伋也妻^一者、是^レ為^二白也母^一、不^レ為^二伋也妻^一者、是不^レ為^二伋也妻^一。白也母^一。檀弓

此也の字、並にさしこみたる字なり。且つ不為伋也以下も、同じ「」を、繰り返したる様なり。此には、皆深き意味あり。舊注の説誤りある故に、聞

へぬ^一になりたり。此は、出母の喪を、其子のつとむると、つとめざるの詮議の^一にて、出母は、魯の出王廟の出の如し。生みたる母と云^一にて、白を生みたる妾の^一なり。白は、妾腹の子なり。然れども、子思命じて本妻の子として「九才」本妻を母とさせられたり。されば、妻は、生む^一は生まねども、子思の方の妻なれば是白が方の母とするものなり。妾は生む^一は生みたれども、子思の方の妻と為ざるものなれば、是白が方の母とはせられぬと云ふ意にて、其身分^一に取りての、當りを見せんとて、一つ^一也の字を置き、又生みたれども、母とせられぬ^一を、とくと押へん為に、打かへして言へるものなり。又助字の外の文字を省減せる法あり。

范文子不^レシテ欲^レ曰、吾聞君タル人ニ者刑ニス。其民^一。成而後^二振^二武^一於外^二。是以内^レ蘇而外威^一。晉語

刑とは、民を治の模^{かた}に、とくとはまらし、行儀をつける^一なり。「九ウ」成は其事の成就を云ふ。されば、此成の上に刑の字を省減せるものなり。此は振武於外是以のつゞきに神氣の引はりをはづませんとて、上を省減して、勢を疏^{すかじ}にしたるものなり。又名を省減したる法あり。

軻既取^レテ圖^一奏^ス之^ヲ。秦王發^レ圖^一。圖窮而匕首見^ユ。因^テ左手把^二秦王之袖^一。而右手^ニ持^{シテ}二匕首^一。椹^ス之^ヲ。史記刺客傳

此因字上に、荆軻の軻の字を省きたり。軻因とあれば、軻は因てと云意味になりて、緩くなるを嫌ひ、至極急なる處を見せんとて、これを省きたるものなり。總じて急なる處は、皆字を省くを定法とする^一なり。助字にても、「十才」

樊於期偏袒搢腕而進曰、此臣之日夜ノ切齒腐心也。史記刺客傳
此日夜の上に所以の二字を省減せり。此は喜ひて疾く後の^一を言んとせし

心の急なる所を見せて、省減したるものなり。又名を増加したる法あり。

而張蒼乃自秦時^一、為柱下吏^一。明^ニ習^{ヘリ}天下ノ圖書計籍^一。蒼又善用^テ算^ス二律曆^一。史記張蒼傳

此張蒼の事を全體に云たる中にて、又蒼が名を出して、蒼又と書けり。是れ名を増加したるものなり。増加したる故は、蒼が漢家の律曆の事をば、興したる^一の起りを言ふ處なる故に、又起頭して蒼又と書きたるものなり。是をば又起頭法と「十ウ」も名付く。刺客傳の如きは、蔵頭法と名付く。

初心なる人の文を書くに、助字の同字近き處にあれば、手づくなる様に思ひて、避けて書き替んとする^一ある^一なり。此は文章の法に、一向なき^一なり。易の繫辭傳の文、全篇多く是故の二字と、故の字を用ひて、つけて書給へり。

大決所^レ犯傷^{ムル}人^一ヲ必多、吾不^レ克^レ救^フ也。不^レ如小決^{シテ}使^ニ道^一、不^レ如吾聞而藥^ニ之^一。左傳三十二年

此不如の重複なり。されども上の不如は、傷人必多は、小決使道にしかずと云^一にあたり、下の不如は、吾不克救也と云にゆかすよりは、吾聞而藥之にしかずと云^一にあたりて、書たる「十才」迭應の法なり。此の如くなれば、當りさへあれば、字の重複は嫌はぬ^一なり。

古之為^レ市^一者、以^ニ其所^レ有^一、易^フ二其所^レ無^一者^一。有司^{ナル}者、治^{ムル}之^ヲ耳。孟子公孫丑下

此は者の字の重複「マ」なり。然れども、此も皆あたりある故に、重複して書たるものなり。

名譽雖^レ高^{シト}賓客雖^レ盛^{ナリト}、所由殆與^ニ太伯延陵季子^一異^{ナリ}矣。史記張蒼傳
此には雖の字の重複を厭はずして書きたり。されば、當りある時は、重複

は避けずして書くべき「なり」。

同字一律と云ふ「をば、余問學舉要中」にても、此を論じたれども、今更に其由を明かす。凡そ文字は、已前にも言たる如く、符「十一」ウ牒付なり。文一篇、又は一語の内にては、又其内にての意象を立たる處の符牒付となる故に、ふと其文字を其一事に呼ひて、其名に付けたれば、最早外へは用ひがたし。用ゆれば、意象の紛きれとなりて、文意語意の聞へぬ「なり」なり。されば、文字の義と云ものは、たとへば、手覆ておひにする、めりやすと云物の如くになるものにて、其作者の意の命ずるだけの象に應じて、大にも小にも、長にも短にも、なりて、はまりて、其活象の符牒付となる。たとへば、呂氏春秋に、色の物を染る「をば、人の氣象にあやかして、自分の氣象も、それに化せらるる」にたとへて用ひたれば、其一篇中の染字、皆其だけの義をば、同「十二」オ「し」に持つ。韓退之送孟東野序に、物の聲の鳴り聞ゆる「をば、人の名のふるひ聞ゆる」に、たとへて用ひたれば、此一篇中の鳴字、皆其だけの義をば、同じ「し」に持つにて見るべし。幾字ありても、其義同じ「し」に持つもの故に、一向外の「し」にはまた通はぬなり。文字の持つ所の、かやうに、篇ごとに動くわけは、其含みたる義のくるふに非ず。たとへば文字の本義は眼鏡の如し。其眼鏡の大小は同じけれども、あてがひ寫す處に随て、其うつす影には、大をも小をもうつし持つなり。餘は問學舉要に詳にせるを見るべし。

文章に避法あり。避くるわけは、たとへば詠物の詩を作るに、「十二」ウ其物の名を出せば、其物を詠する「し」にならぬ故に、其名を避けて、言出さぬなり。文章の避法を用ゆるも、是と同じ意持にて、其名を出せば、聞者の心に、外物に別けて思ふ意が立つ故に、尚其物と、よそ／＼しき氣味にな

る故に、其處よりは一段深く外を忘れて、其物にこみ入らせて思はせんとする時に、此避法を用ゆる「なり」。こみ入りて其内なる意味にして言ひ出さんとするも、同じく避法を用ひて書かふる「あり」。

然龍弗レ得レ雲ヲ、無三以テ神ニスル「其靈ヲ」矣。失ハ其三所ニ憑依スル、信二不可ナル歟。韓退之 雜說

此所憑依の三字は、即ちやはり雲の「なれども、こみ入りて龍の身分に付けて言ふ故に、雲の字を避けて、書かへて所憑依「十三」オ」とせるものなり。

楊子咲テ而應シ之三曰、客徒ニ欲シテ朱ニ丹ニセシト吾轂ヲ、不知二一跌ヲ將ル赤セシト吾之族ヲ也。楊雄 解嘲

此は前に客の辭に、今吾子與二羣賢ニ同セバ行ヲ、歷二金門ニ上ル玉堂ニ有シ日矣と云たるを書かへて、欲二朱ニ丹ニ吾轂ヲと書たるなり。玉堂に上るべき貴位になれば、乗車の轂を朱丹にて塗るもの故に、客の言たる「し」に取付き、會釋して、其事に思をはめて、其事になりての、こみ入たる處を、引出して、かくは書かへたるものなり。文章に、此の如く書替て行くべき「し」、甚多きものなり。此一を以て、萬を例して、工夫し見るべし。又其一跌將赤吾之族は、後「十三」ウの炎ト者滅、隆ト者絶と云に、あたらんとて、先づ其を其身に切なる、深き處の「し」にして、言たるものにて、此もやはり避法なり。

助字の上下の置處に、紛らはしきところあり。此は其處の語意の意象に精しからず其活用處を觀じて、文字に合する「出来ざれば、書損ずる」ある處なり。如の字をば史記淮陰侯傳に、

如彼ノ豎子用ヒ臣之計ヲ、陛下安シ得而夷ニ之乎。

とあり、孟子には、

王如シ好シ色ヲ與二百姓ニ同セバ之ヲ、於レ王ニ何ニ有シ。「十四」オ

とあり。此例にて推せば、史記も、彼豎子如とありたき様なり。されども、此は語勢のあたり相違あり。史記の言へる所は、高祖に、韓信ぐるめに、左様になりたる様子をこしらへて、想はせる意持なり。故に上にあり。孟子にては、王に自から其行をば出来るにして、こしらへ設けて想はせる意持なり。故に下にあり。高祖の眼中に象を設て想はすると、王に自から想はするの相違にて、上下の別れありと知べし。左襄三十一年に、

若果シテ行ハレ、此ヲ、其レ鄭國ハ實ニ頼ラン^レ之^二。

とあり。孟子には、

王之好^ム樂^ヲ甚^クハ、則齊ハ其^レ庶幾^カラン乎。「十四ウ」

とあり。此例にて推せば、鄭國其とありたき様なり。されども、此も語勢のあたり相違あり。左傳の言へる所は、鄭の國の人が、自から其國の「を」言たるもの故に、前句へあたりに、其の字が專要となり、その時にはと云意にまはりて、その時には鄭國實頼之と云「」になるべしと云ふ意なり。孟子にては、孟子の意に、他國とつり合せたる中にて、齊を分けて、外の國はしらず、齊は人よりの見こみにも、天下の政を得るに庶幾せんと云ふに、なるべしと云ふころになる「」なり。齊を題に立て、言と、鄭國を題に立て、は言はざるの相違なり。勘辨をして見分け知るべし。「十五オ」

素居^ニ廣平^ニ。時^ニ皆知^ニ河内豪姦之家^ヲ。一^一。史記李廣傳

此は河内豪姦之家をば皆知るとあるべきを、如此書たるものなり。此を對暗伏虚象法と名づく。皆知と云ふの前に、河内豪姦之家を暗に伏せる虚象に立て、其に對して指して、皆知と云ひ、さて其暗伏せし虚象をば、後より補添して、書出して見せたるころもちなり。

秦軍為^レ之^ガ却^ル「三十里、亦會^ス楚魏ノ救^ニ至^ル」^一。史記平原君傳

呂后復問^フ其^ニ次^ヲ。上^ノ曰、此後ハ亦非^ニ而所^ニ知也^一。同高祖紀

此亦の字、楚魏救にも、汝もなり。並に對暗伏虚象法なり。毎累倍所貼帶の法あり。此は同じ文字を使ひて、後に累るは「十五ウ」どづ、其字あたりの意味に、貼帶する所が倍する「」なり。

君子學以聚^レ之^ヲ、問以辨^シ之^ヲ、寬以居^リ之^ニ、仁以行^フ之^ヲ。易文

此最初の之は常の通りなり。されども、他書にては、之字は前にあたりあるを指たる「」多きに、此之の字は、前のあたりなきに書たるものなれば、後に見合せて、其行に掛くべき文義の「」なりと知るべし。さて辨之の之は、聚めたる所の物を指せり。居之の之は、其辨じたる所の物を指せり。行之の之は、其居れる所の物を指せり。此の如く、其義重累に随ひて倍增して行く「」にして見るべし。「十六オ」

知^テ之^ニ、仁^不能^守之^ヲ。論語

此も下の之字、上の及びたるところの物を指せり。又虚字にても、同じ氣味に見るべき「」あり。

獻子辭^{シテ}曰、殺^{シテ}君^ヲ以求^ル威^ヲ、非^ニ吾所^ニ能^為也^一。威行^ル為^ニ不

仁^一、事廢^{スル}為^ニ不知^ト。晉語

此威字即ち君を殺したるによりて、生じたる威を指すなり。事廢とは、下が上を畏れずして百事廢するをいへり。此累倍の法は、甚多きものなり。綱目にして書く「」は、文の常法なり。又其綱目を、更に細釋をしたる法あり。「十六ウ」

五年春正月甲戌己丑、陳侯鮑卒再赴^ル也。於是陳亂^ル。文公子佗殺^ニ大子免^ヲ、而代^レ之^ニ。公疾病而亂作^リ、國人分散^ス。故再赴^ニ。左桓五年

此於是陳亂の四字は全體の綱なり。文公より代之までの十一字は、具目

なり。公疾病より分散までの十字は、又綱目を并せ承けたる細釋なり。故の字の旨は陳亂の綱より其勢を承る「にして書けり」。

古者太史順^レ時^ニ、覓^レ土^ヲ。陽瘳憤盈土氣震發^ス。農祥晨^ニ正^{シク}日月底^ニ於^ニ天廟^ニ。土乃脉發^ス。周語

農祥は房宿なり。天廟は、室宿なり。此太史より覓土までの六字綱なり。陽瘳より震發までの八字は、目なり。陽瘳憤盈は東「十七オ」方の星宿已に三宿を歴て、房星の晨正するを云ふ。日月會於室は、孟春の月なり。乃は、さてと云きみで、脉發は、啓蟄の「なり。啓蟄の前正月の月の下旬の末を、藉田の期とする」を云へり。韋昭が注は、誤りて立春とせり。従ふべからず。さて此綱目と云ふ「は、綱は綱の上の方なる大づなの」なり。目は綱の目の「なり。大綱が擧がれば、目はそれに付きて張るものにて、事の大體の處を、綱にたとへ其に付きたる小わりを目にたとへて、綱目と云ふなり。文は、何事を書くにも、總て此綱目の書かたに非されば、事の大小紛らはしくなる故に、文章の法は、何によらず、大方は、皆先綱後目の書かたなるもの「十七ウ」なり。此に擧けたる二例は、綱目に又細釋ありて其細釋にて、始の綱目にも盡ざる所の事を、盡せる書かた、法とすべき故に、擧げ示す「なり。綱目にして書行く」は、諸書に多ければ、例を擧示するに及ばざるなり。

分股法と云もの、前にも略これを言けれども、未だ詳辨せざる故に、今更に數例を示して辨釋す。

假^ニ令^{シテ}下^ニ韓信^ヲ學^ニ道^ヲ謙讓^{不^レ伐^ニ己^カ功^一}、不^ラ矜^ニ其能^ニ、則^ニ庶幾^ニ哉^一。於^ニ漢家^ノ勲^ニ、可^下以^テ比^{シテ}周召太公之徒^ニ、後世血食^ス上^ニ矣^一。

史記淮陰侯傳贊

此分股法なり。則字より上は、腰なり。下の庶幾哉三字、一股なり。於字より矣字まで十八字一股なり。此は、庶幾哉にても意「十八オ」一切れになり、於字より矣字までにて、又其意一切れになりて、語勢は、並に上の則字より承けるが、人の腰より、下兩股に分れたるが如き故に、分股法と名付く。又此後世血食の四字は斜挿の補添なり。

子魚曰、君未^レ知^レ戰^ヲ。勍敵之人隘而不^レ列、天^ノ贊^{クル}我^ヲ也。阻而鼓^{セバ}之、不^ニ亦可^{ナラ}乎^一。猶有^{ラン}懼^レ焉^一。左傳三十六年

此は、勍敵なる故に、敵の人衆の阻にある時にして、我人衆をすゝのかゝらす「マ」^一、其宜可にあらずや。阻にして鼓しても、勍敵なる故、それにもやはり、我人衆にはひやいなる「あらん」となり。不亦可乎が一股なり。猶有懼焉が一股なり。「十八ウ」

古書を引かんとして前を作りし法あり。

賢者在^レ位^ニ、能者在^レ職^ニ。國家閑暇及^テ是^ノ時^ニ、明^ニ其政刑^一、雖^ニ大國^一必畏^レ之^ヲ矣。詩云、迨^テ天之未^ル「マ」^一、陰雨^一、徹^{セン}彼桑土^ヲ。綱^ニ繆^{セントセヨ}牖戶^一。今^ノ此^ノ下民^ヲ或敢^テ侮^{ラントセヨ}予^ヲ。孟子

此國家閑暇は、迨天之未陰雨の前づくりなり。明其政刑は、綱繆牖戸の前づくりなり。大國畏之は、或敢侮予の前づくりなり。或敢侮予は、しからざれば、予を侮るべしと思へと云ふ意なり。此にては、文字の前後に、必あたりある様を書くべき「は、文の定法なり」と知るべし。

冒斜挿補添の「も、問學擧要に言たれども、彼には、例を擧る」「十九オ」少なき故に、今復數例を擧す。冒とは、文の正意のある所の、語旨を明にせんために、前おきを書くを云ふ。

吾先君新^ニ邑^ニ於^ニ此^一、王室而^{シテ}既卑矣。周之子孫日失^ニ其序^ヲ。

夫ノ許ノ大岳之胤也。天而シテ既厭カハ周ノ徳ヲ、吾其能ク與レ許爭ハン乎。
左隱十一年

此夫許已下の七字、斜挿の冒なり。さて、天而の而の字は、周の子孫の句に應じ、吾其の句は、夫許の句に應ず。此は隔句相呼應するの法なり。全意は、吾先君新に此に邑したれども、王室はそれよりして、既に威をおとし、周の子孫なる諸侯は、日に禮義をみだりて、兄弟の國なるものも、次序を失ひて、相挑戦ふ様になりたり。かの許は、大岳の胤なれば、天の彼日に其次序「十九ウ」を失ふよりして、周の徳をあくにならば、許は、別姓の胤なれば、天許に福して、鄭よりは敵し難かるべしと、云ころなり。

季文子卒ス。大夫入テ歛ス。公在位、宰庇ニ家器ヲ、為ニ葬ノ備ヲ、無シ衣帛之妾、無シ食粟之馬、無シ蔵ニ金玉ヲ、無シ重ナルニ器備。
左襄九年

此無衣帛の二句十字は、斜挿の冒なり。無蔵金玉の句は、宰庇家器より出たり。其次手に、妾馬の「までも」、冒にして挿みて、季文子が儉を見せたるものなり。

其謀如 是、懼クハ害ヲランニ於主ニ。吾不ニ敢不ハ言、范鞅為ニ之カ徴ヲ。懷子好レ施ヲ士多婦レ之ニ、宣子畏ルニ其多士ヲ也。信ス之懷子為ニ下卿一。宣子使テ城ヲ著ニ、而遂逐レ之ヲ。
左襄十一年「廿オ」

此の為下卿の三字、下の使城著の為の冒なり。著は、地名なり。下郷たれば、城を築く「を」を主としめらる「が」、出来る故に、それを幸に、著に城く「を」を命じ、外へ出しめて、黨與のかゝらす「マ」。ぬカ「様」にして置きて、さてそれをば逐出しく「マ」。たカ「る」なり。此は、全體、變祚が讒言を、范鞅が證據人になりて、まことしやかに言なしたる故に、范宣子がそれに惑ひて、斯く逐たる「なり」。

王使メテニ工尹襄ヲシテ問ルニ之ニ以テセ。弓ヲ曰、方テニ事之殷ナルニ、有ニ韎韐之附注セル、君子ナラン也。屬見ニ不穀ヲ一而下レリ。無カラニ乃傷ツク一乎。
晉語

此方事之殷の四字冒なり。合戦の最中にあたりて韎韐の附注の甲冑のせし人あり。大夫君子と見へて車に乗りたるが「廿ウ」此方を見るにあたりて車より下らる「なり」。創を被らる「なる」なからんやと云「にて」、無乃傷乎の為の前おきに冒にしたるものなり。

夫學者載籍ニ極ムルニ博ヲ、猶考フルハ信ヲ於六藝ニ、詩書雖ニ缺タリ然レトモ「マ」虞夏之文可レ知也。
史記伯夷傳

此詩書雖缺然の五字斜挿にて、虞夏之文の為の冒なり。此はかの學者の載籍を讀むに、博を極むれども、やはり其事の信否を、六經の書に考ふるわけは、詩書は缺文はあれども虞夏の比の文章は、それにて知らるればなりと云「なり」。

是僕終ルメテ己ヲ不ハ得下舒テ憤懣ヲ、以曉ス。左右ニ、則長逝者ノ魂魄ニ私恨無カラシ窮。
司馬遷報任安書「廿一オ」

此長逝者魂魄冒なり。任安も程なく刑にかゝるべきに、此心の憤懣を舒べ明さゞれば、我死したる後の魂までも、残念に思ふ「き」はまりなかるべしと云「なり」。私恨無窮にてすむ「を」此を加へ、掛けて延して云へるものなり。

人非ハニ生而知之ヲ者一、孰能無カラシ惑。惑而不ハ從レ師、其為レ惑也、終ニ不ハ鮮矣。
韓愈師說

此非生而知之者の六字、冒なり。總じて、冒と見るは前おきになる句にて、此句なくとも、前後の文意はつゞきて聞ゆるを其間に、此句をさしこみ、後句に

言ふ語の爲の前おきにした「甘一ウ」る句をば、斜挿の冒とする「なり」。

補添の法は、語の一成したるあとに、前語に言足らざる意味を、補ひ添へたるものを云ふ。

讒行^レ身死可也。猶有^二令名^一焉。晉語

此、申生へ杜原欸が告たる語にて、猶以下の五字補添なり。

君其^レ必速^二殺^一之ヲ。勿^レ令^二ムル^一遠聞^一。同上

此叔向が、豎襄を救たる語なり。勿令以下補添なり。

王之好^メ樂^一甚、則齊其庶幾乎。今ノ樂由^二古之樂^一也。孟子樂惠 王下篇

此は、孟子王樂を好まば、齊庶幾乎と答へたるに、莊暴が聞くところにては、孟子は古樂の「」を云へるなるべしと、思ひ聞「甘二オ」ん「」を恐れて、今樂の一語を補ひて、己が言ふところの樂とは、今の俗樂にても、同じ「」なる意を明せるなり。

吾王之好^メ樂^一、鼓^二樂^一夫、何使^二我^一至^二於此極^一也。父子不^二相見^一、

兄弟妻子離散^{セリ}。同上

此父子以下は、上に此極と云へる所を明かす爲の補添なり。吾王之好鼓樂夫は、我が斯難義^{かく}「」をするは、吾王の鼓樂を好める故によると云ふ「」なり。

一日數戰、無^二尺寸之功^一。折北不^レ救、敗^二滎陽^一、傷^二成臯^一、遂走^二

宛葉之間^一。史記淮陰侯傳

此折北不敗^二」は、綱なり。敗滎陽の二句は、補添するに、目を以て「甘二ウ」せるものなり。

夫樊將軍窮^二困^一於天下^二、歸^二身^一於丹^一。丹終^二不^一以迫^二於疆秦^一、而棄^二所哀憐之交^一、置^二中^一之^二匈奴^一。史記荆客傳

此置之の一句、上の棄字の爲に補添して、其棄の所爲をば實して「マ」言へるなり。

今太子聞^二光盛壯之時^一、不^レ知^二臣精ノ已消亡^一矣。史記游俠傳

不^三敢以テ圖^二國事^一、所^レ善^二荊卿可^一使^二シム^一也。同上

此光不以下、國事に至るまで九字、補添なり。雖然の然の字を、下につけて讀むべし。畢竟雖然の二字の旨に歸する「なれども、その然と云へるにわけを、言^いて見せたるものなり。」「甘三オ」

此皆學士所謂有道ノ仁人也。猶然遭^二此菑^一。史記游俠傳

此遭此菑の三字補添なり。然の字を實して言たるものなり。

然韓非知^二說之難^一、為^二說難^一書^一。甚具^二終^一死^二於秦^一、

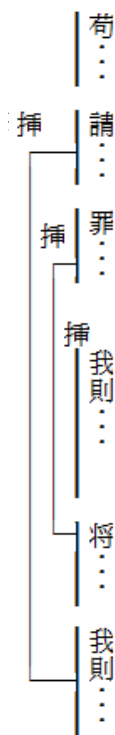
不^レ能^二自脱^一スル^一。史記游俠傳

此甚具の二字補添なり。說難書のいへる所の、趣つまりて、ぬけめも無き「」を、いへり。

斜挿にも、やはり冒補添の意持を兼たるもの多し。

孔達^方曰、苟^モ利^テ社稷^一、請^二以^一我^二說^一罪、我之由^二也。我^ハ則^レ為^二政^一、而亢^二大國之討^一。將^タ以^レ誰^レ任^二セシ^一。左傳四年

これ三挿あり。尤も奇なる法なり。此事は、全體、楚子が、宋の楚に逆ひて、蕭を救ひたる「」を怒りて、宋を伐んとせしにより「甘三ウ」て、孔達は宋の執政なれば、其救蕭の罪を、引かぶりて、己が身死して、其云わけとすべしと言たる辭なれども、其云かたの辭理に、三挿ある故に、奇なる法となれり。請以我説は、下の我則死之と相接應し、罪我之由は、下の將以誰任と相接應して、其中に又我則より之討までの十字を、挿みたる故に、三挿なり。今別に圖を以て示す。



如此の辭理なり。讀者此圖によりて考べし。我則は我がこれはなり。

小國無^レ信、兵亂日^ニ至^リ亡^シ無^レラン。日^ニ矣。五會之信、今將^タ背^カ之^ニ。雖^レ有^二楚^一救^二「廿四才」我將^タ安^シ用^ヒ之^ヲ。左襄八年

五會之信二句挿なり。無信なれば、兵亂日に至りて、所詮亡びん、日無きとなれば、楚が救ひ来りたりとも、畢竟何の用にもたぬなりと云意なり。五會之信、今將背之は、信にする「無きを實にして言たるなり。これもやはり、挿により、隔句呼應の法となりたり。

見^二使者^一、稽首^{シテ}而對^{ヘテ}曰、諸侯方睦^シ於^二晉^一、臣請^シ背^シ之^ヲ。若可^{ナラ}君^ハ而^{シテ}繼^レ之^ヲ。不可^{ナラ}收^テ師^ヲ而退^カ。可^{シテ}以^レ無^レ害^ハ、君亦無^カ辱^ス。左襄八年

此若可君の三字、挿にて、而の字、上の管字と、隔三字にして、接應せり。臣管みにあたりて見るべし。若し伐つ可き様子なら「廿四才」ば、君は左様にありてから、それに繼きて、師を率て出たまふべしと云ふなり。

世子曰、然^リ是誠^ニ在^ニ我^ニ。五月居^リ廬。未^ル「マ」有^二命^一戒^二、百官族人^ハ可^シ謂^テ曰^フ知^レレト。及^テ至^ル葬^ニ、四方^{ヨリ}來^テ觀^レ之^ヲ。孟子滕文公上篇

此未有より日知までの十二字、挿なり。五月喪制を守り、倚廬に居られて、未命戒もあらざる内に、百官族人などは、まだも謂て其葬期を知れりとも曰べきが、葬の日に至るに及びて見れば、命戒あらざる先に、早く、禮の通りに葬期のある「を知りて、四方より来りてこれを見物したりと云ふなり。記者の較量の語を以て挿とせり。亦一奇法なり。「廿五才」

因謂^二王^一即弗^ハ用^レ鞅^ヲ、當^{シト}「マ」殺^之。王許我^ニ。汝可^シ

疾ク去^ル一矣。史記商鞅傳

此汝可疾去四字挿なり。

素^{ヨリ}無^ク根^ニ柢^一之容^一、雖^レ竭^シ精^ニ思^一、欲^{スト}開^キ忠^ニ信^一輔^ケ人^ニ主^一之治^甲、則人主必有^{ラン}按^シ劔^ヲ相^ニ眄^一之跡^一。史記鄒陽傳

此雖字より治字まで十三字挿なり。

西據^ニ洛陽^一武庫^一、食^ヒ敖倉^ノ粟^ヲ、阻^ミ山河^之險^ヲ、以^レ令^セ諸侯^一、雖^レ母^{シト}入^ル關^ニ、天下固已定^{ラン}矣。史記項王傳

此雖母入關の四字挿なり。

陛下素^{ヨリ}驕^{シテ}淮南王^ヲ、弗^{シテ}稍^ク禁^セ、以至^レ此^ニ。史記袁盎傳

此弗稍禁三字挿なり。「廿五才」

孝文帝欲^下用^二皇后^一弟竇廣國^ヲ為^{ント}丞相^ト、曰、恐^ク天下^ニ以^レ吾^ヲ私^{スト}セ^二廣國^一。廣國賢^{シテ}有^レ行^一。故欲^シ相^ト之^ヲ、念^フ久^ク之^ヲ、不可^{シテ}而^レ高帝^ノ時^ノ大臣^ハ又皆多死^シ、餘^ハ皆見^ニ無^シ可^{ナル}者^一。史記周勃傳

此日字より不可までの二十三字、挿にて、挿中にも、三段にわかれあり。一段は、日より、私廣國まで九字、此は文帝の天下へ對しての遠慮なり。廣國賢より、相之まで九字は、欲為丞相のわけなり。念久之不可は、此遠慮と、欲為の二つが、決せずして、いろくと思案ありたれども、とかく遠慮の方が勝て、不可と思ひたまへりと云きみなり。此三段ありながら、挿になる故は、此三段、繋するに、文帝の心事にて、表向の外がわの處の事に「廿六才」ていへば、上の為丞相の下へ、而高帝の句の語勢が直に接應する故なり。

陳^ノ丞相少^キ時本好^メ黃帝老子^ノ之術^ヲ。史記陳平傳

此少時の二字、挿なり。本の字にて、後文のあたりになる「あれども、其

本と云ふは、少時よりの事なりと云を示せる故に、挿たるものなり。

韓信曰漢王遇^{スル}我^レ甚厚^ク、載^ル我^ヲ以^テ其車^ヲ、衣^{スル}我^ヲ以^テ其衣^ヲ、食^{シムル}我^ニ以^テ其食^ヲ。吾聞^ク之^ヲ、乗^ル二人^ノ車^ニ、者^ハ載^セ二人^ノ患^ヲ、衣^ス二人^ノ衣^ヲ者^ハ懷^ク二人^ノ憂^ヲ、食^フ二人^ノ食^ヲ者^ハ死^スト二人^ノ事^ニ。吾豈^ニ可^{ケシ}以^テ嚮^ヒ利^ニ倍^セ義^ニ乎[。]史記灌陰侯傳

此吾聞より之事まで三十一字、挿なり。同傳に、「廿六ウ」

破^ニ趙^ノ二十萬衆^ヲ、誅^シ成安君^ヲ、名聞^ヘ海内^ニ、威震^ヒ天下^ニ、農夫莫^キ不^トイフ^{コト}、輟^メ耕^ヲ、釋^テ耒^ヲ、榆衣甘食^{シテ}、傾^ケ耳^ヲ、以待^ハ命^ヲ者^ハ、若^{キハ}此將軍之所^レ長^{セシ}也。

此名聞以下、者字まで、挿の補添なり。又此下に、今將軍欲舉と云より、若此者將軍所短也、臣愚竊以為亦過矣とあるは、欲戦より以下、分也まで挿なり。若此の句と、臣愚の句は、堅城之下に接して見れば、隔挿の分股なり。

又略折法あり。前か後に其文字ありて、語勢の引はり、自然に其文字にひゞく處をば、其字を省きて、略折せるあり。又其ある文字の反を、自然にひゞく故に、略折せるあり。

吾先君新^ニ邑^シ於^ニ此^ニ、王室而^{シテ}既^ニ卑^シ矣。周之子孫、日失^{ヘリ}其序^ヲ。夫^ノ許^ハ大^ニ「廿七オ」岳之胤也。天而既^ニ厭^{カシ}「マ」^ニ周德^ヲ矣。

吾^レ其^レ能^ク與^ハ許^ハ爭^ハ乎[。]左傳十一年

此吾先君の上に、自字を略し、王室の下に、自吾先君新邑於此の八字を、略折したる意持にて、而の字は略折の自字に應じたるものなり。天字下に、以周之子孫日失其序として、九字を略折せる意持にて、而字は略折の以字に應じたるものなり。

謀^ル其^レ不^レ免^也。誅而薦^メ之^ヲ、則無^{ケン}及^フ也。左章四年

此免下に、下の誅字を略折せり。様々の薦獻をせし^フは、此にては誅に免かるべしと、見ぬき謀りたる故に、加様の物入をも、古人はしたる^フなり。然れば、未然の處にて、さし遣す^フが肝要なり。彼より誅するになりて、さてそれに薦獻を、したぞ「廿七ウ」ならば出し時がはづれたる^フになる故に、薦獻して免れんとするの用に、立ちやうが其事に及ぶ^フあるまじ、役に立ぬ^フになるべしと、云ふ^{コト}なるなり。

人生實^ニ難^シ。其^レ有^{ラシ}不^トイフ^{コト}獲^レ死^ヲ乎[。]左威二年

此難字の下に、獲の字を略折せり。人は生こそ實に獲がたし。其に、死を獲じと云^フあるべしやと云^フころなり。

余雖欲^ト於^テアセ^ト鞏伯^ニ、其^レ敢^テ廢^{シテ}舊典^ヲ、以^テ泰^{シメ}シヤ^ニ叔父^ヲ。同右

此欲下に、見の字を略折せり。見の字なる^フを知るは、前に王弗見とあるにて知る^{コト}なり。

對^テ曰^ク、以^テ君^ノ之靈^ヲ、纍^{シテ}臣得^ル歸^ル於^ニ晉^ニ。寡君之^レ以^テ為^レ戮^{タル}ヲ^マ、死^ス且^レ不^レ朽[。]同「廿八オ」□年

此下の以字の下に、纍臣の二字を略折せり。得の字の旨は下の為戮の二字までに蒙れり。

三代之令王、皆數百年保^{テリ}天之祿^ヲ。同八年一年

令王の下に、其子孫の二字を略折せり。

仲尼ノ曰^ク、志^ニ有^レ之^ヲ、以^テ足^シ志^ニ文^ヲ以^テ足^ス言^ヲ。不^ハ言^ハ、誰^カ知^{ラン}其^レ志^ヲ。左襄十四年

此足志の間には、知の字を略折し、足言の間には、行の字を略折せり。足志を、志

に足りしむと讀むべし。足言を、言に足りしむと讀むべし。「廿八ウ」

然明^{ナリ}曰^ハ蔑也。今而後知^{レリ}「吾子之信^ニ可^ナナル^事也。小人實不才^{ナリ}。若

果^{シテ}行^ハ、此^ヲ、其^レ鄭國^ハ實^ニ賴^{ラン}之^ニ。同三十一年

此可事の二字挿なり。さて可事の間に、行の字を略折せり。此は、下の行此の處にて、行の字をつよく聞せんとして、上にては略折にせしものなり。小人實不才とは、吾子は信なり、小人の我が言しが如きは不才なる故なりと云ふことなり。

魯叔孫之來^ル也、必有^シ異焉。其享覲之幣薄^{シテ}。而言諷^リ。殆^ト讀^ハル^ナ之^ヲ也。若^ク請^ハ、之^ヲ、必^ズ欲^セル^ナ之^ヲ。賜^フ也。魯執政唯^ニ強^{ナル}カ^ニ。故^ニ不^{シテ}歡焉。而後遣^レル^ナ之^ヲ。晉語

此強の字の下に、請の字を略折せり。魯執政は、不歡焉、唯強請せる故に之を遣れりと云ふを隔句呼應の法にかきたるは、「廿九オ」請へるところを、正主にして、つづけて、執政の心持をば、旁客にして書たるものなり。

古之欲^セ明^{セント}、明^{セント}、於^ニ天下^ニ者、先^ニ治^メ其^ノ國^ヲ。欲^セ治^メ其^ノ國^ヲ者、先^ニ齊^メ其^ノ家^ヲ。欲^セ齊^メ其^ノ家^ヲ者、先^ニ脩^メ其^ノ身^ヲ。禮記大學

此欲治の上にも、欲齊の上にも、古之の二字を上にして譲りて、略折す。上の古之は、下の略折の本となる、冒の用法なり。

人^ノ不^レ得^ル則^ニ非^ル其^ノ上^ヲ矣。不^{シテ}得^ル而^レ非^ル其^ノ上^ヲ者、非^也。為^{シテ}民^ノ上^ト而^レ不^ル與^ニ民^同ウセ^レ樂^ヲ者、亦^モ非^也。孟子樂意王下篇

此不得の下に、略折あり。此略折を、同樂の字にすれば、同樂を得ざるとして、其上を非るの理なし。所欲の字にすれば、又同樂「廿九ウ」と同じからざる嫌あり。故に略折に、此兩意をこめて、同樂と所欲との間の「」にして、それを略折せり。此は又略折の用法なり。

舉欣欣然^{トシテ}有^ニ喜^{ヘル}色^一、而相告^テ曰^ク、吾王庶幾無^ニ疾病^一歟。何以能^ク鼓^ム樂^{セン}也。同右

此何字上、有疾病三字を、略折せり。

葷食壺漿^{シテ}以^テ迎^ニ王^ノ師^ヲ。豈^ニ有^{ラン}他^哉。避^{クル}水^火ヲ^一也。同右此水火は虐政の水火の難の如きを言へり。されども、如の字ありても、其民の身に切なる難義の處却てきこへかぬる故に、これを略折す。下には、乃これを承て、如水益深、如火益熱の語「卅オ」あり。

權^{アツテ}然後知^リ輕^重ヲ^一、度^{アツテ}然後知^ル長^短ヲ^一。物皆然^ニ心^ヲ為^シ甚^ト。王^ノ請^度レ^之ヲ。同上篇

此物皆然とは、上に言へるうらの、輕重長短の知り難きを以て、物字上に略折していへり。甚の下にも、難知を略折せり。

古^ノ者棺槨無^ニ度^一、中^古棺七寸、槨稱^レ之^ヲ。自^ニ天子^一達^ニ於^ニ庶人^一。非^ニ直^ニ為^ニ觀^ニ美^一也。然後盡^クセリ^ニ於^ニ人心^一。同公孫丑上篇

此然字の上に、棺七寸槨稱之の六字を略折す。かやうの處、略折せざれば、くどくしき様なる故に、略折せるものなり。

太傅之計曠日彌久^{ニシテ}心惛然^{トシテ}恐^レ不^ルヲ^一能^ニ須^ニ與^{ナル}ヲ^一。且^ニ非^ニ獨^リ於^ニテスル^ノミ^ニ此^也。夫樊將軍窮^ニ困^{シテ}於^ニ天下^一、歸^{セリ}身^ヲ於^ニ丹^一。

史記荆客傳「卅ウ」

此於此の下に、不用其計の四字を略折せり。

夫大木^ヲ為^ニ宗^一、細木^ヲ為^ニ桷^一。榑^ニ櫨^一侏^ニ儒^一、椳^ニ闌^一扂^ニ。楔^ニ、各得^ニ其^ノ宜^ヲ。施^{シテ}以^テ成^ニ室^ヲ者、匠^ノ氏^ノ之^ノ工^也。韓退之進學解

此榑櫨の上より下、皆上に譲りて、為の字を略折せり。幽遠之小民、其足跡未^ニ嘗^ラ至^ニ城^邑ニ^一。苟^有ル^ニ不^ルヲ^一得^ニ其^ノ所^ヲ、

能自カラ直スル^二於郷里之吏^一者、鮮矣。同人體崔復州序

此所の字の下に、直の字を略折せり。總して、古文をさばくに、略折の法ある「」を知らざれば、一向にきこへぬ「」多し。周語の中に略析「マ」の尤も多きものあり。今全文を釋す。

景王既^二殺^{シテ}下門子^一、寔孟適^キ郊見^テ雄鷄自斷^ラ其尾^一、問^ニ之^一侍者^一曰、憚^ニ「卅^一」才^一其犧^一也。遽^ニ歸告^テ王^一曰、吾見^ニ雄鷄^一自斷^ラ其尾^一、而人曰憚^ニ其犧^一也。吾以為^ニ信^一畜^一矣。人犧^一實^ニ難^シ。此處に制の己力犧ニハ此處に難斷之の三字を略折す。何ノ害カアラン。此處に於其爲ニ犧用五を略折す。抑其^一惡^一トナレ為^ニ人用^一也。此處に故斷之の三字を略折す。也乎。則^ニ可^一ナリ。此處に謂ニ耳然、人ハ此處に犧の二字を略折す。異ナリ^ニ於是^一。此處に人の犧ハ實用コレハ人ヲ也。王弗應、田^ニ于鞏^一、使^ニ公卿^一皆從^一、將^ニ殺^一單子^一。未^{シテ}マ^一、克而崩。

此犧は、鷄尾を犧尊の飾りに用ゆる「」をいへり。周王の單襄公あるは、鷄の尾あるが如し。故に人犧と云ふ。さて周王のこれを斷んとするは、鷄の自から其尾を斷にひとしくして、鷄尾は斷ちても、やはりそれが犧となる故に、此尾が人の為に「卅一ウ」用らるゝ「」を惡みて斷とあらは、此はさもあるべき「」ならんか、人の犧は、人の為に用らるゝとて、惡むべき鷄尾とは、相違にて、人の犧は、實に人を用ゆる故に、人これがために用を為す。さればそれを斷んとせば、害あるべしと云たる「」なり。韋昭が注は、殊の外なる謬解にて、通じがたし。畢竟略折法を知らずして解せし故なるべし。此等は、當時の大切な事なる故に、隱語にして、鷄の「」によせて言て、それも、大切な事故に、語に略折を多くして、意味を含ませて聞かせたるものなり。

丹力所^レ報スル、先生所^レ言シ者、國之大事也。史記制客傳「卅二才」

此は丹所報が一頭、先生所言が一頭にて、者の字は、首^くすぢなり。斜挿に分属の法あり。

使^{メテ}二人逐^レ之^一而主父ハ馳^テ已^ニ脱^{セリ}關^ラ矣。史記趙世家

此馳の字挿なり。已に脱關は、逐たる人より言ふ語にて、馳は、主父が方に属して言へり。故に分属なり。

古語に、正面の「」をば、わざとそらして言たる法多し。

今以下君惑^ニ於我^一必亂^ラトスル^一。國ヲ、夫無^ラシヤ下乃以^ニ國^一故^一而行^ニ疆^一於君^一、君未^レ終^レ命^一而不^ル「」^一。晉語

此は申生が君を弑する「」あるべしと云「」を、わざと、的面に「卅二ウ」言はずして、にやゝとしたる辭にて、自然に聞ゆる様にしたるものなり。

太子遲^レ之^一疑^ニ其改悔^一、乃復請^テ曰、日已^ニ盡^一矣。荆卿豈有^レ意哉。

丹請^フ、先得^レ遣^ル「」^一秦舞陽^一。荆軻怒^テ叱^ニ太子^一曰、何^ニ太子之遣^一「」^一。往而不^レ反者豎子ナラシ也。且提^{ヘテ}「」^一首^一入^ニ不測之彊^一

秦^一、僕^一所^ニ以留^一者、待^ニ吾客^一與^ニ俱^一。史記刺客傳

此太子の語は、荆卿が別意あるを疑たる探り辭なり。荆軻が語は、怒言なる故に、これも正面をはづして、肝要の處の押へを言たるなり。何と云「」にて、太子之遣さるゝ「」ぞ。舞陽が往けば、もとりて呼には来ぬ「」ではなきか。それよりは、一「」首^一「卅三才」を提けて、不測の彊秦に入る「」故に、吾は我客を待て、それと同道して、舞陽の同道は、やめにしたく思ひたる故なりと云「」を、知れたる「」は、飛して言たるものにて、舞陽をやめたく思ひし「」は、自然に其前後の中に、含蓄してあるなり。

仲尼ノ曰、能執^テ干戈^一、以衛^ニ社稷^一。雖^レ欲^{スト}勿^ララ^一殤也、不^ニ亦可^一ナラ^一乎。禮檀弓

此には、衛社稷とあるは、雖欲勿殤の間に、自然に其討死したる「は、含蓄して云給ひたる」になる「なり。此類の語、古書に多きものなり。心を付けて讀むべき」なり。さなければ、含蓄したる意味を失ふべし。

正當無名と云「あり。是文章を書くには、第一に知るべき要「卅三ウ」義なり。總別文字は、正しく其眼前に當れる事には、用ゆる「なきものなり。故は、たとへば、今其人の目、火に向ひて居れば、只此とのみ云て、火を指し云ふ「、自から聞こゆ。花の枝を手に握り居れば、只此とのみ云て、花を指し云ふ「、自から聞こゆ。奴僕に云付て、烟盆中の火入に、火を入れさせんとするに、只指を以て、其火入を指し見すれば、火と呼はずとも、火を入よと云「は、聞取るゝものなり。故に正當無名と云ふなり。正當なれども、其人の心が、他に属して居る時には、正當の物にても、名を呼「あり。此は正當なれども、不正當と同じ「にあたる故なり。文字は、即ち名なる故に、文字を用ゆる「にも、正當「卅四才」なる「には、書に及ぬ「を知て、はづすべし。春秋公羊傳に、常事不書と云も、しれたる常式の「は、春秋に記さぬ「をいふたる「にて、正當無名も、同じ心持なる「なり。

象往^テ入^ニ舜ノ宮^ニ。舜在^レ牀^ニ琴^ヲ。孟子萬章上篇

此は象の目にあたりて、琴を鼓し居給たる様を、形容せんとて、琴の上に鼓字を省けり。

舜之飯^ヲ糗^ヲ如^フ草^ヲ也、若^シ將^ル終^ヘ身^ヲ焉。及^ニ其^ノ為^ル天子^一也、被^リ二^ニ衿衣^ヲ一^一鼓^ヲ琴^ヲ。同上

とあり。これは、正當に非る故に、鼓の字なければ、通せざる故なり。此は文の全體にかゝる「なり。此類にて工夫あるべし。

淇園文訣卷之下終「卅四ウ」

【略注】

〔題言表〕 ○趨庭―受業、庭訓「陳亢問^ニ伯魚^一曰、子亦有^ル異聞^乎。對^テ曰、未^ダ也。嘗^ニ獨^リ立^ツ。鯉趨^テ而過^ク庭^ヲ。曰、學^ベル詩^ヲ乎。對^ヘテ曰、未^ダ也。不^レハ學^ベル詩^ヲ、無^シニ以^テ言^フコト。鯉退^キ而學^ブ詩^ヲ。他日^ハ獨^リ立^ツ。鯉趨^テ而過^ク庭^ヲ。曰、學^ベル禮^ヲ乎。對^ヘテ曰、未^ダシ也。不^レハ學^ベル禮^ヲ、無^シニ以^テ立^ツコト。鯉退^キ而學^ブ禮^ヲ。聞^ケリ二^ニ斯^ノ二^者^一。陳亢退^キ而喜^ビテ曰、問^ヒテ一^一得^{タリ}三^ヲ。聞^キレ詩^ヲ聞^キレ禮^ヲ、又聞^キレ二^ニ君^ノ子^ノ之^ノ遠^ザク^ルニ其^ノ子^一也。〕（『論語』季氏篇） 鯉は孔子の子で、『中庸』と関係するといわれる伋（子思）の父。伯魚は鯉の字。詩（詩三百）は詩経。陳亢は子貢又は孔子の弟子という。←下卷八丁裏注に子思の記事あり。

〔題言裏〕 ○蠹魚之食―蠹魚は紙魚。「食」は養い・糧食の場合の訓み。

○家先生―淇園を指す。『易学階梯』も淇園口授、允筆録の体裁をとる。○剗剗―彫師。「剗剗に命ず（授く）」等で上梓・出版する意。

卷之上

〔二丁表〕 ○三多―「永叔謂ク、為^ニ文^ヲ有^リ二^ニ三多^一。看^タ多^ク、做^タ多^ク、商量^多ナリ也。」（宋・陳師道「後山詩話」―近藤元粹『螢雪軒叢書』等所収。）永叔は歐陽修の字。本書十六丁表に陳後山と曾鞏の逸話がある。歐陽修には馬上・枕上・廁上を思考の場と呼ぶ「三上」の語もあるという（『帰田録』卷二）。

〔三丁表〕 ○尺牘―簡単な手紙文。尺簡・簡牘・書札。

〔五丁裏〕 ○柳子厚が杜温夫に與ふる書―「復^{スル}杜温夫^ニ書^一」（『唐宋八家文読本』に或いは載せ或いは載せない。）に「但^タ見^ル下^ニ生^フ用^ル二^ニ助^字^一不^ルラ也。當^{タラ}二^ニ律^令^一、唯^タ以^テ此^ニ奉^答ス^ル。所^レ謂^ハ乎^ハ歟耶哉夫^ハ者^ハ、疑辭^{ナリ}也。

也。矣耳焉也ハ者、決辭ナリ也。」杜温夫は不詳。律令は語格・文法。疑辭・決辭は、疑問・決断を表す語氣詞の意。宋・洪邁『容齋隨筆』(巻七)に引用があり、和刻本から引いたものか。

○禪真後史―明・方汝浩『新鐫批評出像通俗演義禪真後史』(影印 古本小説集成 上海古籍出版社 一九九一、原文付き訳本―米田祐太郎訳編 支那珍籍全集11 支那文獻刊行会 昭3) 第23回にそれらしき記事あり。

〔十丁表〕 ○伶官―樂官・樂人。音楽奏者。こは雅樂か。

〔十一丁裏〕 ○二王―東晋・王羲之とその末子王献之。王羲之は書聖と称せられた。王羲之を大王、王献之を小王とも呼んだ。

○名人道作―本因坊道策。姓は山崎。四世本因坊となる。

〔十二丁表〕 ○聖人立象以盡意―子曰ク、書ハ不盡言、言ハ不盡意。然ラ、則チ聖人ノ之意、其レ不カ見ル乎。子曰ク、聖人立テ象ヲ以テ盡シ意、設ケテ卦ヲ以テ盡シ情僞ヲ、繫ケテ辭ヲ焉以テ盡シ其言、一變シテ而通ジテ之ヲ以テ盡シ利ヲ、鼓シ之ヲ舞シ之ヲ以テ盡シ神ヲ。」「(『易経』繫辭上伝) 情僞は真僞。

〔十二丁裏〕 ○四象、明界暗界、九籌、紀實體用道―易の語。四象と九籌は『名疇』『易学階梯』等を参照。紀實体用道については次の文を参照。「詩を説くに、其詩の辞寡なくとも、語意はやはり十分に満足したるものと知るべし。辞は不続なる様にありとも、語意はやはり連続したるものと知るべし。皆辞にあらはれずして隠れたるなり。此隠れたるを求るには、紀實体用道の法あり。紀は其位なり、実は其中に包めるものなり。体は外よりも見ゆる其物形なり、用は形の用なり、道は用の連続なり。此五物に彼我を合せて道をば彼我にもち合せて九物となる。」(『詩経助字法』『学詩要語』、『皆川淇園・大田錦城』(前掲書)p.45)

〔十六丁表〕 ○陳後山―北宋・陳師道。字履常、無己、号後山居士。

○曾南豐―北宋・曾鞏。唐宋八大家の一人。字子固、諡文定。南豐出身。

〔十七丁表〕 ○亡弟成章―富士谷成章。淇園の弟。名・装・插頭・脚結の語句分類を行い、『插頭抄』『脚結抄』等の国語学書を著す。

〔十七丁裏〕 ○瞿宗吉―明・瞿佑。字宗吉、号存齋。『剪燈新話』『埤田詩話』等を著す。

○聊齋志異―清・蒲松齡。字留仙、劍臣、号柳泉居士。書齋を聊齋といい、世に聊齋先生と称した。

〔十八丁裏〕 ○名山勝槩記―明・崇禎六年(一六三三)刊行。著者不明。

『四庫全書存目叢書』史部(地理類)第二五二―二五四冊。同叢書は『四庫全書』に収載されず、『四庫提要』に書目ばかりが載る「存目書」四、五〇八種を収載するといふ。同叢書補編でさらに二一九種を収録。中国の叢書に関する案内が国会図書館で見られる。(http://navi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-asia-66.php) (参考)『四庫全書』電子テキストはInternet Archive、漢籍リポジトリ(https://www.kanripo.org/catalog/)に閲覧できる。

○遊名山記―明・正徳十年(一五一五)刊行。都穆撰。和刻本は『陳眉公訂正遊名山記』(刊記欠)が国会図書館デジタルコレクション(http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2568325)で、文政九年(一八二六)刊本がGoogleBooksからダウンロードできる。

○金石三例―『金石例』(十卷、元・潘昂霄)、『墓銘舉例』(四卷、明・王行)、『金石要例』(一卷、清・黃宗羲)を「金石三例」と呼び、墓誌銘の範例とされる。『昌平叢書』第五九冊(叢刊書目のうち)にも所収。

○古論大観―明、陳繼儒選。四一卷。旧・宮内庁書陵部図書寮の架蔵。現在では図書寮文庫というようだ。

○武備志戰略考―『武備志』は明・天啓元年(一六二一)刊行『茅元儀編、二四〇巻』。「戰略考」はそのうちの三三巻の名称。『和刻本明清資料集』第三集、第六集所収。

○賦彙―『御定歴代賦彙』一四二巻、『同外集』二〇巻、『同補遺』二二巻、『同逸句』二巻。清・康熙四五年（一七〇六）刊行。陳元龍輯。『諸子百家』中國哲學電子化計劃』(http://cext.org/wiki.pl?if=gb&res=913741)に全文データベース化されたものがある。（外集も収録。）

○書畫譜―『御定佩文齋書畫譜』（清・孫岳頒編、一〇〇巻）康熙四七年（一七〇八）刊行『欽定四庫全書』子部八・藝術類に収録。「中國哲學書電子化計劃」(http://cext.org/library.pl?if=en&res=5967), Internet Archive (https://archive.org/details/06067074.cn), 國際藝術圖庫 (http://ourartnet.com/Siku/Zibu/0819/0819_125_055.htm) 等でも見ることが出来る。和刻本に『佩文齋書畫譜略』四巻がある。

○文體明辨―明・万曆元年（一五七三）刊行。徐師曾編。八四巻。和刻本では野間三竹『文體明弁粹抄』、大郷穆『文體明弁纂要』等の抄出本がある。『粹抄』は「古典籍データベース」(http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/bunko06/bunko06_01038/index.htm)と国文学研究資料館 (http://base1.niji.ac.jp/iview/Frame.jsp?DB_ID=G0003917KT&C_CODE=XM12-06802) からダウンロードできる。

○十九丁表〕○論學臧耳―『刻註釋論學臧耳』（明・楊九經編、三巻、崇禎年間刊行）。

〔廿九丁表〕○稽阮―嵇康・阮籍。竹林の七賢たち。北宋・劉義慶『世說新語』に言行が載る。

〔卅丁表〕○夢陽―明・李夢陽。字獻吉、号空同子。古文辞派前七子の一人。弘治（一五〇五）・正徳（一五〇六）頃に活躍。

○景明―明・何景明。字仲默、号白坡、大復山人。前七子の一人。

○攀龍―明・李攀龍。字子鱗、号滄溟。古文辞派後七子の一人。王世貞と並称される。嘉靖（一五二二）頃に活躍。

○世貞―明・王世貞。字元美、号弇州山人。後七子の一人。

〔卅一丁表〕○陶宗儀が輟耕録―元・陶宗儀『南村輟耕録』三十巻。元至正二六年（一三六六）以後の刊行。「古典籍データベース」(http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/bunko11/bunko11_d0008/index.html), 国文学研究資料館 HP からダウンロードできる。樊宗師「絳守園記」の「艱深奇澁」については同書巻第十二「園池記」に触れている。なお、唐・樊宗師撰「絳守居園池記三種」（紹興 樊鎮という書物が国会図書館古典籍資料室所蔵とある）。

卷之十

〔二丁裏〕○出則事公卿、入則事父兄、―子曰、出テハ則テ事ニ公卿ニ、入リテハ則テ事フニ父兄ニ。喪事不ニ敢ヘテ不ニバアラレ勉。不ニ爲サニ酒ノ困レラ。何カ有ランヤニ於我ニ哉。』（『論語』子罕篇）この四事は自分にとって何でもないことだ、の意。

〔三丁表〕○異ナル哉。―「異ナル哉。其所ハ憑依スル、乃チ其所ナリニ自ラ爲ル也。」韓愈「雜説」。『文章軌範』巻五）自分の頼るものが自分の作り出したものだ、とは何と奇妙なことではないか、の意。「其」は龍、「所憑依」は雲を指す。この譬喩は君主に賢臣が必要である意を寓するという。「雜説」は、龍・医・鶴・馬の四説がある。『文章軌範』『唐宋八家文読本』（巻一）には龍と馬、『古文真宝後集』（巻二）には馬の説を収める。清水茂『唐宋八家文』上（新訂中国古典選19 朝日新聞社 昭41・7・1、朝日文庫 昭54）に四説とも掲出。

〔三丁裏〕○麟之所以爲麟者―「麟之所ニ以ノ爲ルニ麟者ハ、以マシテ徳ヲ不レ以テ形ヲ。」韓愈「獲麟解」。『文章軌範』巻五、『古文真宝後集』巻二、『唐宋八家文読本』巻一（所収）「解」は人の疑いを解釈（釈明・弁明）した文体で、楊雄「解嘲」（『文選』説論類所収）に始まると『文體明弁』に説く。「按スルニ」字書ヲ一解ハ者釋也。因テ二人有ルニ疑ヒ而シテ解ニ釋スル之ヲ一也。楊雄始テ作リニ解嘲ヲ一、世遂ニ倣フ之ニ。』（明・徐師曾『文體明弁』、大郷穆鈔録

『文體明弁纂要』中）←楊雄「解嘲」は十三丁裏注記を参照。

○百骸九竅六藏——「百骸九竅六藏、駭^ハリテ而存^ス焉^ニ。吾誰^ト與^ニ爲^{サン}親^{シム}コトヲ。汝皆説^ブカ^レ之ヲ乎。其レ有^ルカ^レ私^ニ焉^ニ。如^{キハ}是^ハ皆^ハ有^ルカ^レ爲^ルコト^ニ臣妾^ニ乎。其^ノ臣妾^ニ不^レ力^ニ足^ラ以^テ相^合ム^ルニ^一乎。其^レ遞^ヒニ相^合ム^ルニ^一爲^ル君臣^ト一乎。其^レ有^リテ眞君^ニ存^ス焉^ニ。」（『莊子』内篇・齊物論）人体の構成物は相互に君臣主従の關係にあるわけではなく、心も含めて造化の「眞君」の支配の下にある、という哲学的議論。「私」は依怙^ヒ鼻^ニ。臣妾は下僕、下男下女。この例で本文がいうとしたのは私焉までの個所か。これは坐三段の例であるらしいが、「あり物」を明らかにした「坐三段」と「こし方」を明らかにした「行三段」の区分がよく分らない。「句讀法」に関わるもので、一句の構成のうちの展開について見たもので、帰納・演繹ということでもないように見える。行には動き・展開があり、坐には定義・説明が相当するとすれば、行は約言できないので句が後ろに移行することになる。白文に「句讀」を切る作業を想定して、以上のように理解した。

〔四丁表〕○故雖^レ有^ニ名馬^一、——「世^ニ有^リテ伯樂^一、然^ル後^ニ有^ニ千里馬^一。千里ノ馬ハ常^ニ有^レトモ、而^レ伯樂^一不^レ常^ニ有^ラ。故^ニ雖^モ有^ニ千里馬^一、祇辱^メラレ^ニ於^ニ奴隸^一人ノ手^ニ、駢^ニ死^シテ於^ニ槽檻^一ノ之間^ニ、不^レルナリ下^ニ以^テ千里^一稱^セラレ^上也。」（韓愈「雜説」）伯樂は馬の目利き、博勞^ハの語の典拠。千里を走る馬は伯樂を俟つて初めて世に出ることができ、伯樂に見出だされなければ、徒らに朽ち果てるしかない。有能な家臣を見出だすのは君主の職責であるという寓意。

〔六丁表〕○向使^レ傭^ニ一夫^一於^ニ家^ニ、——「向^ニ使^シシハ傭^ニ一夫^一於^ニ家^ニ、受^ケ若^ク直^ラ、怠^リ若^ク事^ラ、又^レ盜^ハ若^ク貨^ハ器^一、則^チ必^ズ甚^ダ怒^リテ、而^レ黜^ニ罰^セン之^ヲ一矣。」（柳宗元「送^ニ薛存義^一序」）『文章軌範』卷五・「古文真宝後集」卷三所収）本文の則以を大系では則必とする。「向使」で「もし」とも読

める。貨器は金銭・宝玉と器物、黜罰は首にして追い出すこと。

○好^ニ奇偉^一倜儻^一之^ニ畫策^一、——「魯仲連^ハ者、齊^ノ人^{ナリ}也。好^ミテ奇偉倜儻^ノ之^ニ畫策^一、而^レ不^レ肯^セ仕^ニ臣任^一職^一、好^ミテ持^ス高節^一。」（『史記』卷83・魯仲連・鄒陽列伝第23）魯仲連は趙の孝成王の時の人で、秦兵が邯鄲を攻めた折、魏の客将新垣衍が秦を帝とすることを趙の宰相平原君に説いたのに反対し、論客として画策した。策が奏功した後、封侯の賞も千金の寿も断わつて姿を隠した。倜儻は才が衆に擢^ハでて度量の大きいこと。高節は高い節義。

〔六丁裏〕○博聞強志、——「屈原^ハ者、名^ハ平、楚^ノ之^ニ同姓^一ナリ也。爲^ル楚^ノ懷王^ノ左徒^一。博聞強志^ニシテ、明^ニ於^ニ治亂^一、嫺^ヘ於^ニ辭令^一。入^リテハ則^チ與^ニ王^一圖^ニ議^一國事^一、以^テ出^{ダシ}號令^一、出^テハ則^チ接^ニ遇^一賓客^一、應^ニ對^一諸侯^一。王^ニ甚^ダ任^ス之^ニ。」（『史記』卷84・屈原・賈誼列伝第24）同姓は同族。楚の王族だったが、張儀の連衡策により懷王に疎んじられて三閭大夫に左遷、懷王が秦に幽閉され国都郢が陥落したため、汨羅に投身した。左徒は令尹（宰相）の下位の大臣職ではないかという。治乱の道理に明るく、言語・文章に習熟していた。任ずは信任する意。

○僞傑廉悍、議論証^ニ據^一今古^一、——「僞傑廉悍、議論証^ニ據^一今古^一、出^シ入^シテ經史^一百子^一、踴^リ厲^ニ風發^一。」（韓退之「柳子厚墓誌銘」）『文章軌範』卷六）韓退之は韓愈、柳子厚は柳宗元。才は卓越して正直で激しく、議論は古今の事実を踏まえ、經史百家の書を駆使し、傑出嚴格をもつて世に聞こえた、の意。

〔七丁表〕○與^ニ之^一語^ニ道理^一、——「與^ニ之^一語^ニ道理^一、辨^シ古今事^一當否^一、論^ス人^ノ高下^一、事^ノ後^ニ當^一、成敗^一、若^ク河決^シテ下^ニ流^一、而^レ東^ニ注^一、若^ク下^ニ駟馬^一、駕^シテ輕車^一、就^キテ熟路^一、而^レ王良^ノ造父^ノ爲^ニ之^一先^ニ後^一也。若^クキナリ^ニ燭照^一、數計^リテ而^レ龜卜^一スルガ^一也。」（韓退之「送^ニ石處士^一序」）『唐宋八家文讀本』卷四）原文「送^ニ温處士^一序」は「送^ニ石處士^一序」の誤り。韓愈には

「送^ルノ温處士ノ赴^クヲ河陽軍^ニ序^ニ」(同・卷一)もあり、混同したものか。石は石洪(字・濟川)。河陽節度使參謀となつて任地に赴くのを送つた序。この人と人物の高下や事業の成敗を議論すれば、黄河が下流を切り放して末に奔流するがごとく、四頭の馬を馬車につけて慣れた道を走らせ、昔の名御者たちを伴つて駆けるがごとく、また燭を点して物を数え、亀卜の占を見るがごとく、奔放・軽快・安心確實なことはこの上ない。王良・造父については、「羿・蠡^ハ者ハ、善^ク射^ス者也。王良・造父^ハ、善^ク服^ス者也。」(『荀子』王霸篇)に拠るか。蠡門は蠡蒙とも。服すは修める意。なお、『史記』趙世家に、造父が趙氏の先となつたことを記す。造父は、周穆王に寵愛された。造父は駿馬八頭(八駿)を献上し、王は彼を御者として西方を巡狩し、崑崙丘の西王母と瑤池で觴を酌み交わして楽しんだ。後、造父は趙に封じられ、趙氏の先となつた。西晋頃の小説『穆天子伝』に類話が載るという。

〔七丁裏〕 ○法授^ク聖^ニ。一凡^ク大人之道有^リ三。二曰^ク、正^シテ蒙^ル難^ヲ。二曰^ク、法授^ク聖^ニ。三曰^ク、化及^ブ民^ニ。(柳柳州「書^ニ箕子廟^ノ碑陰^ニ」、『文章軌範』卷六)柳州は柳子厚の敬称。法授聖は、法制を賢君に授けること。化は徳化・教化。箕子は殷紂王の諸父(伯父・叔父)とも異腹の兄ともいう。王に諫言したが容れられず、伴狂遁世したという。その教えは、周武王に伝わり、『書経』洪範篇となつたと伝える。

○其^ノ為^ニ虚取^ニ直也^{ナリ}矣。一其^ノ為^ニ不^ニ虚^ニ取^ニ直也^{ナリ}矣。其^ノ知^ルヤ恐^レレテ而畏^ルル^ヲ也。審^カナリ矣。(柳宗元「送^ル薛存義^ニ」序「前出」原文為字下「不^ニ死^ニ」の彼の働きを見れば、俸給を掠めるだけの庸吏でないことは明らかだ。しかも、恐れ慎んで仕事に当たることも明白だ。○是馬雖有^ニ千里之能^一、一是馬也、雖有^ニ千里之能^一、食^レ不^レ飽、力^カ不^レ足、才^チ美^ニ不^レ外^ニ見^レハレ。且^ツ欲^ススモ下^ニ與^ニ常馬^一等^ニシカント、不^レ可^レ得^ル。安^クソ求^ムヤ其^ノ能^ニ千里^{ナリ}ヲ也。「韓愈「雜説」人材に見合

う正当な処遇がなされなければ、十分の働きは得られようがないという意を寓する。

〔八丁表〕 ○天下ノ游士離^レ其親戚^ヲ、一「天下ノ游士離^レ其親戚^ヲ、弃^テ墳墓^ヲ、去^リ故舊^ヲ、從^テ陛下^ニ游^ブ者、徒欲^ススナリ三日夜望^ニ一咫尺^ノ之地^ヲ」。(『史記』卷55・留侯世家第25)咫尺之地は僅かな領地。咫尺は周尺の八寸(約18cm)。酈食^ハ其^ノ沛公^ヲ劉邦^ヲ、後の漢高祖^ニに韓魏燕趙齊楚の後裔を立てて諸侯に封じ、これらを漢に臣従させることを進言したので、張良がその機でないことを説いたもの。家臣を領地に返さず、総力を挙げて項羽に当たるべしとした。

〔八丁裏〕 ○南宮縚之妻之姑之喪^ニ「南宮縚之妻之姑之喪^ニ、夫子誨^ヘ之^ニ三髮^ヲ」曰^ク、爾母^ノカレ從^ニ爾^ニタルコト、爾母^ノカレ扈^ニ爾^ニタルコト。蓋^シ榛以^テ爲^ス筭^ヲ。長^サ尺^ニシテ而總^ス八寸^{ナリ}」。(『礼記』卷3・檀弓上第3)南宮縚の妻がその姑の喪に服する際に孔子が舅姑の喪に仕える作法について注意した語。南宮縚は、孟僖子の子南宮閱。孔子の門人。孔子の兄の娘を妻にしたという。髮は婦人が喪中に結う髪。纁髪を包んだものを取り去り、束ねて筭を差すこと。從從爾は高いさま、扈扈爾は広いさま。榛はハンノキ。周尺の大尺は約22cm。(小尺は約18cm)。

○為^ニ伋也妻^一者^ハ、一「伋^ハ則^チ安^クソ能^クセ。為^ニ伋也妻^一者^ハ、是^レ爲^ニ白^ガ也母^一。不^レ爲^ニ伋也妻^一者^ハ、是^レ不^レ爲^ニ白^ガ也母^一。故^ニ孔氏^ノ之不^レセサル^ハ、喪^セ出母^ニ、自^リ子思^一始^ニアルナリ也」。(同前)伋は子思の名。子思は孔鯉(伯魚)の子で孔子の孫。白は孔子の曾孫子上^ノの名。嫡出子ではなかつたようだ。出母は父親が離婚した母。鯉までは出母の喪を行つたが、子思に至つて出母の喪を廃した。『礼記』の注は、「記^ニ三禮^ノ所^ニ由^ニテ廢^スル^ハ、非^トス^ノ之^ヲ」と述べている。淇園は出母を生母とした。

〔九丁裏〕 ○范文子不^レシテ欲^ス曰^ク、「鄆^ノ之役^ニ、晋伐^チ鄭^ヲ、荊救^フ之^ヲ。大夫欲^ススモ戰^ヘト、范文子不^レシテ欲^セ曰^ク、吾聞^ク之^ヲ、君^{タル}人^ニ者^ハ、刑^ニシテ其^ノ

民^一成^レリ、而^レ後^二振^フ武^ヲ於^二外^ニ。是^ヲ以^テ内^ニ和^シテ而^レ外^ハ威^ル。」(『國語』
 晉語六)鄢陵の戦いで晋は鄭の裏切りを伐ち、楚は救援に來た。晋の大
 夫たちは決戦を望んだが、士燮(范文子はその諡号)は国内の乱れを正す
 のが先だと主張して楚と戦うことを望まなかつた。刑は法律に従つて罰
 すること。振武は武威を張ること。是以は従つての意。

〔十丁表〕 ○軻既取^レ圖^ヲ奏^ス之^ヲ。「秦王謂^テ軻曰、取^レ舞陽^ヲ所^レ持^ツ
 地圖^ヲ。軻既^ニ取^リテ圖^ヲ奏^ム之^ヲ。秦王發^ク圖^ヲ。圖窮^{マリ}テ而^レ比^首見^{ハル}。
 因^ツテ右手^ヲ持^チテ比^首握^ス之^ヲ。未^ダ至^ラ身^ヲ。秦王驚^キ、自^ラ引^キテ
 而起^ツ。袖絶^ツ。」(『史記』卷86・刺客列伝第26)荊軻が秦始皇帝を刺そう
 とするところ。舞陽は秦舞陽。圖窮は巻物が開き切つたときの意。秦の
 法で、殿中で刃物を携帯することも群臣が詔なしに昇殿することも許
 されていなかった。握すは突き刺す意。

〔十丁裏〕 ○樊於期偏袒搥腕而進曰、「荊軻曰、願^{ハク}得^テ將軍^ノ之首^ヲ、
 以^テ獻^{セン}秦王^ニ。秦王必^ス喜^シテ而^レ見^ル臣^ヲ。臣左手^ヲ把^リ其^ノ袖^ヲ、右
 手^ヲ搥^{サン}其^ノ匈^ヲ。然^{ラバ}則^チ將軍^ノ之^ハ仇^ヲ報^ス、而^{シテ}燕^ノ見^ル陵^ノ之^ハ愧^ハ、
 除^カレ矣^ハ。將軍豈^ニ有^リ意^乎。樊於期偏袒搥腕^{シテ}而^レ進^ミテ曰^ク、此^レ臣^ノ
 之日夜切齒腐心^{スル}トコロナリ也。乃^チ今^得タリ聞^ク教^ヘ。遂^ニ自^ラ到^ス。」(『史記』
 刺客列伝)樊於期は、秦將桓齮が趙に亡命して変名したものであるという。陵は侮
 辱する。偏袒は片肌を脱ぐこと。搥腕は左手で右腕を握りしめること。
 どちらにも熱り立つ様子の形容。腐心は心を悩ます意。

○而張蒼乃自^ラ秦^ノ時^ニ、「是^ヲ時^ニ蕭何^ノ爲^ル相^國ト。而^{シテ}張蒼^{乃チ}自^ラ秦^ノ時^ニ
 爲^リテ柱^下ノ史^ト、明^ニ習^シテ天下^ノ圖書^ヲ計^ス籍^ヲ。蒼又善^ク用^キ算^ヲ・律^ヲ。
 曆^ヲ。故^ニ令^ム下^ニ蒼^ヲシテ以^テ二^ニ列^侯・一^ニ居^二相^府・一^ニ領^二主^郡・一^ニ上^計者^上。」
 (『史記』卷96・張丞相列伝第36)蕭何は張良・韓信と並んで漢高祖の三
 傑の一人。行財政の手腕を評価され、韓信が肅清された後に相國を拝
 命した。柱下の史とは、御殿の柱の下に於いて文書を記録する役人。計籍

は會計簿。律は音律。上計者は郡國から會計帳を上す者。領主は監督
 支配する意。蕭何の昇進と共に、張蒼も列侯に封ぜられて蕭何の信任
 を得たことを表す。

〔十一丁表〕 ○大決所^レ犯傷^{ムル}人^ヲ必^ス多^シ、一^ニ大決^ノ所^レ犯^ス傷^{ムル}人^ヲ必^ス多^シ。
 人^ヲ必^ス多^シ。吾^ノ不^ルナリ^レ克^テ救^フト也。不^ル如^カ二^ニ小決^{シテ}使^{ケル}二^ニ道^ヲ。不^ルナリ^レ
 如^カ二^ニ吾^ノ聞^キテ而^レ藥^{トスル}二^ニ之^ヲ也。」(『春秋左氏伝』襄公三十一年)鄭人が郷校
 に集まつて執政の子産を批評し合つた。郷校を廃止するかと打診した
 大夫に対し、子産は批評のうち有益なものは採り入れるがよく、力をも
 つて世論を封じるのは川の流れを堰き止めるようなもので、小さな
 決壊で水を導き、批判を薬とする方法を講じるのが賢明であると説い
 た。大夫は子産の明に服した。子産は鄭國の宰相で、最初の成文法を
 定めたという。説明文中の「迭應」とは上の不如が大決に、下の不如が
 不克救に、と一つおきに「映應」(照応)することをいう。

〔十一丁裏〕 ○古之爲^ル市^者、以^テ其^ノ所^ニ有^ル、一^ニ古^ノ之^ハ爲^ル市^也、以^テ其^ノ
 所^ニ有^ル、易^シ其^ノ所^ニ無^キ者^{ナリ}。有^リ司^ナル者^ハ治^ムル^ミ之^ヲ耳^ヲ。」(『孟子』
 公孫丑下篇)テキストにより「者」の重複にならないものもあるようだ。
 昔の市場は人々の有無を通ずるために物々交換する所であり、役人は
 その監督をするだけだった。(なお、有無は漢音では「ユウブ」で無ければならな
 いが、「有無相通ず」を漢音で読む辞書は今日無い。)

○名譽雖^レ高^シ賔客雖^レ盛^{ナリ}ト、「太史公曰^ク、張耳・陳餘ハ世傳^ヘ所^ニナリ^レ
 稱^{スル}賢者^ト。其^ノ賔客・厮役莫^ク非^{ザル}天下^ノ俊傑^ニ、所^ニ居^ル國^ニ
 無^シ不^ル取^リ卿相^ヲ者^上。然^レトモ張耳・陳餘始^メ居^リ約^ニ時^ニ、相然^ニ信^{スル}二^ニ
 以^テ死^ス。豈^ニ顧^リ問^セ哉^ハ。及^{ヒテ}據^リ國^ニ爭^フ二^ニ權^ヲ、卒^ニ相^ニ滅^ス。何^ノ郷^ニハ
 者^ノ相慕^{用^{スル}ノ}之^ハ誠^ニシテ、後^ニ相倍^リ反^レ也^ハ。豈^ニ非^ズ以^テ利^ヲ哉^ハ。名^ノ
 譽雖^モ高^シト、賔客雖^モ盛^{ナリ}ト、所^ニ由^ル殆^ト與^二太伯[・]延陵^ノ季子^ノ異^リ矣^ハ。」
 (『史記』卷89・張耳陳餘列伝第29)張耳と陳餘は若い時に芻割の交わり

を結んだが、楚漢戦争で両陣営に分かれ、張耳が趙王となつた。厮役は召使・奴僕。約に居るは貧賤の状態をいう。然信は然りと答えて信ずる意。顧問は問い返す、行動に当たつて迷う意。陳餘は鉅鹿の戦いで秦の章邯に囲まれた張耳に援軍を送ることをためらつた。慕用は慕つて信用すること。戻るは道理に悖戻する意。豈は詠嘆形。張耳と陳餘は私怨も相まつて沛公に近づき、利用された挙げ句、陳餘は韓信に敗れて戦死する。張耳は趙王となつたが、子の代には内紛のため地位を剥奪された。太伯は古公亶父の子で周文王の伯父。父の意向を知り、弟の虞仲と句呉の地に逃れ、帰還を求める周の使いに対して文身して拒絶したという。なお、古代中国では倭人を太伯の裔と考えていたそうだ。延陵の季子は春秋時代の句呉を呉と改めた太伯の子孫寿夢の季子であつた季札で、王位を再三辞退し、延陵の封侯となつた。

〔十三丁表〕 ○然龍弗^レ得^レ雲^ヲ、一^ニ然^レレドモ龍^ハ弗^レ得^レ雲^ヲ、無^シ以^テ神^ヲ、其^ノ靈^ヲ一^ニ失^フ其^ノ所^ニ憑^依ル、信^ニ不可^ナルカ歟。〔韓愈「雜說」〕龍は雲を手に入れなければ、自らの神霊たる本領を発揮できない。頼る物を失うことは、まことにできないことである。君主を龍に、臣下を雲に喩える。

〔十三丁裏〕 ○楊子咲^テ而應^テ之曰^一「顧^{シテ}默^{シテ}而作^ル太玄五千文^ヲ。枝葉扶疎^{トシテ}、獨^リ說^ク數十餘萬言^ヲ。深^キ者入^リ黃泉^ニ、高^キ者出^テ蒼天^ニ、大ナル者含^ミ元氣^ヲ、細ナル者入^リ無間^ニ。然^{シテ}而位^不過^ギ侍郎^ニ、擢^{デラレテ}纔^{カニ}給事黃門^{タリ}。意者^ニ玄得^{シヤ}無^キ尚^ホ白ナルコト^一乎。何^ノ爲^レ官^ノ之拓落^{ナル}也。楊子笑^{ヒテ}而應^{シテ}之曰^ク、客徒^ニ欲^{シテ}朱^ニ丹^ニセント吾^ガ轂^ヲ一^ニ不^ルナリ^一知^ラ下^ニ一^ニ跌^{シテ}將^ニ赤^セフ^ニ吾^ノ之族^ヲ一^ニ也。〔楊雄「解嘲」并序〕、『文選』説論篇楊雄は易経に倣つて『太玄経』を作り、また孔子・孟子・老子等を研究して『楊子法言』『老子考異』等を著した。また方言の研究を行つたという。顧つては顧反の意。むしろ、かえつて。

扶疎は枝葉が茂るさま。侍郎は黄門侍郎を指す。宮門（秦漢では黄色に塗つた。）の内で皇帝に近侍する属官の称。後漢以後、給事黄門侍郎と呼ばれた。（成帝の時、王莽・劉歆（劉向の子）と同官だつたという。）日本では中納言の唐名が黄門である。意者は思うに、恐らくは、玄得無尚白乎は、太玄の玄（黒）を白にかえて、無官の白丁の著というべきではないのか、と揶揄したもの。拓落は不本意なさま、不遇な有様をいう。轂は車の輻が集まつた輻湊した所をいい、これを朱丹に塗るのは高官になる意。批判者が緑黄蒼黄黒白と色名を並べてたみかけてきたのに対して、朱丹赤の色を対照させ、高官になつて失態をして族滅されては堪らないと応酬したもの。

〔十四丁表〕 ○如彼ノ豎子用^ヒ臣^ノ之計^ヲ、一^ニ蒯通^至ル。上曰^ク、若教^{タル}カ淮陰侯^ニ反^クコト^ヲ。對^{ヘテ}曰^ク、然^リ。臣固^ニ教^フ之^ニ。豎子不^レ用^ヒ臣^ノ之計^ヲ。故^ニ令^ム自^ラ夷^{ケル}於^レ此^ニ。如^シ彼ノ豎子用^ヒ臣^ノ之計^ヲ、陛下安^クン得^{シヤ}而夷^{グル}之^ヲ乎。〔『史記』卷92・淮陰侯伝第32〕〕齊の弁士蒯通が高祖への叛逆を勧めたが淮陰侯韓信は従わず、呂后の策に乗せられて族滅された。豎子は小僧奴の意で、韓信を指す。夷ぐは平定、皆殺しの意。

○王如^シ好^テ色^ヲ一^ニ王曰^ク、寡人有^レ疾。寡人好^ム色^ヲ。對^{ヘテ}曰^ク、昔者大王好^ミ色^ヲ、愛^スス^ニ厥^ノ妃^ヲ。詩^ニ云^フ、古公亶甫、來^{リテ}朝^セ走^レ馬^ヲ、率^シ西^ノ水^ヲ、濟^ニ、至^リ于岐^下、一^ニ愛^ス及^ニ姜^女、一^ニ聿^ニ來^リ胥^レ宇^ヲ。當^リ是^ノ時^ニ也、内^ニ無^ク怨^女、外^ニ無^ク曠^夫。王如^シ好^ミ色^ヲ、與^ニ百^姓一同^シクセ^ハ之^ヲ、於^テ王^{タル}三^何有^{ラン}。〔『孟子』梁惠王章句下篇〕〕齊宣王が孟子に貨財・美人を好む心をもつて政道を行うにはどうしたらよからうかと下問したのに対して孟子が対えた言葉の後半部。寡人は孤・不穀等と同じく君主の謙称。古公亶甫（亶父）は周文王の父で太王と呼ばれた。姜女は有邰氏の娘太姜で亶父の妻。亶父は薰育（匈奴）の狄人に逐

われて漆水・沮水を渉り、岐山の南の周原に邑を作った。引用の歌は『詩経』大雅・綿。胥宇は居所を相する意。怨女は独身を啣つ女、曠夫は独身を啣つ男。百姓は人民。

〔十四丁裏〕 ○若果^ニ行^ハ、此^ニ其^ノ鄭國^ノ實^ヲ賴^シ之^ヲ。然明日ク、蔑ヤ也、今^ニシテ而後、知^ル吾子^ノ之信^ニ可^キ事^ヲ也。小人實^ニ不^レ才^{ナリ}。若^シ果^シ行^ハ、此^ニ其^ノ鄭國^ノ實^ヲ賴^シ之^ヲ。豈^ニ唯^ニ三^ノ臣^ノノミナ^ラヤ。〔『春秋左氏伝』襄公三十一年〕本書巻下十一丁裏「大決」云々の続き。然明は鄭の大夫驪蔑の字。子産の答えに対する語。あなたの言葉を実行なさつたなら、鄭の人々はあなたを信じて従うことでしょう、の意。

○王之好^ム樂^ヲ甚^クハ、王^ノ之好^ム樂^ヲ甚^クハ、則^チ齊^ハ其^ノ庶幾^カカ乎。今^ハ樂^ハ甘^キキリ^ニ古^ノ之樂^ノ也。〔『孟子』梁惠王章句下篇〕庶幾（庶幾）は、事理に近いこと。道に治国の理想（国がよく治まつた状態）に近い意。

〔十五丁裏〕 ○素居^ニ廣平^ニ。廣平^ノ聲、爲^ス不^レ拾^ハ遺^ヲ。上聞^{キテ}遷^シ爲^ス河内^ノ太守^ト。素^ト居^ル廣平^ニ時、皆知^ル河内^ノ豪姦^ノ之家^ヲ。〔『史記』卷122・酷吏列伝第62〕原文「李廣傳」は「酷吏（列）傳」の誤り。陽陵の人王溫舒は、若くして人を椎で撲殺して埋めた悪党だったが、長じて駅亭（宿場）の亭長を経、やがて犯人追捕の能を買われて廷史（裁判所の役人）となつた。さらに御史（王直属の官吏か）となつて盜賊改め役を務め、大勢殺した。累進して都尉（軍政官）となり、ならず者を自らの爪牙として十数名身辺に置き、蛇の道は蛇、多くの盜賊を平らげたので、齊・趙の地の盜賊で王のいる廣平に近づく者はいなかつた。廣平では道に物が落ちていても疑われることを懼れて、拾つて持ち去る者は無かつた。その話を聞いた国王は、王を河内太守とした。ここで引用文となるが、王は河内に赴く前から、その地の悪党の名はすべて掌握していた、という意。河内は河南省の黄河以北の地。皆知の語順から、河内以下を補添と位置付けた「語意のはづみ」の看取は細緻を極めている。

○秦軍爲^レ之^ノ却^ル三十里、一^ニ於^テ是^ニ平原君從^ヒ之^ヲ、得^{タリ}敢死^シ之士三千人^ヲ。李同遂^ニ與^ニ三千人^一赴^ク秦^ノ軍^ニ。秦^ノ軍爲^メ之^ノ卻^ク三十里、亦會^シ楚・魏^ノ救^ヲ至^ル。秦^ノ兵遂^ニ罷^ス。邯鄲復^タ存^ス。〔『史記』平原君伝〕邯鄲が秦軍に包囲されたとき、平原君は李同の勧めに従つて民心を集め決死部隊を編制、楚・魏の救援を得て秦軍を撤退させた。

○呂后復問^フ其^ノ次^ヲ。一^ニ已^ニ三^ニ而呂后問^フ、陛下百歲^ノ後、蕭相國即^チ死^{セハ}、令^メ誰^ニ代^ハ之^ヲ。上曰ク、曹參可^{ナリ}。問^フ其^ノ次^ヲ。上曰ク、王陵可^{ナリ}。然^レトモ陵ハ少^{シク}難^シ。陳平可^シ以^テ助^ク之^ヲ。陳平智有^リ餘^リ、然^レトモ難^シ以^テ獨^リ任^ジ。周勃重厚^{ナレ}少^シ文。然^レトモ安^{スル}。劉氏^ノ者ハ必^ズ勃^{ナラン}也。可^シ令^ム爲^ラ太尉^ト。呂后復問^フ其^ノ次^ヲ。上曰ク、此^ノ後ハ亦非^{ザル}ナリ^ニ而ガ所^ニ知^ル也。〔『史記』卷8・高祖本紀第8〕百歲後は死後を婉曲に表現したもの。蕭相國は蕭何。曹參は蕭何の後、丞相に任ぜられた。魏武帝（曹操）の祖先。曹參死後、王陵は右丞相、陳平は左丞相となつた。難は愚直の意。陳平は後に周勃と共に呂一族を平らげた（左祖の故事）。文少しとは才氣・文才に乏しいこと。呂後の追及を打ち切つたのは、呂氏一族の専横と滅亡を踏まえた叙述かという。〔十六丁表〕 ○君子學以聚^之、一^ニ君子學以聚^之、問^以辯^之、寬以^テ居^之、仁^以行^之。〔『易經』文言伝〕之の内容は順次積み重なつていくと解釈する。君子（聖人）は博學を努め、衆知の疑いあるものを思弁し、無限の理を有限の身に優游と受け止め、意必固我なき仁を身に貫徹して実践する、とされる。

〔十六丁裏〕 ○知^及之^ヲ、仁^不能^レ守^ル之^ヲ。一^ニ子曰ク、知^及之^ヲ、仁^不能^レ守^ル之^ヲ、雖^モ得^レ之^ヲ必^ズ失^フ之^ヲ。仁^能守^リ之^ヲ、不^レ能^レ守^ル之^ヲ、則^チ民^不敬^ム。知^及之^ヲ、仁^能守^リ之^ヲ、莊^以瀝^之、動^{タス}之^ヲ不^レ以^テ禮^ヲ、未^ダ善^カ。〔『論語』衛靈公篇〕莊は莊重な態度。儀典の心得は知・仁・莊・礼にあると説いたものか。

○獻子辭シテ曰殺テ君ヲ以求ル威、一獻子辭シテ曰、弑シテ君ヲ以求ルハ威、非ズ吾方所ニ能ク爲ス也。威行ハレ爲シ不仁ト、事廢スレ爲シ不智ト。」（『国語』晋語六）欒武子（欒書）と中行獻子（中行偃）が晋厲公を弑したとき、韓厥が協力を断わった語。欒武子はこの後悼公を擁立し、韓獻子を執政とした。本文の「虚字」とは動詞・形容詞の類であり、威の上に弑君を、事廢の上に弑君威行を累倍させて補う意か。

〔十七丁表〕 ○五年春正月甲戌己丑、一五年、春正月甲戌己丑、陳侯鮑卒ストハ、再レ赴アルナリ也。於テ是ニ陳亂リ。文公ノ子他殺シテ太子免ヲ而代レ之。公疾病ニシテ而亂作リ、國人分散ス。故ニ再レ赴グ。」（『春秋左氏伝』桓公五年）文公は桓公の父。他は鮑の異母弟。内乱のために国王の喪を甲戌・己丑の二度にわたって発した。

○古者太史順時、覓土ヲ。一古ハ者太史順ヒテ時ニ視ル土ヲ。陽瘡ク憤盈シ、土氣震發シ、農祥ハ晨ニ正シク、日月ハ底ニ于天廟一、土乃チ脉發ス。」（『国語』周語上）周宣王が即位したが神田を耕さないで、號の文公が諫めた言葉。昔は太史が農事を始める時期を土の様子で見定めた。視は細かく觀察すること。瘡は厚いさま。憤盈は充滿、震發は動き出す意。農祥は二十八宿の房宿（蠍座の一部）または角宿（乙女座の一部）の名。晨正は朝に南中する意。天廟は室宿（ベガ）座座の一部。底は至る意。朔日に日月は同じ垂線上に位置するので、ここは正月の初めとなる。土の脈理の中心を陰陽の氣が動き出す。太史は史官であり、曆数も司った。

〔十八丁表〕 ○假令シテ下韓信ヲ學道ヲ一假令メ下韓信シテ學ヒ道ヲ、謙讓シテ不ラ伐ラニ己ノ功ニ一不ラ矜ラニ其ノ能ニ一、則チ庶幾カリシカナ哉。於テ漢家ニ勲ハ可ク三以テ比スニ周・召・太公之徒ニ、後世血食サレタルナラン矣。」（『史記』卷92・淮陰侯列伝第32）周は周公旦、召は召公奭、太公は太公望呂尚。血食は犠牲を捧げて祀ること。

〔十八丁裏〕 ○子魚曰、君未ダ知ラ戦ヒラ。勍敵

之人、隘シテ而不ル成サ列ラ、天贊クルナリ。天ヲ也。阻シテ而敵セバ之ニ不ヤ亦可ナラ一乎。猶ホ有リ懼レ焉。」（『春秋左氏伝』僖公二十二年）原文の「二十六・年」は「二十二年」の誤り。「宋襄之仁」の典故となった逸話。楚軍が泓水を渡りきらないうちに攻撃するべきだと大司馬の子魚が主張するところ。勍敵は強敵、隘・阻は足場が悪く狭い場所。懼れは敗軍の懼れの意。

〔十九丁表〕 ○賢者在位、能者在職、一賢者在リ位ニ、能者在リ職ニ、國家閑暇アリトセン。及シテ是ノ時ニ、明ラカニセバ其ノ政刑ヲ、雖モ大國ト一必ス畏レ之ヲ矣。詩云フ、迨ヒテ天ノ之未ダ陰雨セ、徹ニ彼桑土ヲ、綱ニ繆ス牖戸ヲ。今、此ノ下民或ラシヤ敢テ侮ルコト予ヲ。」（『孟子』公孫丑章句上篇）鳥の言葉。曇つて雨の降り出さぬうちに、桑の根（の皮）を取り、（鳥の）巢の出入口を補修しておく。そうすれば、この（木の下に）いる人間たちも、私（たち）を侮り辱める者はあるまい。前もって国をよく治めることの大切さ。孔子はこの詩の作者がよく治国の道を知る者であるといつた、と孟子は伝える。詩云は、『詩経』邶風「鴝鵒」。鴝鵒は梟。詩経の引用は議論の証明と補強のためである。

〔十九丁裏〕 ○吾先君新邑ニ於此、一吾先君新タニ邑セシニ於此ニ、王室ニシテ而既ニ卑ク矣、周ノ之子孫、日ニ失ヘリ其ノ序ヲ。夫レ許ハ大岳ノ之胤ナリ也。天ニシテ而既ニ厭フニ周ノ徳ヲ一矣。吾其能ク與許爭ハシヤ乎。」（『春秋左氏伝』隱公十一年）鄭の莊公が大夫を誡めた語。莊公の祖父桓公が京兆から新鄭に都遷りした頃、すでに周が東遷していた。今、大岳帝堯の四岳の裔孫である許と天に見離された周室（姫姓）の国とは戦いにならないの意。

〔廿丁表〕 ○季文子卒ス。一季文子卒ス。大夫入リテ斂ス。公在リ位ニ。宰、庀ヘテ二家器ヲ一爲スニ葬備ヲ。無クニ衣レ帛ノ之妾、無クニ食ラフ粟ヲ之馬、無クニ藏ムルニ金玉ヲ、無シ重ヌルニ器備ヲ。君子是ヲ以テ知ル三季文

子ノ之忠ナルヲ「於公室」也。相「三君」矣。而「私積」可「不」レ。謂「忠」乎。」（『春秋左氏伝』襄公五年）原文「襄九年」は「襄五年」の誤り。季文子は魯の三桓氏の一、季孫氏の三代目で、名は行父、文子は諡。魯の宣公・成公・襄公の三代に卿（大臣）として仕えた。公在位は季文子の斂葬の際、襄公が所定の席に着席したこと。宰は家宰。庖は具と同じ。重なる器具、私積は私財。

○其謀如「是、懼」ハ害「ヲ」於主「一」。其「謀」如「是」ヲ。懼「ハ」害「ヲ」於主「一」。吾「不」レ敢「テ」不「レ」言「一」。范鞅爲「之」徴「一」。懷子爲「リ」下卿「一」。宣子使「メテ」城「カ」著「ニ」而遂「ニ」逐「フ」之「ヲ」。「一」（『春秋左氏伝』襄公二十一年）范宣子には男鞅と女祁があり、祁は欒桓子に嫁いで盈（懷子）を生んだ。桓子の死後、欒祁は家老の州賓と通じて家産を蕩尽し、懷子の迫及を虞れて父に欒氏謀叛と誣告した際、欒桓子に恨みを持つていた范鞅が証言を行った。宣子は懷子に向かつて著邑に築城することを命じ、そのまま追放した。懷子は楚に出走し、懷子に同心したとされた大夫十数名が肅清された。其謀から不敢不言までは欒祁の言葉。主は范宣子を指す。

〔廿丁裏〕 ○王使「メテ」工尹襄「ヲ」問「ル」之「以」モ「一」。弓「ヲ」曰「一」退「キテ」戰「ヒ」ヨリ、王使「メテ」工尹襄「ヲ」問「ル」之「以」モ「一」。弓「ヲ」曰「ク」方「リテ」二事「ノ」之殷「シ」ナル「ニ」也、有「ル」ハ「ニ」秣韋「ノ」之附「注」一、君子ナリ也。屬「マ」見「テ」不「レ」穀「ヲ」而「下」ル。無「カ」シヤ「ニ」乃チ傷「ツク」コト「一」乎。「一」（『国語』晋語六）鄭の裏切りをめぐる晋厲王と楚共王の間で鄢陵の戦いが起こったとき、晋の将郤至は楚王と会う度に車を下りて走り、王への礼節を尽くしたので、楚王は工尹の襄を郤至の許に送り、弓を贈って褒賞した。楚はこの戦いで負け、弓の名手養由基に殿を務めさせて退却した。秣韋は茜染の韋、附注は腰から足の甲まで蔽うはかまの一種。方事之殷は戦鬪の真つ最中にの意。不穀は寡人・孤と同じく君主の謙称。屬は偶々・丁度。無乃傷乎は怪我をしたのではな

いか、の意（『初学文譚』参照）。

〔廿丁表〕 ○夫學者載籍「極」ムル「ニ」博「ヲ」、一「夫」レ學「フ」ニハ者載籍「極」メテ博「キモ」、猶「シ」三考「フ」信「ヲ」於六藝「ニ」。詩書ハ雖「モ」缺「ケタリ」ト、然「モ」虞夏「ノ」之文「可」キナリ「レ」知「ル」也。「一」（『史記』卷61・伯夷伝第1）そもそも古代のことを学ぶには、書物は極めて多いが、確かさでは六経に拠るのがよい。そのうち詩経・書経は完全なものが残っていないが、それでも舜・禹の時代の優れた礼楽制度等の文物を知ることが出来る。猶は応・宜に同じという。

○是僕終ルマデ「己」ヲ「一」今少卿抱「キ」不測「ノ」之罪「ヲ」、涉「リ」二旬月「ヲ」、迫「ル」二季冬「ニ」。僕又薄「レ」リ「ニ」從「テ」上「ル」ニ「一」。雍「ニ」。恐「ラ」クハ卒然「ト」シテ不「ラ」コト「レ」可「カ」レ「爲」ス、諱「ム」コト「ヲ」。是レ僕終ルマデ「己」ヲ、不「シ」バ得「テ」舒「ベテ」二憤懣「ヲ」一以「テ」曉「ス」コト「ヲ」中「左」右「上」、則「チ」長「逝」フ者、魂魄「私」ニ恨「ムル」無「シ」窮「マ」リ。請「フ」畧「ニ」陳「セン」固陋「ヲ」一。闕然「ト」シテ久シク不「ル」報「セ、幸勿「レ」爲「ル」コト「ヲ」過「デ」。「一」（『漢書』司馬遷伝・報「ス」ル「ニ」任少卿「ニ」書「一」、『文選』所収「一」詠文を興文社編纂『増訂史記列傳講義一』（興文社 昭8・11・15）所収「司馬遷の傳略」中の同書引用文から引く。「今、少卿には、不測の罪を抱かれて、（任安、戾太子の事の爲めに、牢屋に繋がれたり）十箇月を涉りて、季冬に迫り、（程なく刑せられむとするなり、）僕又主上の御供をして、雍の地へ參るべきことに迫りたれば、若し俄に御身の上に申しやうなき事にてもあらむには、（死ぬることをいふ）僕は、生涯中の憤懣を舒べて、足下の左右の人々に僕の本意を告げ諭すことを得ざらむ程に、此の世を去りて長く逝きたる人の魂魄も、我が私の恨みも、窮まり盡くる時ならむと氣遣はるれば、今の中に、固陋の鄙見を荒増し開陳せむことを請ふ、闕然として打ち絶えて、久しく御返事せざりし罪は、幸に咎めらるゝことなかれ、」原文は異同が多いと言われる『文選』所収文による。詠文中のルビは引用者が振った。戾太子の事とは、漢武帝の皇太子劉桀による巫蠱の乱を指す。任安も巻き込まれて死罪となった。

〔廿二丁裏〕○人非ハ生而知之者、―人ハ非ザレバ生マレナガラニシテ而知ル之ヲ者ニ、孰能無カラン感ヒ。感ヒテ而不レバ從ハ師、其爲ルヤ感ヒ也、終ニ不レ解ケ矣。」「(韓愈「師ノ説」、『古文真宝後集』卷二「文章軌範」卷五「唐宋八家文読本」卷一)人は生得の知者ではないから、迷わない者はない。迷つてなお師に頼らなければ、その迷いというものが解消する折はないのだ、の意。

〔廿二丁表〕○讒行レバ身死可也。―吾聞ク、君子ハ不レ去ラ情ヲ、不ト反サレ讒ヲ。讒行ハレ身死ストモ可ナリ也。猶ホ有リ令名ニ焉。」「(『国語』晋語二)晋献公には申生・重耳・夷吾等の子がいたが、献公夫人の一人驪姫はその子奚齊を世継ぎにするため、鳩毒・葦毒を盛つた酒肉を申生の所為と見せかけ、太子申生の太傅杜原款を殺したが、その時の杜原款が申生に遺言したもの。不反は弁解しない意。令名はよい評判。重耳と夷吾は亡命し、夷吾は後に恵公、重耳は文公となり、「斉桓晋文」と並称される春秋五霸の代表となる。

○君其レ必速ニ殺セ之ヲ。―平公射テ鵠ヲ不レ死ナ、使ムルニ豎襄ヲシテ搏タレ之ヲ失ヘリ。公怒リ拘ヘテ將ニ殺サント之ヲ。叔向聞キ之ヲタシ、君生ク之ニ。叔向曰ク、君必ニ殺セ之ヲ。昔吾ガ先君唐叔、射テ兕ヲ于徒林ニ殪シ、以テ爲リニ大甲ヲ一、以テ封ゼラルニ于晋ニ。今君嗣ギテニ吾ガ先君唐叔ヲ一、射テ鵠ヲ不レ死ナ、搏チテ之ヲ不レ得。是レ揚グルニ吾ガ君ノ之恥ヲ一者ナリ也。君其レ必速ニ殺セ之ヲ、勿カレ令ムルニ遠ク聞コエ。君忸怩トシテ、乃チ趣カニ赦スレ之ヲ。」「(『国語』晋語八)鵠は斑無し鵠。豎襄は襄という小者。叔向は晋平公の傅である羊舌肸の字。タすは夕方朝廷に上がる意。朝すの対語。唐叔は周成王の弟虞で、周公旦が征伐した唐の地に封ぜられた。子の變の時に国号を晋とした。兕は水牛に似た一角獣、または牝の犀という。殪すは一撃で射殺する意。大甲は大きな鎧。伝説では虞は成王が嬉戯の中で桐の葉で冊封の真似をしたのを周公が天子は戯る

べからずとして唐の地に封じさせたとする。忸怩は恥じ入り、決まり悪がる貌。趣は速に同じ。

○王之好―十四丁裏の注記を参照。

〔廿二丁裏〕○吾王ノ好メルナルニ鼓樂ヲ一夫、―吾ガ王ノ之好ムニ鼓樂ヲ一、夫レ何ツ使ムルヤ三我ヲシテ至ラニ於此ノ極ニ一也。父子不レ相見、兄弟妻子離散ス。」「(『孟子』梁惠王章句下篇(人民の語)王が一人音楽を好んで、どうして我々を困窮の極に至らしめるのか。我々といえ、王のために父子・兄弟・妻子も離散するほどであるのに、の意。

○一日數戰、無尺寸之功。―一日ニ數戰スルモ、無ク二尺寸ノ功、折北シテ不レ救ハレ、敗レニ滎陽ニ、傷ツキ成臯ニ、遂ニ走グ宛・葉ノ之間ニ。」「(『史記』卷92・列伝第32 淮陰侯伝)折北は敗北、不救は援軍も無い意。漢王は楚軍と成臯に戦つて負傷し、宛・葉の地に落ち延びた。

〔廿三丁表〕○夫樊將軍窮ニ困シテ於天下ニ、―夫樊將軍、窮ニ困シテ於天下ニ、歸セリニ身ヲ於丹ニ。丹終ニ不レ以テシテ迫ルヲニ於彊秦ニ、而棄テテ下所ニ哀憐スル一之交ハハリ上置クコトヲ乙之ヲ匈奴ニ甲。」「(『史記』刺客列伝)後半は、彊秦の脅迫に屈したために同情すべき友との交わりを棄ててこれを匈奴の地に追いやるなどということはできぬ、の意。

○今太子聞テニ光カ盛壯之時ヲ、―今太子聞キテニ光ノ盛壯ノ之時ヲ、不レ知ラニ臣精ノ已ニ消亡セルヲ一矣。雖モ然リト光不レ敢ヘテ以テ圖ニ國事ヲ一。所レ善クスル荊卿可キナリ使フ也。」「(『史記』刺客列伝)今太子様はこの田光の意気壯んな頃のことをお聞き及びでも、私の精気がすでに消え失せてしまったことは、ご存じでない。せつかくのご依頼ではあるが、この光はすでに国事について謀を運らすことが困難です。親しくする荊軻君をご採用になるのがよろしいかと存ずる、の意。太子は燕の太子丹。秦の始皇帝暗殺を賢者の田光に打診した。

〔廿三丁裏〕○此皆學士―太史公曰ク、昔者虞舜、窘ニ於井廩ニ、伊尹ハ負ニ於

鼎俎^{ていそ}、傳說^{えんせつ}匿^{かく}於^お傳險^{でんけん}、呂尚^{りやうかう}困^{こむ}於^お棘津^{えきしん}、夷吾^{いご}桎梏^{しごく}、百里^{ひかり}飲^{のむ}牛^{うし}、仲尼^{ちゅうに}畏^{おそ}匡^{きやう}、菜色^{さいしき}陳蔡^{ちんさい}。此^{こゝ}皆^{みな}學士^{がくし}所^{こゝ}謂^い有^あ道^{みち}仁人^{にんじん}ナリ也^{なり}。猶^{なほ}然^{しか}遭^{あひ}此^{こゝ}蓄^{ちく}、況^{いかで}以^{もつ}中材^{ちゅうさい}、而^{しか}涉^{せつ}ル^ルヤ、亂世^{らんせい}之^の末流^{まつりゅう}一^{いつ}乎^や。其^{その}ノ遇^ぐフコト、害^{がい}ニ何^{いか}ソ可^べケンヤ、勝^{かち}ゲテ道^{みち}一^{いつ}哉^や。」(『史記』卷124・游俠列伝第64)舜^{しん}は瞽瞍^{こさう}のために倉庫^{くら}に火をつけられ井戸^{いど}に埋められかけた。伊尹^{いゐん}は殷湯王^{いんとう}の宰相^{さいそう}となり「阿衡^{あへい}の佐^さ」を為^なすまでは料理人^{りやうり}として鼎俎^{ていそ}を背負^そつていた。殷^{いん}を中興^{ちゅうきやう}した高宗^{かうそう}(武丁^{ぶてい})は夢^{ゆめ}に説^{えつ}という名の聖人^{せいじん}を見たが、家臣^{けしん}にこの名の者^{もの}はいなかった。北海^{ほくかい}の傳巖^{でんがん}という圜土^{ゐんど}(牢獄^{らうこく})で罪人^{ざいじん}として勞役^{らうえき}に伏^ふしていた説^{えつ}を見出^みだし、傳^{でん}の姓^{せい}を与^{あた}えて公^{こう}とした。その輔佐^{ほそ}によつて殷墟^{いんこ}に遷都^{せんと}し、甲骨文字^{こくぽふもんじ}を用^{もち}いる等の改革^{かいかく}を行^{おこ}つた。太公望^{たこうぼう}呂尚^{りやうかう}は、既に庶人^{しよじん}として窮困^{きうこん}の生活^{せいかつ}を送^{おく}り、棘津^{えきしん}では食^たい物の商^{あひ}いをし、朝歌^{あさか}では牛^{うし}の屠殺^{とろころ}を行^{おこ}い、十年^{じゅうねん}釣魚^{てうぎよ}の末^{すえ}に文王^{ぶんわう}に見出^みだされたといふ。管仲^{くわんちゆう}(夷吾^{いご}は管仲^{くわんちゆう}の字^{あざな})と鮑叔^{ほうしゆく}は商売^{しょうばい}仲間^{なか}だつたが、管仲^{くわんちゆう}は齊襄公^{しやうきやうこう}の公子^{こうし}糾^{きう}に仕^{つか}え、鮑叔^{ほうしゆく}は公子^{こうし}小白^{せうはく}に仕^{つか}えた。襄公^{きやうこう}没^{ぼつ}後^ご、小白^{せうはく}は桓公^{くわんこう}となり、糾^{きう}を殺^{ころ}し管仲^{くわんちゆう}を虜^ろとして桎梏^{しごく}に繋^かいだが、後^ごに鮑叔^{ほうしゆく}のとりなしにより宰相^{さいそう}となつた。桎梏^{しごく}は足枷^{あしかけ}と手枷^{てかけ}。百里奚^{ひかりけい}はある商人^{しやうじん}に五頭^{ごとう}の殺^{ころ}(黒^{くろ}い牡羊^{ぼつやう})の皮^{かわ}で買^かわれ、牛^{うし}に塩^{しほ}を載^のせた車^{くるま}を牽^ひかせて秦^{しん}に行く。奚^{けい}の牛^{うし}が瘦^{すく}せていない理由^{りゆう}を問^とうた秦穆公^{しんむこう}はその賢哲^{けんてつ}を知^しり、上卿^{しやうきやう}(宰相^{さいそう})に採用^{さいよう}したといふ。(又は、秦^{しん}の士大夫^{しだふ}の推薦^{ていけん}によるともいふ。)百里奚^{ひかりけい}は徳政^{とくせい}を行^{おこ}い、秦^{しん}を強国^{きやうこく}とし、五殺^{ごころ}大夫^{だふ}と呼ばれた。「孟子^{めいし}嘗^{かつ}論^{ろん}ル^ル百里奚^{ひかりけい}、以^{もつ}テス下^げ其^{その}能^{のう}ク知^しリテ、虞公^{よこう}之^の不^ふル^ル、可^べカレ諫^{かん}ム而去^きリテ之^のヲラ、秦^{しん}。」(『孟子^{めいし}万章^{まんしやう}章句^{しやうこ}上篇^{じやうへん}』)而^{しか}シテ知^しリテ其^{その}ノ必^{かならず}ズ不^ふル^ル、食^たヒテ二^に牛^{うし}ヲ于^お秦^{しん}ニ、以^{もつ}テ汚^{よご}サ乙^お其^{その}身^みヲ、大賢^{だいけん}ノ明智^{めいし}、固^かヨリ非^ひザルナリ、常人^{じやうじん}ノ所^{こゝ}ニ、可^べキレ得^えニ企^きテ及^{およ}フコトナリ也^{なり}。」(『問學拳要^{もんがくけんよう}』第6「審思^{しんし}」)孔子^{こうし}(仲尼^{ちゅうに}は孔子^{こうし}の字^{あざな})は諸国^{しよこく}遊説^{ゆうせつ}の途次^{とさい}、陳^{ちん}へ行^いこうとして衛^ゑを通^{とお}つた際^{さい}、匡^{きやう}の人々^{ひと}に囲^{かこ}まれて命^{いのち}が危^{あや}かつた。これは孔子^{こうし}が魯^ろの大夫^{だふ}季桓子^{きくわんし}の宰^{さい}(家老^{けらう})の陽虎^{やうこ}と顔^{がん}が似^にていたため、陽虎

に困められた匡人が孔子を見まちがえたのだつた。また、孔子の学団が楚昭王^{しよしやうわう}に招かれた時、陳・蔡^{ちんさい}の大夫^{だふ}は楚^{しよ}が強大^{きやうだい}になるのを虞^{おそ}れ、孔子一行^{いっけい}を囲^{かこ}み、その糧道^{りやうだう}を断^きつた。弟子^{でし}にはあるいは死^しに、あるいは帰国^{きこく}する有様^{うさま}だつたが、「君子^{くんし}モ亦^{また}有^あルカ、窮^{きゆう}スルコト乎^や。」と慍^{いん}んだ子路^{しよ}路^ろに対して、孔子^{こうし}は「君子^{くんし}固^かヨリ窮^{きゆう}ス。小人^{しやうじん}窮^{きゆう}スレバ、斯^{かく}ニ濫^{らん}ル^ル矣^{なり}。」と答^{こた}えた。(『論語^{ろんご}』衛靈公篇^{ゑいれいこうへん})これを世^よに「陳蔡^{ちんさい}の厄^{やく}」と呼^よび、孔子^{こうし}一生^{いっしやう}の最大の危機^{きき}とする。廩^{りん}は倉庫^{くら}。鼎俎^{ていそ}は煮焚^{にふ}きする鼎^{てい}と俎^そ。飲^いふは「飼^かふ」の訓^{くん}みを当てたもの。「飼^かふ」は動物^{どうぶつ}に飲食^{おんじ}を与えること。古^{ふる}くは「水飼^{すい}ふ・草飼^{そう}ふ」等と熟して言^いうこともあつた。菜色^{さいしき}有^ありは青^{あお}ざめた顔色^{がんしき}をする意^い。蓄^{ちく}は荒蕪^{かう}地の意^いだが、災^{さい}の仮借^{かりかり}。中才^{ちゅうさい}はほどほどの才能^{さいのう}。末流^{まつりゅう}は末世^{まつせい}の風俗^{ふうぶく}。何可^{なんこ}勝道^{かちどう}哉^やは数えきれない意^い。

○然^{しか}韓^{かん}非^ひ知^しリ説^{せつ}之^の難^{がた}ヲ、「悲^{かな}シミ廉直^{れんちき}ノ不^ふルコトヲ、容^{ゆる}レラレ於^お邪枉^{じやわう}ノ之^の臣^{しん}ニ、觀^{かん}ル^ル往^{かう}者^{しや}得^え失^{しつ}ノ之^の變^{へん}ヲ。故^{ゆゑ}ニ作^{さく}ル^ル孤憤^{こふん}・五蠹^{ごど}、内外^{ないがい}儲^ぞ、説林^{せつりん}・説難^{せつなん}十餘^{じゆ}萬^{まん}言^{げん}ヲ。然^{しか}レドモ韓^{かん}非^ひハ知^しリテ説^{せつ}ノ之^の難^{がた}キコトヲ、爲^なルコト説難^{せつなん}ノ書^{しよ}ヲ、甚^たダ具^ぐハリタレド、終^{はつ}ニ死^しシテ於^お秦^{しん}ニ、不^ふレ能^えハ自^{みづか}ラ脱^{だつ}スルコト。」(『史記^{しき}』卷63・老莊申韓列伝^{らうしやうしんかんれつでん}第3)孤憤^{こふん}以下^{いげ}は『韓非子^{かんひし}』の篇名^{へんめい}。説^{せつ}之^の難^{がた}は、吃音^{しつおん}のために游説^{ゆうせつ}が困難^{くわんなん}であること。脱^{だつ}すは危機^{きき}を逃^にれること。韓非^{かんひ}は秦王^{きやうわう}に迎^{むか}えられたが、李斯^{りし}と姚賈^{やうが}の讒言^{ざんげん}により禁獄^{きんこく}され、弁論^{べんろん}に先立^{さきだ}つて李斯^{りし}が服毒^{ふくどく}自殺^{じそく}させた。

○孔達^{こうたつ}曰^いク苟^{かう}モ利^りアラハ社稷^{しゃしやく}ニ、「孔達^{こうたつ}曰^いク、苟^{かう}モ利^りアラハ社稷^{しゃしやく}ニ、請^こフ以^{もつ}テ我^{われ}ヲ説^{せつ}ケ。罪^{つみ}ハ我^{われ}ニ之^の由^{よし}。我^{われ}則^{すなは}チ爲^なシテ政^{せい}ヲ而^{しか}ニ大國^{たいこく}之^の討^うニ、將^{まさ}ニ以^{もつ}テ誰^{たれ}ヲ任^{にん}セント。我^{われ}ハ則^{すなは}チ死^しセン之^のニ。」(『春秋左氏伝^{しゆんしゆ}』宣公十三年^{せんこうじゅうしやうねん}原文^{げんぶん}「左宣十四^{させんじゅうしよ}」)は「左宣十三^{させんじゅうしよ}」の誤^ごり。清丘^{せいきう}の盟^{めい}いに背^かいて衛^ゑ國^{こく}が陳^{ちん}國^{こく}を助^{たす}けたのを晋^{しん}國^{こく}が責^せめた。これに対して衛^ゑの大夫^{だふ}孔達^{こうたつ}が引責^{しんせき}して死ぬ決意^{けつぎ}を述べた言葉^{ことば}。社稷^{しゃしやく}は國家^{こくが}。請^こ以^{もつ}我^{われ}説^{せつ}は自分^{じぶん}を殺^{ころ}して弁明^{べんめい}せよ、という意^い。亢大^{かうだい}國^{こく}之^の討^うは、大國^{たいこく}晋^{しん}の責^せめを受けている、の意^い。一説^{いっせつ}に「亢^{かう}」は「ふせぐ」と

読む。本文に楚子とあるのは楚の莊王、孔達は衛の執政のようで、宋を攻めたとするのは、この前段に宋の大夫華椒が楚の攻撃から蕭を救援したとあるのを混同したものか。

〔廿四丁表〕 ○小國無^レ信、兵亂日至^リ——小國無^レ信、兵亂日至^リ、亡^ラルコト無^カン^ニ日矣。五會之信、今將^ニ背^ケト^レ之^ニ。雖^モ楚救^フト^レ我^ヲ、將^タ安^クニ用^ケン^ニ之^ヲ。」「春秋左氏伝」襄公八年、楚が鄭国を伐つたとき、鄭の国論が楚に就くか晋の援軍を待つかで分かれた際の、後者の建議の一部。晋は五度も会合して成立した盟いも破ろうとし、楚の救援も何の役にも立たない。それというのも、晋軍が来た際には再び強晋に靡くことになるから、その時楚の属国とされるかもしれないので、晋はそれ自身の利害関係からいずれ鄭を助けに来ざるを得ないのを待つことと信義を貫くべきだ、という議論。

〔廿四丁裏〕 ○見^テ使者^ヲ、稽首^{シテ}而對^{ヘテ}曰^ク、「見^ニ使者^ヲ、稽首^{シテ}而對^{ヘテ}曰^ク、諸侯方^ニ睦^ニ於^ニ晉^ニ。臣請^ニ嘗^ミシ^ニ之^ヲ。若^シ可^ナラバ、君^ニシテ而繼^ゲ之^ヲ。若^シ不^可ナラバ、收^メテ師^ヲ而退^カン^ニ。可^シ以^テ無^カル^レ害^ニ。君モ亦無^カル^レ辱^ニ。」「春秋左氏伝」襄公十八年、楚子が令尹の子庚に鄭国への出征を打診したのに対し、子庚が頓首して答えた語。自分が試しに軍を出し、状況が許せば王が後続し、不利なら自分が退却すれば、王としては損失も汚名も蒙らずに済むだろうという提案。

〔廿五丁表〕 ○世子^ノ曰^ク然^ニ是誠^ニ在^ニト^レ我^ニ。——「上有^レレバ好^ム者^一、下必^ス有^レレバ焉^一者^一矣。君子^ノ之德^ハ風^{ナリ}也、小人^ノ之德^ハ艸^{ナリ}也。艸尚^レレバ^ニ之^ニ風^ヲ、必^ス偃^ス。是^レ在^リニ^ニ世子^ニ。然^ニ友反命^ス。世子曰^ク、然^ニ。是^レ誠^ニ在^リ我^ニ。五月居^レ廬^ニ。未^ダ有^ラ命^ニ戒^一。百官族人、可^{トシ}謂^{ツテ}曰^フ知^ト。及^レ至^ルニ^ニ葬^ルニ^ニ、四方來^リ觀^レ之^ヲ。顔色^ノ之戚^ミ、哭泣^ノ之哀^レ、弔者大^ニ悦^ブ。」「孟子」滕文公上篇、滕文公が世子(太子)の時、鄒にいた孟子に然友を遣り、孟子から政治の心得や礼について学んだ。父の定

公が亡くなった時、孟子の教えに従って三年の喪に服し、五ヶ月倚廬に起臥して諒闇を行い、その後本葬を行ったところ、人民は皆国主の死を悲しみ、礼を尽くした太子を嘉したという。是在世子は、実行は世子にかかっているという意。未有命戒は政治の指示を一切出さなかったという意。

〔廿五丁裏〕 ○因^ニ謂^フ王^ニ即弗^シ用^レ鞅^ヲ、——「公叔痤召^シ鞅^ヲ、謝^{シテ}曰^ク、今者王問^フ可^ニ以^テ爲^ル相^者ヲ。我言^フ若^ク。王ノ色不^レ許^サ我^ニ。我方^ニ先^ニシテ君^ヲ後^ニス^レ臣^ヲ。因^{リテ}謂^リ王^ニ、即弗^シ用^レ鞅^ヲ、當^ニシト^レ殺^ス之^ヲ。王許^ス我^ニ。汝可^シ疾^ク去^ル一矣。且^ニ見^レレント禽^ニセ。」「史記」卷68「商君列伝」第8、商君は商鞅。衛の系族で公孫鞅といった。刑名の学を学び、魏の宰相公叔痤に仕えたが、痤が病んで魏恵王が後継者について尋ねた時、鞅を推薦したが王は聴かなかった。そこでこの才人を用いないくらいなら殺した方がよいといい、その旨を鞅にも伝えて謝した。鞅は用いないくらいなら殺すはずもないだろうと思つて去らなかつた。後、魏を出て秦の孝公に王道を説いたが用いられず、霸道を説いて用いられた。後、商於の地に封じられたので商鞅と言われた。法治主義を徹底し、韓の申不害、齊の慎到と共に法家の内に数えられる。

○素^{ヨリ}無^クハ根^ニ柢^ノ之容^一、——「臣聞^ク、明月^ノ之珠[・]夜光^ノ之璧[、]以^テ闇^ニ投^スレバ、二人^ヲ於^ニ道路^ニ、人無^キハ不^ルニ按^ジ劍^ヲ相^ニ眄^ミ一者^上、何^トナレバ則^チ無^クシテ、因^ニ而^ニ至^レレバナリ^一。前^ニ也。蟠^ハ木根^ニ柢[、]輪^ハ困離^ニ詭^ニシテ、而^モ爲^ルハ萬^乗器^ト一者、何^トナレバ則^チ以^テテリ^ニ左右^ニ先^ニ爲^スニ^ニ之^ニガ容^ヲ一也。故^ニ無^クシテ因^ニ至^レレバ、前^ニ也、雖^モ出^ダスト^ニ隨^フ侯^ノ之珠[・]夜光^ノ之璧[、]猶^ホ結^レヒテ怨^ミヲ而^モ不^レ見^レ德^ト也。今夫^レ天下^ノ布衣^ノ窮^ニ居^ノ之士、身^ニ在^レ貧賤^ニ、雖^モ蒙^リ堯舜^ノ之術^ヲ、挾^ミ伊管^ノ之辯^ヲ、懷^キ龍逢[・]比干^ノ之意^ヲ、欲^ススト^ニ忠^ニ當^ニ世^ノ之君^ニ、而^モ素^ト無^カレバ、根^ニ柢^ノ之容^一、雖^モ丁^ニ竭^シ精^思ヲ、欲^ススト^ニ開^キ丙^ニ忠^ニ信^ヲ、輔^ケ乙^ニ人主^ノ之治^ヲ、則^チ人主^ニ必^ズ有^リ按^シ劍^ヲ、

相眊^{ミル}ノ之跡^一。是^レ使^{ムル}ナリ^二布衣^ラシテ不^レ得^ル爲^ル古木^ノ朽株^ノ之資^ト也。」(『史記』卷83・魯仲連鄒陽列伝第23)按劍相眊は刀の柄に手を掛けて睨むさま。蟠木根柢はわだかまり曲がった木の根。輪困離詭は曲がりくねったさま。萬乗之器は帝王の宝器。為容は形について談ずる意。隨侯の珠は和氏の璧と対を成す天下の至宝。龍逢は夏の賢者閼龍逢、比干は殷の賢者。それぞれ夏桀王、殷紂王を諫めて殺された。紹介者を得ずに有能の士が埋もれてしまつことを嘆く。

○西據^二洛陽^ノ武庫^一、一^二吳^ノ少將桓將軍説^キ王^三曰^ク、吳^ハ多^シ歩兵^一、歩兵^ハ利^レ險^ニ、漢^ハ多^シ車騎^一、車騎^ハ利^レ平地^一。願^クハ大王^ノ所^レ過^{クル}城邑^ハ不^レ下^ラ、直^チ棄^テ去^リテ、疾^ク西^ノカタ^ニ據^リ、雒陽^ノ武庫^一、食^ヒ敖倉^ノ粟^ヲ、阻^{シテ}山河^ノ之險^ヲ、以^テ令^ト諸侯^一。雖^モ母^シ入^ル關^ニ、天下^固已^ニ定^{マラム}矣。」(『史記』卷106・吳王濞列伝第46)吳王濞が孝惠帝に反乱を起こした「吳楚七国の乱」に際して、二人の將軍が建策したが、吳王はどれも用いなかつたために敗れた。

○陛下素^{ヨリ}驕^{ラシテ}淮南王^ヲ、一^二淮南王徴^{サル}上^三因^{リテ}遷^ス之^ヲ蜀^ニ、輜車^{シテ}傳送^ス。袁盎時^ニ爲^リ中郎將^一。乃^チ諫^{メテ}曰^ク、陛下素^{ラシメテ}驕^ニ淮南王^ヲ、弗^{シテ}稍^々禁^ゼ、以^テ至^{レリ}此^ニ。今^又暴^{カニ}摧^ニ折^{セム}トス之^ヲ。淮南王^ハ爲^リ人^ト剛^{ナリ}。如^シ有^{ラバ}下^ニ遇^{ヒテ}霧露^ニ、行道^{シテ}死^{ヌル}コト、陛下^ニ竟^ニ爲^{セラレテ}下^ニ以^テ天下^ノ之^大ナル^ヲ、弗^モ能^ク容^ルト、有^{ラム}殺^ス弟^ヲ之名^一、奈何^ト。上^弗聽^カ、遂^ニ行^ル之^ヲ。淮南王^至リテ雍^ニ、病^{ミテ}死^ス。」(『史記』卷101・袁盎晁錯列伝第41)淮南厲王は高祖の子で孝文帝の弟だったが、倨傲・専横の振る舞いが多かつた。しかし、棘蒲侯柴武の謀反に連坐して四方を板張りにした輜車で蜀に送られた。袁盎は諫めたが、王は聴き入れず、淮南王は護送の途中で病死した。

〔廿六丁表〕○孝文帝欲^ス用^テ皇后^ノ弟竇廣^國^ヲ、一^二張蒼免^{ゼラ}相^ヲ。孝文帝欲^ス下^ニ用^テ皇后^ノ弟竇廣^國^ヲ、一^二爲^{サント}丞相^上。曰^ク、恐^{ラク}ハ天下^ニ以^テ

吾^ラ私^{スト}ナサント^二廣國^ヲ。廣國賢^{ニシテ}有^リ行^ヒ。故^ニ欲^ス相^トセント^レ之^ヲ。念^フコト久^{シウ}シテ之^ヲ、不^可ナリ。而^{シテ}高帝^ノ時^ノ大臣^又皆多^ク死^シ、餘^ハ見^ニ無^シ可^{ナル}者^一。乃^チ以^テ御史大夫嘉^ヲ爲^シ丞相^ト、因^リ故^邑封^{シテ}爲^ス故安侯^ト。」(『史記』卷96・張丞相列伝第36)原文「申屠嘉傳」は「張丞相列伝」に含まれる。張蒼の時、申屠嘉は御史大夫だったが、孝文帝が世論を憚つたため、後任の丞相に任ぜられた。

〔廿六丁裏〕○陳^ノ丞相少^キ時本^好メリ^一「陳^ノ丞相平^ハ、少^キ時本^ト好^ム黃帝[・]老子^ノ之^術。」(『史記』卷56・陳丞相世家第26)原文「陳平列伝」とあるが、列伝ではなく「陳丞相世家」として世家に伝が載る。これは陳平が奇計により諸侯を漢に服従させ、高祖没後、呂氏一族を夷げ、漢王朝の基礎を固めたためである。

○韓信^曰漢王遇^{スル}我^甚厚^ク、一^二韓信曰^ク、漢王遇^{スル}我^甚厚^シ。載^{スル}我^ヲ以^テ其^ノ車^ヲ、衣^{スル}我^ニ以^テ其^ノ衣^ヲ、食^{セム}我^ニ以^テ其^ノ食^ヲ。吾聞^ク之^ヲ、乘^二人^ノ之^車者、載^二人^ノ之^患者、衣^二人^ノ之^衣者、懷^キ人^ノ之^憂ヒテ、食^{スル}人^ノ之^食者、死^ス人^ノ之^事ニ。吾豈^ニ可^{ケンヤ}以^テ郷^ノ利^ニ倍^ス義^ニ乎^一。」(『史記』淮陰侯列伝)策士蒯通が沛公を裏切ることを勧めたのに対して韓信が答えた語。

〔廿七丁表〕○破^二趙^ノ二十萬衆^ヲ、一^二今將軍涉^リ西^ノカタ河^ヲ、虜^{ニシ}魏王^ヲ、禽^{ニシ}夏說^ヲ、闕^ハ與^ニ、一舉^{ニシテ}而下^リ井陘^ヲ、不^{シテ}終^レ朝^ニ破^リ趙^ノ二十萬衆^ヲ、誅^ス成安君^ヲ。名^ハ聞^ユ海内^ニ、威^ハ奮^フ天下^ニ。農夫^ハ莫^シ不^ル輟^レ耕^スコトヲ釋^テ耒^ヲ、褌^{シクシ}衣^ヲ甘^{クシ}食^ヲ、傾^{ケテ}耳^ヲ以^テ待^タ者^上。若^{キハ}此^ク將軍^ノ之^所ナリ長^{ズル}也。」(『史記』淮陰侯列伝)成安君は趙王となつた陳余を指す。魏王は豹、夏說是趙の相国。褌衣は着飾ること、甘食は御馳走を食べること。待つは徵用の命を待つこと。所長は有利な点の意。この言葉は、捕らえられてが命を救われ、韓信に師事された趙の軍師広武君李左車が韓信に策を授ける

中で説いた語。

○吾先君新邑^ニ於此^ニ、一十九丁裏の注記を参照。

〔廿七丁裏〕 ○謀^レ其^ニ不^レ免^也也。――「孟獻子言^{ヒテ}於公^ニ曰ク、臣聞ク、小國^ノ之免^ルハ、於大國^ニ一也、聘^テ而獻^ス物^ヲ。於^テ是^ニ有^リ庭實旅百^一。朝^{シテ}而獻^ス功^ヲ。於^テ是^ニ有^リ容貌[・]采章[・]嘉淑^一而有^リ加貨^一。謀^ルナリ、其^ノ不^ルラ、免^レ也。誅^{メラレテ}而薦^{メバ}、賄^ヲ則無^キナリ、及^ブコト也。」

〔春秋左氏伝』宣公十四年）魯の大夫の孟獻子（仲孫蔑）が宣公に説いた楚国に対する賄賂。小国が大国の責めを免れるには、卿を使者として聘問させ、庭一杯に並ぶほどの献上品を贈り、或いは君主自らが訪問して挨拶し、冠・佩玉・旗指物の装飾品・善美を尽くした贈物・財貨の類をいくらかも献上するならわしである。そうして大国の責めを免れようとしてする。責め立てられてから賄を贈つても、その時は免れない。このように述べて、宣公に進言して喜ばれたという。

〔廿八丁裏〕 ○人生實難^シ。――「子反欲^フ取^ラト之^ヲ。巫臣曰ク、是^レ不祥^ナ人ナリ也。是^レ天^ニセシメ^ニ子蠻^ヲ、殺^シ御叔^ヲ、弑^シ靈侯^ヲ、戮^シ夏南^ヲ、出^シ孔儀^ヲ、喪^{セリ}陳國^ヲ。何^ノ不祥^カ如^キ是^ニ。人生實難^シ。其^レ有^ランヤ、不^ルコト獲^レ死^ヲ乎。天下^ニ多^シ美婦人^一。何^ゾ必^ズスシモ是^ニミナランヤ。子反乃^チ止^ム。」（『春秋左氏伝』成公二年）楚莊公が陳国を伐ち、夏姫を娶ろうとするのを巫臣は諫止した。その後、公子子反がこれを取ろうとするのを巫臣は再び思い止まらせる。有不獲死乎は、不祥の女であるからこれを納れば寿を全うすることはできないの意。

○余雖欲^ス於^テ是^ニ鞏伯^ニ、――「晉侯使^ム三鞏朔^ヲシテ獻^ゼ齊^ノ捷^ヲ于周^ニ。王弗^レ見^ス、使^{メテ}單襄公^ヲシテ辭^セ焉。略^シ余雖^モ欲^ス於^テ鞏伯^ニ、其^レ敢^テ廢^{シテ}舊典^ヲ以^テ忝^メ叔父^ヲ。」（略^シ土莊伯^ノ不能^ハ對^{フル}コト也。」（『春秋左氏伝』成公二年）晉景公は周の定王に大夫鞏朔（土莊伯）を派遣し、齊と戦つて獲た戦利品や捕虜を献上してきた。定王は会見せず、單襄

公を通して、先王の典礼に反した納受はできないことを伝えた。定王の妃は齊王であり、蕃夷戎狄の征伐の礼に当たる儀式を行うことは兄弟甥舅の国に対して行うことはできず、ただ報告を聞くのみであるという。その代わりに周王は鞏伯に対して内宴を賜わった。

○對^テ曰^ク、以^テ君^ノ之靈^ヲ、――「對^テ曰^ク、以^テ君^ノ之靈^ヲ、累^モ臣^ノ得^テ歸^ル骨^ヲ於^テ晉^ニ。寡君^ノ之^ニ以^テ爲^ス戮^ススルコトヲ、死^{ストモ}且^ニ不^ラント、朽^チ若^シ從^{リテ}二君^ノ之惠^ニ、而免^レ之^ヲ、以^テ賜^ヒ君^ノ之外^ノ臣^ノ首^ニ、首^{其^レ請^テ於^テ寡君^ニ、而以^テ戮^スレ^モ於^テ宗^ニ、亦死^{ストモ}且^ニ不^ラント、朽^チ若^シ不^{シテ}獲^ル命^ヲ、而使^{メテ}嗣^ガ宗職^ヲ、次^テ及^ビ於^ニ事^ニ、而帥^{シテ}偏師^ヲ以^テ脩^ル封疆^ヲ、雖^モ遇^{フト}二執事^ニ、其^レ弗^ズ敢^テ違^ケ、其^レ竭^シ力^ヲ致^{シテ}死^ヲ、無^{シテ}有^ルコト二心^一、以^テ盡^ス二臣^ノ禮^ヲ。所^ニ以^ニナリ報^ル也。」（『春秋左氏伝』成公三年）晋と楚が捕虜の交換を行つた時、楚王は人質の知罃に対して何を以て自分に報いるかを問うた。知罃は骨を郷里に埋めることを得られた恩には、晋王または父の荀首が自分を殺しても楚王への報恩の心は朽ちることがなく、生きて楚と戦うことになった時には、楚の将帥であらうと容赦せず決死の戦いを行い礼を尽くすと対えた。楚王は感心して、このような勇者のいる晋とは戦うことができぬといつて礼を尽くして帰国させた。累臣は異国で拘留された者の自称。寡君・外臣は他国の君主に対して自国の君主・家臣を指すのに用いる称呼。執事は楚の将帥を指す。宗は宗廟。脩封疆は他国の侵略を防ぐこと。宗職は祖宗の位職。偏師は全軍に対して一部の軍を指す。}

〔廿八丁裏〕 ○三代之令王、――「韓厥言^{ヒテ}於^テ晉侯^ニ曰ク、成季^ノ之勲^ヲ宣孟^ノ之忠^ヲ、而無^バ後^ヲ爲^ス善^ヲ者其^レ懼^レ矣。三代^ノ之令王^ハ、皆數百年保^{テリ}天^ノ之祿^ヲ。夫^レ豈^ニ無^{カラ}ンヤ二辟王^一。賴^{リテ}前哲^ニ以^テ免^レタリ也。周書^ニ曰ク、不^ト三敢^テ侮^ラ二鰥寡^ヲ、所^ニ以^ニナリ明^ニ二德^ヲ。」（『春秋左氏伝』成公八年）晋侯は讒言によつて趙同・趙括を討ち、その領地を没収

した。大夫の韓厥は言上し、成季・宣孟等趙氏の祖先の勳功を挙げ、遣子趙武に田地を返すことを勧めた。三代の令王は夏殷周の諸王の敬称。辟王は邪僻（邪僻）の悪王。頼前哲は先祖の勳功によりの意。周書曰は『書経』周書・康誥篇を指す。不敢侮は疎かにしない意。

○仲尼ノ曰、志有之、言、一「仲尼曰ク、志有之。言ハ以テ足シ、志ヲ、文、以テ足シ、言、不レバ、言、誰カ知ラン、其ノ志ヲ、言ノ之無ク、レバ、文、行ハレテ而不レ遠カラ。」（『春秋左氏伝』襄公二十五年）原文「廿四年」は「廿五年」の誤り。初めの志は古書の意。文は表現の綾。

〔廿九丁表〕 ○然明アリ曰蔑也。——十四丁裏の注記を参照。

○魯叔孫之來也、必有蘭。異焉。——「簡王ノ八年、魯ノ成公來朝セントシテ、使ム叔孫僑如ヲシテ先ツ聘シ且ツ告ゲ」。見テ王孫説「與之語也。説言シテ於王曰ク、魯ノ叔孫ノ之來、ルヤ也、必ズ有ラン、異ナルコト焉。其ノ享觀ノ之幣、薄クシテ而言諂フ。殆ト請ヒシナラン、之ヲ。若シ請ハバ、之ヲ、必ズ欲スルナリ、賜也。魯執政唯強シト。故ニ不シテ歡ハ焉而後遣ス、之ヲ。」（『国語』周語中）原文「晋語」は「周語（中）」の誤り。魯公は訪朝に先立ち、三桓氏の一人叔孫氏を遣わして来朝を告げた。叔孫僑如に應對した大夫王孫説は、僑如の狙いを周王の下賜品にあると見、魯の執政もその勢力を恐れてこの男を派遣したものと考え、その旨を王に進言した。王は普通の使者の待遇でこれを返した。殆とは蓋し、恐らくの意。

〔廿九丁裏〕 ○古之欲也。明徳於天下者、一「古之欲也。明カセント明徳於天下者、先ツ治ム其國。欲ル治メト其國者、先ツ齊シ其家。欲ル齊シメト其家者、先ツ脩ム其身。欲ル脩メト其身者、先ツ正シ其心。欲ル正シメト其心者、先ツ誠ス其意。欲ル誠ス其意者、先ツ致ス其知。致ス知ハ在ル格ニ物。」（『礼記』大學）物に格るとは、物の道理を究めること。陽明学では格ス物ヲと訓み、良知を極めることとする。

○人不レ得則非ル其上一矣。——「齊宣王見ル孟子ヲ於雪宮」。王曰ク賢者モ亦有ル此樂シ乎。孟子對テ曰ク、有。人不レ得、則非ル其上一矣。不レ得而シ非ル其上一者、非ナリ也。爲リ民上ト而シ不レ與民同シクセ、樂シム者モ非ナリ也。樂シム民之樂シム者、民モ亦樂シム其樂シム。憂フル民之憂フル者、民モ亦憂フル其憂フル。樂シム以テ天下ヲ憂フルニ以テ天下ヲ。然而シテ不レ王タル者、未ダ有リ之有也。」（『孟子』梁惠王章句下篇）雪宮は離宮の名。齊の宮城の東北に雪門があり、それに因む。宣王は城外に同名の離宮を建設した。人不得の文は、人は上の君の楽しみに自分が与れないと、上を恨み誇るものだ。それは正しくないことだ、の意。

〔卅丁表〕 ○樂欣欣然トシテ有喜ル色、——「今王鼓樂セン於此」。百姓聞キ王ノ鐘鼓ノ之聲、管籥ノ之音、一「樂欣欣然トシテ有喜色、而シテ相告ゲテ曰ク、吾ガ王庶幾ハクハ無キカ、疾病一與。何ヲ以テ能ク鼓樂スルヤ也。今王田獵於此」。百姓聞キ王ノ車馬ノ之音、一「見テ羽旄之美、一「樂欣欣然トシテ有喜色、而シテ相告ゲテ曰ク、吾ガ王庶幾ハクハ無キカ、疾病一與、何ヲ以テ能ク田獵スルヤ也。此レ無シ他、與民同ジクスレバナリ、樂シム也。今王與百姓一同ジクセバ、樂シム、則チ王タラン矣。」（同前）齊宣王に音楽を話題に政道を説いた語。今は仮定の語。管籥は笛。能くは（こ）では疾病が無いの意）できる、ということ。羽旄は鳥の羽を飾りに付けた旗指物、王の車を指す。←廿二丁裏注を参照。

○簞食壺漿シテ以迎王ノ師ヲ。——「以テ萬乗ノ之國、一伐ツ萬乗ノ之國」。藁食壺漿シテ以迎ル王ノ師、一「豈有シヤ他哉。避ケントシバナリ、水火ヲ也。如ク水ノ益ト深キガ、一、如ク火ノ益ト熱キガ、一、亦運ランノ而已矣。」（同前）大国の齊が大国の燕を征伐した時に、燕の民が竹の器に飯を盛り、瓢に飲物を入れて、王の軍隊を迎えようなどということがあるのは、他でもない、ただ水火のごとき暴虐な政治の苦しみから逃れん一心による。

戦いの後、政治がますます苛烈を極めれば、人民は斉に叛き、他国に救いを求めに行くばかりである。

〔卅丁裏〕 ○權アツテ、然後知リニ輕重ヲ、――「權シテ、然後知リニ輕重ヲ、度シテ、然後知リニ長短ヲ」。物皆然リ。心ヲ爲ス、甚シト。王請フ度レ之ヲ。」「〔孟子〕梁惠王章句上篇」秤で計つて物の重さを知り、物差しで測つて物の長さが分かる。心は移ろいやすいもので、これを絶えず揣らねばならない。王自ら、どうかご点検願う、の意。權は懸に通じ、天秤の分銅を指す。度は物差し。甚の下に難、度を補う。

○古ハ者棺槨無シ度。――「古ハ者棺槨無シ度。中古ハ棺七寸、槨稱レ之。自リ天子達ニ於庶人ニ。非ザルナリ。直ニ爲スニ觀ノ美ヲ也。然後盡スナリ於人ノ心ヲ。」「〔孟子〕公孫丑章句下篇」本文の公孫丑上篇は公孫丑（章句）下篇の誤り。棺槨は内棺と外棺。中古は周公以前を指す。称ふはふさわしくする、相応する意。中古以後は、槨（椁）の方が厚い。自天子達於庶人は身分によらず一様であること。觀は外觀。然後はこうすることによつての意。墨子の薄葬論に対して孟子が反駁したもの。

○太傅之計曠日彌久ニシテ――「請フ西フタ約シ三晉ト、南ノカタ連リ齊・楚ト、北ノカタ購シ於單于ト、其ノ後遇テ可キナリ圖也。太子曰ク、太傅ノ之計ハ、曠日彌久ナリ。心憤然シテ、恐ラクハ不ラン能ハニ須與スルコト。且、非ザルナリ獨於此ニ也。夫レ樊將軍ハ窮ニ困於天下ニ、歸ニ身於丹ニ。丹終不以アテ迫ルルヲ於彊秦ニ、而棄テ下所ニ哀憐ル一之交リヲ、置クコトヲ乙之ヲ匈奴ニ甲。是レ固ヨリ丹ノ命卒ハルノ之時ナリ也。願ハクハ太傅更ニ慮レ之。」「〔史記〕卷86・刺客列伝第26）秦の亡將樊於期を匈奴に送るべきことを説いた太傅（守り役）の鞠武に対して燕太子丹が答えた語。購は講・媾と通じ、媾和の意。曠日彌久は長い月日を無駄に過ごす意。憤然は悶々とする。不能須臾は一刻も猶予がならぬ意。哀憐は同情。例文は、太傅の計略では埒があかない。私の心は乱れ、しばらくも待てない。そればかりではない。一体樊將軍

は身の置き所に窮して、丹の許に来られたのだ、の意。

〔卅一丁表〕 ○夫大木ヲ為ス、宋・細木ヲ為ス、桷。――「夫大木ヲ為ス、宋、細木ヲ為ス、桷。榑、榑、保、保、榑、榑、各得ア其ノ宜シキヲ、施シテ以テ成ス、室ヲ者匠氏ノ之工ナリ也。」「〔韓退之〕進学解」、『古文真宝後集』卷2・『唐宋八大家文読本』卷1）宋は棟木・梁。桷は垂木。榑は斗拱・斗形。保は榑は卯建。榑は門の樞。闑は門の中央に立てた仕切りの木、戸闑。樞は門の両側の小柱、方立。工は功。それぞれの材を適切に用いて家を建てるのは大工の仕事の結果である、という意。

○幽遠之小民、――「雖モ然リト、幽遠ノ之小民、其ノ足跡ヲ宋ニ嘗テ至ララ城邑ニ。苟クモ有テ不ルモ、得其所ヲ、能ク自ラ直クスルニ於郷里ノ吏ニ者鮮シ矣。況ンヤ能ク自ラ辯ルヤ、於縣吏ニ乎。能ク自ラ辯ルニ於縣吏ニ者鮮シ矣。況ンヤ能ク自ラ辯スルヤ、於刺史ノ之庭ニ乎。由リテ是、刺史有リ所不聞カ小民有リ所不宣ベ。」「〔韓愈〕贈崔復州序」、『文章軌範』卷5・『唐宋八大家文読本』卷4）崔復州は崔群。韓愈と同年の進士で復州刺史に任ぜられた。幽遠小民は辺地の下民。苟有不得其所は仮に不当な目に遭つたときの意。直は正当性を主張すること。庭は法廷。宣は思うところを述べ立てること。

○景王既殺テ下門子ヲ、――「景王既ニ殺スニ下門子ヲ。賓孟適キ郊ニ、見テ雄雞ノ自ラ斷リ、其ノ尾ヲ、問ニ之ヲ侍者ニ、曰ク、憚ルナリ、其ノ犧ランコトヲ也。邊カニ歸テ告テ、王曰ク、吾見ニ雄雞ノ自ラ斷リ、其ノ尾ヲ、而人曰ク、憚ルナリ、其ノ犧ランコトヲ也。吾以ラク爲リト、ニ信。畜。人犧ト云ハ實難モ、己犧ト云ハ何害ナラ。抑モ其レ惡メルカ、爲ルヲ、人ノ用ト也乎、則チ可ナリ也。人ハ異ナリ於是ニ。犧タル者實ニ用フ人者也。王弗應ヘ。田シ于鞏ニ、使メ公卿シテ皆從ハ、將ニ殺サント、單子ヲ、未ダシテレ、克ハ而崩ス。」「〔國語〕周語下）單子は單襄公ではなく、單穆公か。單氏は周の諸侯国の一。周景王には王子孟と王子朝の子があり、それぞれ下門子、賓孟（賓起）を傳とし

たが、王子孟を廃して王子朝を立てようとした。賓孟の意図は、下門子を殺し、同じく(王子孟側だったか)単穆公を殺させることにあったか。後に賓孟は単子に殺されており、そこから見れば自ら尾を断つた雞は(下門子と王子孟を見捨てた意か)単子を指すことになる。本文に韋昭の注云々というのは、人犧實難について雞が人の犠牲になることとした解釈を指す。いずれにしても本文の解釈とは異なってくる。

〔卅二丁表〕 ○丹所報ル―「丹所報シ、先生所言者、國之大事也。」(『史記』刺客列伝)燕の太子丹が田光を口止めした語。今丹が打ち明けたこと、先生がお話しになったことは、一國の大事である。田光は老いた自分の代わりに壮士荊軻を推薦する。

〔卅二丁裏〕 ○使メテ人逐之ヲ―「主父欲シ令メント子ヲシテ主ヲ治ムルヲ國ヲ、而シテ身ハ胡服シ、將士大夫ヲ、西北シテ略シ胡ノ地ヲ、而シテ欲下從リ雲中・九原直チ南シテ襲ハント。秦ヲ於テ是ニ詐リテ自ヲ爲リテ使者ヲ入ル。秦ニ秦ヲ昭王不知。已ニシテ而怪シミ其ノ狀甚ダ偉ニシテ、非ザルヲ人臣ノ之度ニ、使メテ人ヲ逐ハレ之。而シテ主父馳セテ已ニ脱レ關ヲ矣。審カニ問ハレ之ヲ、乃チ主父ナリ也。秦人大ニ驚ク。主父ノ所ニ以ハ入リシ秦者欲シタレバナリ下自ラ略シ地形ヲ、因ツテ觀シト秦王ノ之爲リヲ人ト也。」(『史記』卷43・趙世家第13)武靈王二十七年の条。武靈王は王子何を國王に立て、自らは主父と号した。主父とは、存命中に位を子弟に譲つた(内禪)國王の尊号である。例文の個所は、而による二文の並記を区切るのではなく、本文のように読む方が文意の把握ができるように思われる。偉は人並み以上の優れた風采。度は態度・器量。略すは見回る。巡行する意。

○今以下君惑ニ於我ニ必亂ラトスルヲ國ヲ―「優施教ヘ驪姫ニ夜半ニ而泣キテ謂ハシメテ公ニ曰ク、吾聞ク申生ハ甚ダ好ミテ仁ヲ而彊ク、甚ダ寬惠ニシテ而慈シミ於民ヲ、皆有リ所行フ之ヲ。今謂ヒ下君惑ニ於我ニ、必亂ラント

國ヲ、無カラヤ乃チ以テ國ノ故ヲ而行フコト彊ラ於君ニ。君未ダシテ終ヘ命ヲ而不バ殺ハル、君其レ若レ之ヲ何セン。蓋ソルレ殺サ我ヲ。無カレ下以テ一妾ヲ亂ス中百姓ヲ。公曰ク、夫レ豈ニ惠ニシテ其ノ民ヲ、而不ラシヤレ惠シマニ於其ノ父ヲ一乎。驪姫曰ク、妾モ亦懼ル矣。」(『國語』晉語二)晋獻公の俳優の施は公の愛妾驪姫と通じて、獻公の太子申生を除く画策をした。有所行之は何らかの目的のための手段として行うこと。無乃以下は、強暴な振舞を君侯に対して行うのではあるまいかの意。君未以下は、君侯が天命を全うせずに終ることになろう、の意。←廿二丁表注を参照。

〔卅三丁表〕 ○太子遲之ヲ疑ヒ其改悔ヲ―「太子遲シトシ之ヲ疑ヒ其改悔スルヲ、乃チ復タ謂ヒテ曰ク、日已盡キタリ矣。荊卿豈有リヤ意哉。丹請フ先ツ得ン遣ハスニ秦舞陽ヲ。荊軻怒リテ叱シテ太子ヲ曰ク、何ゾヤ太子ノ之遣ハストバ。往キテ而不ル反者豎子ナリ也。且提ケテ二匕首ヲ入ルニ不測ノ之彊秦ニ、僕ノ所ニ以ノ留マル一者ハ、待チテ吾ガ客ヲ與ニ俱ニセントスレバナリ。」(『史記』刺客列伝)丹が秦始皇帝暗殺を依頼した荊軻の出発が遅いことを疑い、秦舞陽を遣わすことを言つたのに対して、荊軻が怒つた言葉。豎子は青二才の意で、秦舞陽を指す。

○仲尼曰、能執干戈ヲ―「魯人欲シ勿カラント殤スルト、問フ於仲尼ニ。仲尼曰ク、能執リテ干戈ヲ一以テ衛ルニ社稷ヲ。雖モ欲スト勿カラント殤ニスル也、不亦可ナラ一乎。」(『礼記』卷4・檀弓下第4)魯と齊が郎で戦つたとき、魯昭公の子公叔禺人は隣里の少年汪錡と戦地に赴いて共に戦死した。殤は死をいい、喪礼が簡略なので魯の人々が孔子に聞くと、孔子は成人の喪礼に倣うことを認めた。注は「善ス之ヲ。」と記す。

〔卅四丁裏〕 ○象往テ入ニ舜ノ宮ニ―「象往キテ入ルニ舜ノ宮ニ。舜在リテ牀ニ琴ヒケリ。」(『孟子』万章章句上篇)象が舜の琴を貰いに舜の住居に入ると、(死んだはずの)舜が臥牀の上で琴を弾いていた。象は舜の異母弟。父の

瞽瞍と謀つて舜を殺そうとした。

○舜之飯糗如草也、一「舜ノ之飯糗如草也、若シ糗ニ終ヘント身ヲ焉。及ビテヤ、三其ノ爲ルニ天子ト一也、被リニ衿衣ヲ一鼓レ琴ヲ。」（『孟子』尽心章句下篇）舜が貧しかった頃、乾し飯を食い、野草を食い、そのまま一生を過しそうだった。やがて天子となつたが、画衣を着、琴を鼓して（さらに堯帝の二女を侍らせて以後も）その暮らしはその位置に安んじて変わることがなかった。糗は干した米、炒り米。衿衣は刺繡を施した衣、彩衣。

〔参考資料〕 松村操『続近世先哲叢談』に伝える皆川淇園。（送り仮名・ルビは入力者）

○淇園嘗テ論文ヲ一、誨ヘテ弟子ニ一曰ク、左氏ハ者古ラシテ也、不_レ宜_ニカ_ニ于今_ニ矣。東漢ハ降リテ也、不_レ合_ニハ_ニ於古_ニ矣。唯ダ龍門ノ之文ノミ、筆鋒縦横シテ、宜_ニシク_ニ于今_ニ、合_ニハ_ニ于古_ニ。真_ニ絶代ノ妙文ナリ。人_ニ苟_ニモ_ニ取レバ_ニ則_ニ于此_ニ、則_ニ其_ニ庶幾_ニカラ_ニンカ_ニ乎ト。故_ニ淇園ノ之_ニ為_ニルヤ_ニ文ヲ、平易和淡、務_ニステ去_ニル_ニ陳腐ヲ_ニ。而_ニシテ其_ニ高古超越ナル_ニ、不_レ依_ニラ_ニ于法_ニ、而有_ニルハ_ニ法者、蓋_ニ善ク學_ニフ_ニ龍門ヲ_ニ一者ナリ也。（龍門は宮瀬氏、名維翰（これたか力）、字文翼、龍門山人と号し、漢族の末裔として劉姓を称したので劉龍門と呼ばれる。通称は三右衛門。其の先は応神天皇の代に帰化して近江志賀に住んだ。紀州藩に仕えた医家だったが、龍門の代に籍を削られ、龍門山に隠棲し、江戸に上つて服部南郭に古文辞学を学び、南郭・余熊耳（大内熊耳）と共に文章家の名を馳せた。劉氏の裔孫の誇りを持ち、また簫を吹くのを得意とした。「哀王孫」の詩に「龍顔隆準赤帝ノ孫、城市糊シテ口ヲ混ス、屠估ニ。」の句がある。赤帝は劉邦。）

○淇園文集初編三卷梓行ス。赤松鴻及ビ柚木太淳序_ニ之_ニ。嗣子允_ニ欲_ニシテ下梓_ニ全集十二卷ヲ_ニ以_ニテ傳_ニヘント_ニ中_ニ于世_ニ上_ニ、未_ニダ_ニ果_ニタサ_ニ。東山圓光寺ノ之僧道隱聞_ニ之_ニヲ、取_ニリテ_ニ所_ニノ藏_ニスル活字ヲ_ニ、刷_ニリ_ニ數本ヲ_ニ、以_ニテ頒_ニツ_ニ同志_ニ一。

（赤松鴻は赤松滄州（字国鸞）の名。淇園・柴野栗山とともに天明四年頃、三白社という詩会を結んだことがある。柚木太淳は京都の眼科医。）

○淇園幼時、嗜_ニ金聖誕ノ水滸傳ヲ_ニ、愛_ニス_ニ其_ニ評語奇拔ヲ_ニ。已_ニシテ長ジテ而尚_ニホ_ニ讀_ニミテ_ニ之_ニヲ未_ニダ_ニ倦_ニ。常_ニ謂_ニテ曰_ニク、真_ニ是_ニ天下ノ才子必讀ノ書ナリト。（淇園は清田儼叟とともに水滸伝・西遊記など中国白話小説を好んで読んだという。金聖誕は七十回本『水滸伝』の作者。）

○淇園少年ノ時、以_ニテ_ニ三世盛_ニノ尚_ニフ_ニ明ノ李王ノ古文辭ヲ_ニ、故_ニ所_ニ為_ニス務_ニメテ摸_ニニ擬_ニス其ノ体ヲ_ニ。及_ニビ_ニ稍壯ナルニ_ニ、心_ニ悟_ニリテ_ニ其ノ非ナルヲ_ニ、而_ニ以_ニテ_ニ為_ニヘラク、古文ハ唯_ニダ韓柳ヲ為_ニス_ニ近_ニシト_ニ乎醇_ニナルニ_ニ一矣。次_ニハ_ニ則_ニチ歐蘇ノ二家ノミ_ニ而已ト。遂_ニニ校_ニシテ_ニ歐ノ文集ヲ_ニ一以_ニテ上_ニス_ニ梓_ニ。

○淇園嘗テ欲_ニシ_ニ振_ニサント_ニ京師_ニ・大阪_ニ・江戸_ニ書畫ヲ_ニ、因_ニリテ勤_ニメ_ニ平生所_ニ識_ニス諸書畫家_ニ、毎歲ノ春秋期日、各携_ニヘテ_ニ其ノ所_ニ為_ニス書畫ヲ_ニ、集_ニ二會_ニ東山_ニ、命_ニシテ曰_ニフ、新書畫展觀ト。自_ニリ_ニ壬子_ニ一至_ニ戊午_ニ一、凡_ニソ十四會、每會所集_ニル、或_ニハ至_ニ三四百幅_ニ。乃_ニチ所_ニ風靡_ニル_ニ、至_ニルハ有_ニルニ海外ノ諸封人モ亦寄_ニセ_ニ其ノ所_ニヲ_ニレ、爲_ニス、以_ニテ列_ニヌルコト_ニ中_ニ之_ニ會中_ニ、亦可_ニシ_ニ謂_ニフ盛_ニナリト矣。

1 「淇園名は愿、字は伯恭、別に第斎とも號し、晩には吞海子とも號せり、善く飲みしが爲にして、酔後の戲畫には多く此の號を署せり、通稱は文蔵と云ひ、讀書の處を有斐斎と號せり、碑文に明經先生墓表とあるは、歿後門人の贈れる私諡なるが、朝廷に明經博士といふがあるを憚りて、後に弘道先生と諡せり、」（西村天因『學界乃偉人』 梁江堂書店（杉本梁江堂） 明44・2・5再版 p.266、ルビは入力者。）淇園の評伝は、本書以来『甲子夜話』の著者松浦静山による墓碑銘を参照しているようだ。銘文は原徳斎『先哲像伝』に載る。なお、松村操『春風』『続近世先哲叢談』上巻（武田伝右衛門 明13・7・15）には、淇園の別号を筠齋としてい

るが、これは箴齋の誤写か。その他にも同書には異伝がいくつかある。
 (前に掲出)息軒の孫安井小太郎『日本儒学史』(富山房 昭14・4・10)
 は、『続近世先哲叢談』に依拠して「筠齋」とする。

2 大河原則武編『作文叢書』昌文堂 明治24・12・11)に、山本信有(北山)
 『作文志』と合刻されている。廣池『支那文典』(後出)の文献目録に
 偶然並記されているのが、淇園の同書を採り上げた私には心強い。同
 書は、国会図書館デジタルコレクション(<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/952937>)で見ることが出来る。

3 大典は伊藤若冲を見出し、淇園は円山応挙や松村月溪(呉春)と懇
 意だった。画工との関係も面白い。やや煩雑だが、『皆川淇園・大田錦
 城』(前掲書)に出ていない例で見つけたものをここに挙げておく。淇園は
 幼時望月玉蟾の家に嬉戯したといい、水墨画を嗜み『書畫』に至りては
 市に定價あり、(西村天因『皆川淇園』)「学界乃偉人」と評価される。ま
 た、田能村竹田『山中入饒舌』には「皆川翁之於『蘆雪』、栲亭翁之
 於『春星』、道載翁之於『月儼』、茶山翁之於『月溪』、終
 身愛之、許之、稱贊之、不措。」(上巻)、「近傳フルニ以テ六法ヲ著セラル、稱ヲ者
 細如來・皆淇園ノ二翁ヲ為ス、尤ト。淇園家居教授シテ不仕ヘ。性豪奢、
 講讀ノ聲與ニ絲肉相紛起、時ニ挾ミテ聲妓ヲ縦、飲ス鴨水ノ之上ニ。
 學成シニ一家ヲ著スコト書ヲ等シ身ニ。畫ニ山水蘭竹ヲ、縦横恣
 逸、饒カニ書卷ノ氣ニ、固ヨリ不求め合フ格。世以テ其ノ人ヲ
 為ス貴ト也。」(下巻)とあり、円山応挙の弟子であつた長沢蘆雪、儒者
 細井平州との関係も注目される。六法とは「氣韻生動」「骨法用筆」等
 の語で示される南画の理念で南齊・謝赫が唱えた。著稱セラルで高名な
 こと。栲亭は村瀬栲亭、春星は蕪村の画号、道載は亀井南冥、月儼は
 智恩院の画僧月儼、茶山は菅茶山、月溪は呉月溪である。豪奢は豪邁

で驕奢の意か。絲肉は絃歌で、原文の返り点は「與ニ絲肉ニ相紛起」の
 方が通じる。(本書及び下巻の引用部分は、森銑三『偉人暦』続編上(中公文庫
 平8・12・18)で知った)淇園は晩年東山の寺院や料亭で書画会を開き、
 そこには若冲・応挙・蕪村らの作品が展観されたという。書画会を開く
 に際して、淇園が揮毫した絵を売って得た代価を蘆雪と妓楼で徹宵痛
 飲し、飲み尽くしたという逸話も調べていく途中で見た(白井華陽『画乗
 要略』巻四)。前出『偉人伝』に、十時梅厓から内田蘭渚宛の手紙に淇園
 が小幅大幅に値をつけ云々とあるのも、祇園の妓を落籍は話の尾緒で、
 書画会か弘道館の資金調達に関わりがあるのではないか。同時代に大
 坂では文人画家で収蔵家の木村兼葭堂が書画会を開いた。『文訣』に
 も登場する応挙は個人展の最初の画家といわれ、この個人展の企画
 もあるいは淇園と関係があるかもしれない。今日、『東山第一樓勝会書
 画帖』等の遺品があるという。江戸時代の文人画の全盛期だったのだ。

4 廣池千九郎『訂支那文典 附録・東洋諸国語学書』(早稲田大学出版
 部 大4・10・25) 附録第三卷「支那文法披閱目錄書」p.27に「淇園
 文訣 二卷 皆川淇園所 口授于男允、而上卷主而記ニ作文法及
 修辭法、下卷大抵記ニ文法之事、ノ初學文譚 一卷 釋大典所
 著、而記ニ文字音韻文法作法之大意、亦一個之雞肋集也、」と並記し
 てある。この附録は増補版にあり、中の「支那文法披閱目錄書」は近世
 の和刻漢文法書をリスト化しており、博搜有益である。モラロジの提
 唱者、麗澤大学の創始者などとして知られる著者は、治博の漢文学者
 でもあり、西洋文典を参照して浩瀚な漢文書を著している。

5 GoogleBooksで公開している書籍は現在では少ないが、日本語資料は
 たいていがW3Cの一員である慶応義塾大学の所蔵本である。「叡智の
 杜 Web」のものと本文は同系統と思われるが、筆斎皆川灌園の序文の

有無が大きな相違点である。文字が大きく読みやすい GoogleBooks の資料画像で細かいところを確認しながら入力を進めた。

⁶ 前出『作文叢書』奥書には「略則」があり、「一本書は先輩遺著を採り初學作文者の方針を示し資料を供ふるに於て最も良好なる者を選び毎月一回刊行する者なり」(原文漢字カタカナ交り文)と謳っている。第一巻は序跋等もなくそのままの活字化・刊行されたが、奥書に第二巻として山縣周南『作文初問』、大典『初學文談』の合刻を予告しているものの、刊行された形跡はない。ここにも、当時の初學者向けの書として採り上げられている。

⁷ 諱の允は「まこと・ただし」等と訓ませたか。皆川允は通称猷蔵または融蔵、字君猷、号灌園または篁斎、諡号を孝順先生という。『国書人名辞典』(岩波書店)に記載があるようだ。西村天囚(前掲書)によれば、父の祖述と遺著の刊行に努め、中でも『淇園文集』後編三冊は洛東圓光寺蔵の慶長古活字を用いて印行させ、また十五冊本として編次したものもあつたらしい。自らの著述は家蔵の文稿一卷のみの由。『淇園文集』

関係記事(『続近世先哲叢談』)は後掲。(後出文中「東山」は円光寺であろう。)加地伸行編『皆川淇園・大田錦城』(叢書日本の思想家 26 明徳出版社 昭 61・10・20) p.111

⁹ 「物を開きて務めを成す」と読み、易はこれによつて天下を冒つて己むものと定義されている(『易経』繫辭伝)。『易学階梯』『名疇』等とその典拠と定義を載せている。私立開成高校の名称はこの「開物成務」の語に基づくという。(現在の同校 ETC では「人間性を開拓、啓発し、人としての務めを成す」と現代風に言い換えられている。)

¹⁰ 前出戸川の文献一覧の他、『皆川淇園・大田錦城』(前掲書)の付録「関係文献」に原稿の所蔵等を一覧で示す。自筆(書き入れ)原稿の類は多

く京都大学付属図書館が「皆川文庫」として所蔵している。火災云々は西村前掲書が子孫の言として伝える。現在なお、非売品の『鴻儒皆川淇園』(明治 41 年淇園会で配布。)などでも東京の図書館等で閲覧するのは難しい。三枝博音校訂・解説『天文・物理学家の自然観(二)』(日本哲学全書 9 第一書房 昭 11・9・20)に「易学階梯」の刊行分(三冊中第一冊)を翻刻してあるが、第二・三冊は刊行されなかつたものである。

¹¹ 關儀一郎編『日本儒林叢書』第六冊(解説部第二 東洋図書刊行会 昭四・九・二五)所収。『問学挙要』(安永 3(一七七四))は淇園の折衷学の「方法序説」ともいうべき書(『皆川淇園・大田錦城』p.17)と言われ、天明期(一七八九)にかけてその「開物学」の成立に関わつてると云われる。『淇園文訣』との比較は、その視点から行う意義もあるだろう。

¹² 現在も同地に公益財団法人有斐斎弘道館の施設が残り、イベント・茶会・講座等を行っているようだ。なお、江戸時代の私塾については、奈良本辰也編『日本の私塾』等を参照。

¹³ 淇園の評伝が度々引用する上田秋成の淇園評をここにも引いておく。「皆川文蔵が、度々あふごに、どうじやおやちとなぶらるゝ事じや、同年、髪がくろうて、齒が落いで、杖いらすの目自慢じやあつた、いつぞや出會に、どうやら骨がほそうなつた、さきへお死にやろ、念佛申てやろといふたが、はたして其とをりじやあつた、講堂もしつろい、溝の曲水も犬のくそのたまる所になつたよし、あほうには違ひはない、」(『膽大小心録』上、『新燕石十種』5 国書刊行会 大 2・10・25 所収)

¹⁴ 西村前掲書には、「夫易開物の道は、太古伏羲氏の製作より著れて、周文王それを演べ、周易六十四卦を作り給へり、右の開物の道を用て道德性命の理を明せる書なる故に、易は誠に六經の蘊奥なり、漢より已降は、其の道も文も湮晦して、其書は存したれ共亡せたるに齊し、

愿幸に天の寵靈に藉り、誠求竭精、年を積みたる驗ありて、其の道始て古に臻に近きを得て、繹解の書を著はしたり、(以下略)」「『授易記業帖』冒頭文。読みがなは入力者。)同書は『受業門人帖』(一、三十一人の入門者の署名と年月を記す。)と同じく、易の秘伝を伝えた二三人の名を記したものの。『名疇』冒頭と同趣旨の文で、「弘道館」の名も見えている。西村は「淇園が易學の官板を森嚴秘奥にしたるこそ、京儒の本色なればけれ。」(『學界乃偉人』p. 286)と言っている。また、同書引用の「爲」建弘道館「祭」地文(文化三二二八〇六)にも「蓋亦由聖人開物之道湮。而天人之斷其通一故上也。愿承天寵一學。易。沂古伏羲氏開物及文王六十四卦一率得二微合一焉。」(蓋しまた聖人開物の道埋れて、天人のその通を斷てる故によるなり。愿天寵を承け易を學び、古の伏羲氏の開物と文王の六十四卦に沂り、率ね微合を得たり。)とある。

¹⁵ 戸川『虚字詳解』には、『虚字解』より劣る意味の指摘があった。

¹⁶ 加地伸行『中国人の論理學―諸子百家から毛沢東まで』(中公新書 480 中公論社 昭和 52・9・25)

¹⁷ 『詩経助字法』(天明三二二七八三、『漢語文典叢書』第6巻二九八〇)所収の附録「学詩要語」は、『論語』を読む基礎として『詩経』(詩三百)の読み方を説いた三十二丁の短編の中に『文訣』と同じく「略折」「接應」などの術語を使つて読詩の要領を説いている。その最後に、詩は辞が少い場合でもその語意は皆充足したものであり、辞に露わでない場合その意は隠れていると説く。「此隠れたるを求るには紀實體用道の法あり」として易の九籌に従つて排列したものを図解している。意の顯現の仕方、彼我の別、既往・未来・正中の時系列に分類して全部で 33 変化の座標を立てて、文の叙述を解析・按配すれば全ての意象が明らかになると説くのである。ただし、これは飽くまでも文の解釈を記述するための標識であり、肝心の文理について実践的には「文理に明達なる人」「細心讀書

の人」にしか読み込めない。易の方法論が問われる理由の一つは、こにあるだろう。

¹⁸ 復文の他に和文に基づき漢文に訳編した「漢作文」の例として服部南郭『大東世語』、中井履軒『昔昔春秋』、菊池三溪『訳準綺語』、杉原夷山『漢訳不如帰』等がある。

¹⁹ 入力者の解釈は略注を参照してほしい。(下巻十五丁裏等)

²⁰ 中村幸彦他校注『近世後期儒家集』(日本思想大系 47 岩波書店 昭和 47・3・25)所収の『問學拳要』第五「晰文理」に「略析」とする。「析」と「折」を古人は同じように記すことが多いが、こはやはり「略折」であり、省略の意だろう。ただし、京都大学に保管されている自筆原稿(皆川本)の書き込みには、「略析はをく原伏なり、略してこちらの方にわけてあるなり」「しれたことゆえに、わかつてのけてしもふたのなり」とある(『近世後期儒家集』「問學拳要」補注 p. 463 原文カタカナ)。「原伏」とは叙述の前提として伏せてある意味内容を指す。「譬へば、若し只二三を言ふ者は、一乃ちこれが原伏と為り、」(p. 110 原漢文を本書では書き下す)。この「わかつ(析)と」のける「折」は一連のものとして把握されていたのではないか。蛇足だが、淇園は漢文の語義を精密に使い分けて難しい術語を次々に生み出したが、弟が和学者であるわりには、なかなかいや和語の活用などはほとんど全く気にしている様子がない。

²¹ 『論語釋解』巻一(古典籍データベース) http://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho/ro12/ro12_01675/ro12_01675_0001/ro12_01675_0001.pdf

(2・29)